

第8章 環境の保全及び創造の見地からの意見と事業者見解

8.1 方法書についての意見と事業者見解

8.1.1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第9条第1項の規定に基づく、2025年日本国際博覧会環境影響評価方法書に対する住民からの意見の概要とこれに対する事業者の見解は、表8.1.1(1)～(27)に示すとおりである。

表 8.1.1(1) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画等		
	住民からの意見	事業者の見解
開催場所の選定の経緯等	<p>○ 夢洲を事業地に決定した経緯と理由を説明すること。 ※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7か所の候補地を比較検討したデータの明示（地域社会への影響、交通アクセスの確保、大気汚染、候補地の順位付け） ・夢洲は上水道、下水道が未整備であることを踏まえること。 ・どのようにしてSDGs達成の貢献につなげるのか。パートナーシップ、市民参加プロセス、議会の関与等、決定までのプロセスの明示。 ・夢洲は、「大阪府レッドリスト2014」で生物多様性ホットスポットのAランクに指定されていること。 ・鳥たちの環境を奪ってしまうこと。 ・産業廃棄物処分地特有のリスク。 ・泥地の夢洲にこだわる理由。 ・埋立地でなく既存の陸上の複数の公園での検討、または、中止のケースも含めた評価検討。 <p>○ 万博会場予定地を見直しすべき。 ※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夢洲の土壌、地質に対する懸念、不安に言及がない。 ・万博会場予定の埋立地は焼却灰などの処理地として今後も利用するべきもの。 ・湾岸部の大気汚染を悪化させる。 ・未利用の既存の陸上の複数の公園での検討。 ・現在の万博予定エリアには貴重な生きものたちの一時避難場所としてそのままの湿地を確保し、すでに埋め立てが済んでいるIRカジノ計画地での万博開催を求める。 ・生物多様性ホットスポットAランクに指定されている、夢洲、近くの野鳥園は、国際博覧会、IRカジノ誘致開発により、多大な影響をうけます。貴重なスポットとして今後も育成してください。 ・チュウヒも越冬期に夢洲にも餌取りに入っています。この他に記録されている猛禽類ではミサゴ、トビ、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、ハイイロチュウヒ、ハヤブサ、コチョウゲンボウ、など。 ・「2019年度春期シギ・チドリ類、各サイトにおける最大渡来数(個体数)と種数」によると、大阪北港南地区(夢洲の名称です)シギ・チドリ出現数が35種で全国第1位であるが、咲洲エリアにリザーブ用地が残っている。 ・持続可能であり、いのちの輝く未来社会が実現されるためには、会場地の見直しをつよく求めます。多大な巨費をかけるのではなく、いま一番、求められている大阪湾、夢洲の自然環境の保全を第一とすべき。 	<p>・開催場所を含む万博の基本構想については、準備書第1章に記載しているとおり、「2025年万博基本構想検討会議」や「2025年国際博覧会検討会」での検討を踏まえ、パブリックコメントを実施したうえで報告書が取りまとめられ、閣議了解を経て決定しています。</p> <p>なお、「2025年万博基本構想検討会議」の議事等は下記ホームページに掲載されています。 http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kokusaihakurankai/banpakukihonkaigi.html また、「2025年国際博覧会検討会」の議事等は下記ホームページに掲載されています。 https://www.meti.go.jp/committee/kenyukai/mono_info_service.html</p> <p>2025年日本国際博覧会は『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとし、万博会場を新たな技術やシステムを実証する「未来社会の実験場」と位置づけており、弊協会としてはこれらの理念を達成できるよう邁進していきます。</p>

表 8.1.1(2) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画等		住民からの意見	事業者の見解
開催場所の選定の経緯等	○ 万博事業は中止すべき。 ※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。 ・地球環境悪化及び自国の社会環境悪化に貢献するような「国際博覧会」は即刻中止すべき。	(見解は前頁)	
開催期間	・万博を夢洲でやるなら、台風と灼熱の夏を避けてください。	・開催期間については、開催期間には国内外の祝日が含まれ、多くの来場者を見込めることや、参加者、来場者が、日本の美しい自然と多彩な文化イベントを楽しむことができる等といった理由で決定されています。	
会場計画	・夢洲の地形・地質・地盤、さらに埋め立て状況などを勘案して策定されたのか。とりわけ夢洲のゾーニング、舞洲駐車場及び出入経路について、策定の経緯を具体的に示すべき。	・会場ゾーニングについては、大阪市の廃棄物処分場の区域をグリーンワールドに、浚渫土砂処分場の水面の区域をウォーターワールドに、それ以外をパビリオンワールドに設定しています。	
	・ウォーターワールドの対象地は軟弱地盤の上でできたいわば塩混じりの水たまりであって、到底来場者が触れて好ましい水とは考えられない。どういう仕組みで安全に触れることができる水を提供するのか。	・(仮称) 舞洲駐車場予定地については、現況が裸地、草地または舗装地の箇所を候補に設置する計画です。また、(仮称) 舞洲駐車場予定地を利用する来場者の走行経路については、交通集中を回避するため ICT 等の技術活用により利用者にインセンティブを付与する等の方法を検討し、湾岸舞洲出入口・淀川左岸舞洲出入口まで高速道路を走行し此花大橋を経由する経路を基本としています。	
	・「来場者が水に触れることができる広場の設置」は、廃棄物処分場の上で実施される計画であることを踏まえて慎重な表現に修正すること。なお、安全な水を確保するために、元の生態系を壊して人造池にすることはあってはならない。	・ウォーターワールドの水面については、今後、利用方針を定めていきますが、利用目的に応じた水質レベルを検討し、安全に配慮していきます。	
	・「来場者が水に触れることができる広場の設置」は、廃棄物処分場の上で実施される計画であることを踏まえて慎重な表現に修正すること。なお、安全な水を確保するために、元の生態系を壊して人造池にすることはあってはならない。	・ウォーターワールドを整備予定の夢洲内の水面において、動物の調査、予測、評価を実施しました。必要に応じて環境保全対策を検討し、準備書第 5 章に記載しました。	
	・壱岐市立一支国博物館は、博物館全体がヒートされる事を抑えている。熱を蓄積しない。各パビリオンもコンペの時の一つの課題として設計され実施されるのが望ましい。植樹もそれと一体となった植樹であって欲しい。	・パビリオン（建築物）の設計等に当たっては、環境配慮事項を示すガイドラインを作成し、協会が建設するものについては積極的に環境配慮を行うとともに、参加者が建設するものについても環境配慮を促します。	
	・建築物などに、化学物質過敏症への対策をいれてください。		
	・会期終了後に敷地から撤去される予定であるとするならば、そのような一時的な建築と持続可能性との間の一致をどのようにしているのか。	・建築物の部材については、認証や認定を受けたリサイクル部材や、リユース・リサイクル可能な部材を活用する等、徹底した 3R (Reduce, Reuse, Recycle) に努めます。	
・太陽、風、地熱などで発電する自然エネルギーを電力の万国博覧会にしたい。自然エネルギーの力を未来に示す万国博覧会にすべき。	・可能な範囲で自然エネルギー（再生可能エネルギー）で発電した電力の利活用を検討します。また、本万博で発信していくべき未来社会における環境エネルギーの姿や実証・実装を進めていくべき技術について「未来社会における環境エネルギー検討委員会」を設置し、脱炭素社会の実現に資する様々な技術についても検討を行っており、2021 年 6 月に本検討委員会の中間取りまとめとして「EXP02025 グリーンビジョン」を公表しています。		

表 8.1.1(3) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画等		住民からの意見	事業者の見解
雨水排水計画	<ul style="list-style-type: none"> 「雨水排水は雨水配管等により集水し、海域放流を行う予定である。」としているが、雨水についてはまず屋根などを用いて集水し各種用途に利用した後に、汚水は下水道に、清水は海域放流とするべき。何の利用もせずただ放流するのは無駄である。 	<ul style="list-style-type: none"> 雨水の有効利用は、会場内の散水や灌水に利用する等、今後検討していきます。 	
緑化計画	<ul style="list-style-type: none"> 会場内の緑化の目標をあらかじめ設定しておき、それに向かって緑化を計画すべき。 ※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。 ・その際、最低限、工場立地法に基づく緑地面積の割合を下回らないこと。 ・自然再生されている塩性湿地などの特性を生かした緑化を目指すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地の整備方針は、会場計画の検討を進める中で暑さ対策等も踏まえて、今後検討していきます。 	
工事工程	<ul style="list-style-type: none"> 工事日程は、この環境アセスの日程との整合性は取れているのか。 ・事業計画を年次、月ごとに具体的に明示してください。(工事中、供用時、撤去時において、同時期に行われる他の工事との相互影響を検討するため。) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価手続き完了後に工事着工する工程としており、整合性は取れています。工事工程については、準備書第1章に記載しました。 	
工事関連車両ルート	<ul style="list-style-type: none"> 「可能な限り阪神高速道路を利用」としていることに関して、地図上に、①大型車混入率が5割を超える地点(表2.1.7(2))、②PM2.5が環境基準を超えている地点(表2.2.1)、③騒音が環境基準を超えている地点(表2.2.7)をプロットし、ルートとの位置関係を明確にすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地周辺の自動車類交通量については、準備書第2章に記載しました。予測、評価にあたってはこれらの現況及び事業計画を踏まえて実施しました。 	
SDGsについて	<ul style="list-style-type: none"> ○「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに持続可能な開発目標(SDGs)の達成に貢献するのであれば、SDGsのどの項目についてどのような貢献をするのかの具体的な案を出すべき。開催中は当然として、万博前および万博後・跡地利用に関しても、どのようにしてSDGs達成に貢献するのか、明示してください。 ※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。 ・夢洲を会場とすることで「2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成(ターゲット12.2)」と矛盾しないか、説明すべき。 ・SDGsによる評価指標を以下のように設定し、万博開催前、期間中、閉会后、3年後、5年後(2030年)において、各指標の到達状況を確認できるようにすることを提案します。 1. 自然環境 ①気候変動対策(目標13) <ul style="list-style-type: none"> ・関西エリアの温暖化ガス排出量・温暖化関連現象 ②海の豊かさ(目標14) <ul style="list-style-type: none"> ・海産資源量・水辺の生物の生息面積(干潟と湿地の合計) ③陸の豊かさ(目標15) <ul style="list-style-type: none"> ・緑地面積とそこでの希少な植物・昆虫類・両生類の生息可能面積の総和 	<ul style="list-style-type: none"> 本万博が開催される2025年は、国連が設定するSDGsの目標年である2030年の5年前であり、SDGs達成に向けた世界各国による取組の中間地点と位置づけて進捗状況を確認し、その達成に向けた取組を加速させる絶好の機会となると考えています。 同時に、本万博においては、2030年のSDGs達成にとどまらず、+beyond(2030年より先)に向けた目標が示されることも期待されます。パビリオン展示にとどまらず、SDGs+beyondに向けた取組について世界各国の有識者や来場者等が議論を行う場を設け、その成果を取りまとめた上で、世界に発信していきます。 	

表 8.1.1(4) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画等		
	住民からの意見	事業者の見解
SDGs について	<p>2. 社会環境</p> <p>① 飢餓をなくす (目標 2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関西のフェアトレード商品の売上高・フードロスの量・関西の食料自給率 <p>② 健康と福祉 (目標 3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人を含む社会的弱者の数・支援体制の充足状況 <p>③ 教育 (目標 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ESD (持続可能な開発のための教育) の進捗状況 <p>④ ジェンダー (目標 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業の女性の正規雇用者の割合・民間企業の有給育児休暇の日数 ・ 障がい者の正規雇用の割合・女性管理職の割合 <p>⑤ 水・衛生 (目標 6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪湾に流れ込む河川の水質と汚染物質の量 <p>⑥ 不平等をなくす (目標 10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性、外国人、同和、疾病、LGBT、ホームレス、刑務所出所者に対する差別の相談件数 <p>⑦ 持続可能な都市 (目標 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関西エリアの大気汚染濃度の推移・交通事故者数 <p>⑧ 平和と公正 (目標 16)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉司の数・環境影響評価図書等の情報公開の実施件数 <p>⑨ パートナーシップ (目標 17)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業省の途上国支援プログラム予算額・大阪府の途上国支援プログラム予算額・途上国支援プログラム事後評価値 <p>3. 経済環境</p> <p>① 貧困 (目標 1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金無受給者の数・小学校給食費未納者の数・外国人の生活保護受給世帯数・ホームレス支援の予算 <p>② エネルギー (目標 7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費電力のうち再生可能エネルギーの割合 <p>③ 働きがい・経済成長 (目標 8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関西地域での ESG 投資額 <p>④ 産業・技術革新 (目標 9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化関連の研究開発従事者数と研究費 <p>⑤ リサイクル (目標 12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フードロスの量・エコリーフ環境ラベル取得製品数・環境ラベル (EPD) 取得件数 	(見解は前頁)

表 8.1.1(5) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画等		
	住民からの意見	事業者の見解
愛知博の継承・先進的アセスの実施	<p>○ 国際博覧会の名にふさわしい自主アセスメントの実施、愛・地球博、ミラノ万博における環境アセスメントの継承、持続可能な開発目標に根差した環境アセスメントの実施</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛知万博における通産省審議官通知の精神を生かして欲しい。 ・愛知万博アセスの成果といえる「博覧会理念の実現に資するアセス」「会場計画と連動したアセス」をめざし、とくに「長期的な地域整備事業のアセスとの連携を図る」 ・広域的で大きな開発である万博の様な事業については、一般の開発事業よりも先進的な発想をもって、将来に対する責任ある展望を示すべき。このため「未来社会の実験場」としての市民アセスメントを市民共同でやるべき。 ・大阪湾の人工島・夢洲という開催予定地にふさわしい環境アセスが求められる。 ・事業の与える環境影響、社会的影響、経済影響のコントロールとモニタリング。事業実施エリアだけでなく、事業の影響が及ぶ地域全体への評価。事業後の解体、跡地利用における評価 ・万博後の夢洲に豊かな自然の現代的意義を認め未来的価値を保持し継承していくべき。夢洲の自然回復ポテンシャルを認め、大阪市内の都市環境にとって夢洲に自然生態系を残すことが風水害対策・気温・空気清浄機能などどれだけメリットをもたらすか、検証してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の環境影響評価にあたっては、愛・地球博の際に「2005年日本国際博覧会環境影響評価要領」を定めた通商産業省審議官通達や他事例等を参考に、大阪市環境影響評価条例に基づき実施し、その結果を記載しました。
IR等夢洲開発事業との複合影響等について	<p>○ 万博予定地だけでなく、夢洲全体の地域整備事業における環境影響評価と連携を図り広域での環境アセスメントを行うべき。</p> <p>※複数の意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万博事業と IR 事業の一体性から派生する諸問題について検討されること。(両施設の土地造成は一体的で連続的に実施されている。夢洲まちづくり基本方針(案)によれば、IR 施設の整備は 2020 年度後半開始、万博会場は 2023 年度からの建設予定であり、多くの点で関連性が深い。「都市インフラ」についても、大阪市の計画は IR をにらんで「恒久的」なものとして想定されており、万博はその一部にすぎない。大阪府市の夢洲開発への財政投入も「万博」施設単独を想定していない。万博の施設建設の時期には、すぐ隣の地で「IR」施設の建設が進行していることになり、IR 施設の方が建築物の規模が大きく、高層建物であって、粉じん・騒音・建設資材搬入車の交通量など環境への影響の全般について、相互に加重となり相乗リスクも大きいと考えられる。) ・隣接する夢洲 3 区の IR 関連施設予定地も同時並行で開発されるとの大阪市の具体計画があり。 ・環境アセスメントは、物流拠点並びに IR カジノ開発を含む複合影響を検証、評価することを望む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夢洲において同時期に計画されている周辺プロジェクトとの複合的な影響を試算して、準備書第 5 章に記載しました。

表 8.1.1(6) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画等		
	住民からの意見	事業者の見解
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・予測・評価に際しては、環境影響評価法における「基本的事項」を踏まえて、以下の4点については特に重視して実施すること。 ①地域及び事業の特性に応じた重点化を図り（スコーピング）、市民の関心に応える内容とすること。とりわけ、生物多様性の確保、大気質、防災については関心が高いので、市の技術指針を踏まえつつも、より丁寧な説明を可能とする調査・予測・評価を行うこと。 ②科学的知見の限界に伴う予測の不確実性について、その程度およびそれに伴う環境への影響の重大性に応じて整理すること。たとえば、生物分野では、予測において調査で把握しきれなかった生物が存在することなど、調査の不十分性を考慮し、その程度およびそれに伴う影響の重大性を検討すべきである。大気質については、交通量が計画の想定を大きく上回るケース、コンテナヤードの需要が増大するケース、IRの工事が万博期間中に重複するケースなど、どのような影響の程度と範囲の幅があり、事前配慮が必要かを整理すること。 ③他の選定項目に係る環境要素に及ぼすおそれがある影響について検討が行われるよう留意すること。たとえば、工事や開催期間中の花火や照明が生き物に与える影響、工事に伴う水質の変化が鳥類の餌となる底生生物に与える影響などである。 ④環境影響の回避を最優先として、IRの実施時期の変更による生物多様性の確保など、柔軟な対応を大阪府・市との協議により検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の環境影響評価にあたっては、大阪市環境影響評価条例に基づき実施しました。環境影響評価法における「基本的事項」等も参考にし、大阪府、大阪府とも協議して予測評価し、その結果を準備書第5章に記載しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・調査・予測・評価・事後調査において、情報公開と市民参加を促進し、幅広い市民および市民団体と連携し、協働する手法を提示し、確実に実施すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・準備書作成にあたっては、既存資料調査は、データの科学的妥当性の観点から、国または地方公共団体による報告書や有識者による確認を経た報告書等を基本としました。市民団体等が公表している資料については、可能な限り現地調査実施前にその内容を確認し、調査にあたって注意すべき種の見当をつける等、参考資料として使用しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画が抽象的で具体的な事業計画が記述されていない。廃棄物処分場の埋め立て事業やIR建設事業などが錯綜しているからだと推測します。科学的な環境影響の予測をするためにも各々の事業の伸長を想定して、環境影響予測を複数案策定してはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事業計画については、準備書第1章に記載しました。 ・夢洲において同時期に計画されている周辺プロジェクトとの複合的な影響を試算して、準備書第5章に記載しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「夢洲まちづくり構想」では、夢洲において新たな国際観光拠点の形成をめざし、短期～長期的な視点でのまちの将来像を見すえたゾーニング、土地利用を行うとしている。本事業は、このうちの『観光・産業ゾーン』および、『グリーンテラスゾーン』の一部で開催するものである」と、表下にわずかに記述しています。このような全体の環境影響評価にも大きな影響となる内容を、なぜ冒頭に記さないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「夢洲まちづくり構想」及び2019年12月に策定された「夢洲まちづくり基本方針」の概要については、準備書第1章に記載しました。

表 8.1.1(7) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画等		
	住民からの意見	事業者の見解
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> 今の段階でクリーンな自動車は電気自動車以外にはないだろう。すでに出回っている電気自動車を更に進化させたものを見せて欲しい。世界中の人が願っているのがバッテリーの軽量化、新次元で電気を発生する装置、パワーの強力化や、長寿命化、チャージ時間の短縮など、日本が世界に誇る技術を日本はもとより海外の人に見せて欲しい。 画期的な持続可能性を求めているのなら、再生可能エネルギーを使用した乗り物に限定するような思い切った措置が必要ではないか、この案で描かれるレベルのことでは、従来と同じ再生不能なガソリンや軽油が多量に消費されるだけではないかと思われる。 正確な影響予測と評価をするために、その前提となる発生源情報を調査し公開するべき。(1区から排出される処理水の2区への土壌汚染等の影響や万博工事に伴って新たに排出されるごみの量・処理方法、博覧会終了後の撤収ごみ量、最終埋立て方法・量など。) 予測も含め、最大限の情報を提供してアセスをやり直すべき。その場合、出展事業者等が判明した後では遅く、むしろ、抑止のための対策をアセスに組み込むべき。 夢洲は大阪において最大の物流港湾であり、もちろん夢洲だけで交通や物流が成り立っているのではなく、万博期間中影響を受けること必至な大阪市全体への交通や物流、それによって派生する公害や混雑問題への視点が全く考えられていないことが問題。 	<ul style="list-style-type: none"> 本万博では「未来社会の実験場」をコンセプトとしており、会場内外での実証実験を通じてイノベーション・技術革新の推進を図っています。環境・エネルギーや移動・モビリティ分野についても、脱炭素社会の実現に資する様々な技術の実証・実装事業を実施して参ります。核となる技術等の候補及び目指すべき方向性について記載した「EXPO2025 グリーンビジョン」を2021年6月に公表(2022年4月に改定版を公表)しています。 方法書では調査、予測、評価の手法等を示しています。選定した環境影響評価項目について、事業計画に基づく発生源の情報等を整理した上で、調査、予測、評価を実施し、環境保全対策とともに準備書第5章及び第6章に記載しました。 大気汚染、騒音、振動等、関連車両に伴う影響の調査地点については、車両台数が集中し影響が予想される此花区、住之江区、港区を設定しました。なお、大阪市によって道路の拡幅等の対策が実施される計画です。 (仮称)舞洲駐車場予定地においては、事前予約制の導入を行うことで、来場時間の平準化を行い車両のピーク時間帯への集中の回避に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> 方法書の規定対象が開発や建設においてのみになっており、万博が標榜するSDGsにおいて求められている開催時、後までも含めた環境影響評価とはなっていないことが問題。環境アセスメントの新しい環境影響評価項目の選定と調査・予測手法を明確化すること。 愛知万博アセスの基本方針に「長期的な地域整備事業の環境影響評価との連携を図る」とあるが、これは大阪万博アセスでも忘れてはならない方針だ。この点にも関わり、万博会場の跡地利用に触れられていないのは問題である。愛知万博では跡地利用が「住宅開発」であることに対し、BIEが激怒して会場変更につながった。大阪万博ではIRという名のカジノが、跡地にも拡張されると言われ、万博アセスでも注視しなくてはならない。 万博の跡地利用について明らかにしてください。 万博終了後の開発・整備にも関連し、その後の自然環境をどの様に整備し続けるかについて明確にすべき。 会場について、「一部建物はレガシーとして現地で再利用する」計画が具体化した際にはフォローアップを行うこと。 (仮称)舞洲駐車場について、「会期終了後には舗装及び施設等の撤去工事を行う」際の周辺への騒音等の影響と、行わずに再利用することがある場合など、計画の熟度に合わせたフォローアップを行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 予測、評価にあたっては開催期間及び建設、解体工事期間における必要な項目について実施し、その結果を準備書第5章に記載しました。また、事後調査の方針を準備書第7章に記載しました。 万博終了後の夢洲は、大阪府、大阪市、経済界により策定された「夢洲まちづくり基本方針」をもとに今後、開発される予定です。 「夢洲まちづくり基本方針」によれば、夢洲での国際観光拠点の形成を具体化するにあたって、観光施設及び物流施設のそれぞれが最大限に機能を発揮できるようまちづくりを進めるとともに、まちづくりの進展に応じて、地元自治体等を始めとする関係機関の連携が必要であると記載されています。 現在の事業計画を基に調査、予測、評価を行いました。 本事業の実施にあたっては、事後調査を行うことを計画しており、事後調査の方針を準備書第7章に記載しました。

表 8.1.1(8) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 事業計画等		
	住民からの意見	事業者の見解
上記以外	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 舞洲駐車場及び出入口経路を整備する際、「現況が裸地、草地」の箇所を候補にする場合は、ヒートアイランドに対する影響を評価する上での前提条件となるため、そのことが明らかになった時点でフォローアップを行うこと。 ・会場エリアを含む夢洲全体の気象及び温度、湿度、体感温度等、人体に与える影響の予測・評価を実施すべき。 ・会場へは、徒歩、自転車、車いすでも、ゆけるのでしょうか。そうであれば安全対策も必要です。地下鉄の延伸、自動車等でなければ、入場できないならば、会場選択として問題があります。非常な渋滞、騒音、大気汚染なども予想される。 ・夢洲 1 区を一般客が入れる駐車場や遊休地として活用することは、廃棄物処理法の原則から言っても危険で許されません。廃棄物という汚染物質の塊りを投棄した場所を会場にするならば、それ相当の汚染実態調査・汚染物除去が必要だと思います。 ・開催時間は、午前 9 時から午後 10 時までと（予定）されていますが、会場で就労する労働者は、深夜 10 時をまわって帰ることになります。深夜 10 時までには家に帰って休めることは必要と感じます。暮らしている生きものにとっても大きな迷惑です。 ・国策においては、多くの民意は無視され、住民の分断、自然破壊が行われている。住民、動植物が暮らしていることを大切にしています。大阪博覧会は内外の人々と、つながり、大切にできるものにしてほしい。 ・大型施設（カジノなど）よりも自然環境を残してほしいです。最大限環境に配慮してください。環境に悪影響ならば、万博開催の中止をお願いします。 ・愛知万博は循環型社会を目指すというメッセージが大きく発信されたと思う。このテーマは引き続き 2025 年の博覧会でも継続されることを望みます。愛知が自然環境の保全なら大阪は自然環境の創出という事を試みてはいかががでしょうか。 ・計画中、開催中、開催後も調査等の結果は、記録保存し、今後の教訓とできるようにしてください。 ・方法書は、誰にもわかりやすく、西暦表記、西暦併記にしてください。 	<p>(見解は前頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業においては、局地的な風向風速に影響を与えるような大規模な建築物の計画がないことから気象の影響評価は実施しませんが、風向風速、全天日射量及び放射収支量の現地観測を実施して大気質の予測評価を行い、準備書第 5 章に記載しました。なお、万博の開催にあたっては、暑さ対策についても検討し、来場者の安全、健康に配慮します。 ・交通計画を踏まえて施設関連車両の騒音、大気質の予測、評価を実施し、準備書第 5 章に記載しました。また、環境の保全及び創造のための措置を準備書第 6 章に記載しました。 ・関係機関と連携し、地域のニーズや周辺状況に応じて、自転車駐輪場の整備等を図り、自転車の活用推進に努めます。 ・夢洲 1 区を含む会場については、大阪市により廃棄物処理法に定める最終処分場の維持管理基準を満たすよう 50cm 以上の覆土が行われた後に、引き渡される予定です。会場整備では、50cm 以上の覆土を維持します。 ・事業計画及び現地調査結果も踏まえ、照明や騒音等に関する対策を検討し、準備書第 5 章に記載しました。 ・大阪・関西万博では『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとし、人間一人一人が、自ら望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとともに、こうした生き方を支える持続的な社会を国際社会が共創していくことを推し進めます。 ・大阪市環境影響評価条例に基づき、調査、予測、評価を踏まえて、環境への配慮を検討し、準備書第 5 章及び第 6 章に記載しました。 ・大阪・関西万博では『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとし、人間一人一人が、自ら望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとともに、こうした生き方を支える持続的な社会を国際社会が共創していくことを推し進めます。 ・本環境影響評価における現地調査結果は準備書第 5 章に記載しました。事後調査の結果についても環境影響評価手続きに基づいて公開します。 ・既存資料については出典元の表記を使用しています。その他部分については、わかりやすい表記を心がけます。

表 8.1.1(9) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

2. 地域の概況	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・P17 2.1.2 産業 表 2.1.3 産業分類別事業所及び従事者数の漁業が一となっている。此花区に 1 組合（組合員 48 名）、住之江区に 1 組合が既存し、大阪湾、淀川、大和川で漁業を営んでいる。なぜ一となっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料調査については国または地方公共団体の資料を基に作成しています。表 2.1.3 産業分類別事業所及び従業者数は「令和 2 年度 大阪府統計年鑑」を基に作成しています。この資料によると大阪市は漁業が「一」となっています。なお、表 2.1.3 の注に次の記載を追加しました。「漁業は、事業所数及び従業員数ともに「-」であるが、2つの漁業協同組合において大阪府から許可を受けて漁業を営んでいる。」
<ul style="list-style-type: none"> ・事業計画地周辺の自動車類 交通量（平成 27=2015 年度）を示され、出典：（平成 29=2017 年 6 月 15 日更新大阪府）とありますが、方法書を提案された 2019 年最新の観測結果はないのでしょうか。事業計画地周辺の観測のみで判断するのは不十分です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料調査については国または地方公共団体の資料を基に作成しています。本準備書に記載した道路交通センサスのデータが公開されている最新のデータとなります。
<ul style="list-style-type: none"> ・臨海部では船舶からの排気ガスが大気環境に与える影響が大きいことから、夢洲とその周辺のコンテナヤードに入港する船舶隻数及び総トン数を記載すること。 ・23 ページの交通の中に、コンテナ船の入港状況などを具体的に記載する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料調査については国または地方公共団体の資料を基に作成しています。図 2.1.3 入港船舶隻数及び総トン数の推移（大阪港）（「港湾統計（年報）」）については、コンテナ船を含んだ隻数及びトン数となっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・図 2.1.3 「港湾統計」で、2015 年時点での入港船舶数に大きな変化があるのはなぜでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・弊協会では把握していません。
<ul style="list-style-type: none"> ・P31 2.1.5 水域 (1) 水域利用の状況について、漁港区域はなく、漁業権は設定されていないが、大阪府の許可漁業により漁業を営んでいる。年にはよるが、新島周辺海域では、機船船びき網漁業によるいわしらす、いかなご漁業、淀川河口域ではさより漁、袋付建網（小型定置）、囲刺網ではアジ、スズキ、チヌ、イワシなど漁獲している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存資料調査については国または地方公共団体の資料を基に作成しています。なお、2.1.5 水域 1. 水域利用の状況に、海面漁業生産統計調査（農林水産省ホームページ、令和 3 年 6 月閲覧）によると、大阪市における平成 30 年の漁獲量は 210t であることを記載しました。また、表 2.1.3 産業分類別事業所及び従業者数の注に次の記載を追加しました。「漁業は、事業所数及び従業員数ともに「-」であるが、2つの漁業協同組合において大阪府から許可を受けて漁業を営んでいる。」
<ul style="list-style-type: none"> ・大気質、二酸化窒素など、すべて「事業計画地から最も近い」ところでの状況、調査結果です。近隣区においても「調査をおこなっていない」との記述もあります。調査範囲にどのような基準をもっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査範囲は、環境影響評価の実施を予定している此花区、港区、住之江区を基本としていますが、必要に応じて会場予定地に近い常時監視測定局のデータや、大阪市内全体の環境基準達成状況等も併せて記載しています。
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物埋立処分場、夢洲の廃棄物はどのようなものか。また、夢洲は廃棄物埋立処分場として、一般の環境基準は適用されていない点について、触れられていません。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夢洲 1 区は最終処分場であり、廃棄物処分場として、一般廃棄物及び産業廃棄物（広域処理廃棄物焼却灰含む）が埋め立てられています。また、夢洲 2 区、3 区については、浚渫土砂及び陸上発生残土により埋め立てられています。 ・なお、浚渫土砂は大阪湾や市内河川由来であり、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の受け入れ基準を順守した土砂となっています。
<ul style="list-style-type: none"> ・夢洲 1 区に東日本大震災で出た東北地方の産業廃棄物（可燃・不燃物）が埋設されている事実を明記してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災により生じた廃棄物の広域処理の状況については大阪府、大阪市により公表されています。その概要を準備書第 2 章に記載しました。

表 8.1.1(10) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

2. 地域の概況	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 希少種の生息で、大阪府レッドリストに記載されている天然記念物のスナメリを明記する必要があります。2015年9月に須磨海浜水族館と朝日新聞の共同調査で、大阪湾の関西空港周辺で最大20頭以上の群れや、体長1メートルの子どもが確認されています。また、海遊館でもスナメリ調査の活動をしています。同様に、シギ・チドリ類を明記してください。環境省は、渡り鳥のコアサイトとして夢洲のシギ・チドリを重視しています。 	<ul style="list-style-type: none"> スナメリについては、本事業は海域を埋立てる事業ではないこと、方法書時点では排水処理施設を設置し、公共用水域へ排水を放流する計画でしたが、事業計画の進捗により、排水は公共下水道に放流する計画となったため、海域の水質への影響は限定的であると考えられ、本事業でのスナメリ独自の調査を実施しませんでした。また、海域動植物や水質の現地調査実施時に周辺海域を観察しましたが、スナメリは確認されませんでした。 シギ、チドリ類を含む鳥類については、既存文献等を踏まえ現地調査を実施し、その結果を準備書第5章に記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> これまで確認できている、夢洲に暮らす動物、植物、水生生物についても記載してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存資料調査及び現地調査の結果を準備書第5章に記載しました。 市民団体等が公表している資料については、可能な限り現地調査実施前にその内容を確認し、調査にあたって注意すべき種の見当をつけるために使用する等、参考資料として使用しました。
<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律(平成27年10月2日公布・施行)は、瀬戸内海の現状に鑑み、瀬戸内海を豊かな海とするため、その環境の保全上有効な施策を一層推進するために、「瀬戸内海の環境の保全」について、水質が良好な状態で保全されるとともに、生物の多様性及び生産性が確保されるなど、瀬戸内海の有する価値や機能が最大限に発揮された「豊かな海」とする考え方を明確にし、具体的施策の追加等の措置を講ずることとされた。このことについて言及すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 方法書時点では排水処理施設を設置し、公共用水域へ排水を放流する計画でしたが、事業計画の進捗により、排水は公共下水道に放流する計画となりました。
<ul style="list-style-type: none"> 夢洲が大阪湾の人工島であることから、65ページ以降の環境保全関係法令等に「瀬戸内海環境保全特別措置法」も加えて、関係する環境保全措置などを明記すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 瀬戸内海環境保全特別措置法については、準備書第2章 2.5.2 環境保全関係法令等 3. 水質汚濁に係る規制に明記しました。 方法書時点では排水処理施設を設置し、公共用水域へ排水を放流する計画でしたが、事業計画の進捗により、排水は公共下水道に放流する計画となりました。
<ul style="list-style-type: none"> 社会経済・生活環境・自然環境・社会的文化的環境について、それぞれ総花的にまとめられている。既存の文献や資料による精査を求めたい。 会場予定地の夢洲では現在、大阪湾の「一大コンテナターミナル」が稼働している。大阪府市によって、「夢洲まちづくり基本方針」も策定されている。稼働中のコンテナターミナルと「夢洲まちづくり基本方針」、IRを中心とした国際観光拠点についても、その概況を記載すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 「夢洲まちづくり構想」及び2019年12月に策定された「夢洲まちづくり基本方針」の概要については、準備書第2章に記載しました。

表 8.1.1(11) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

3. 事業計画に反映した環境配慮の内容		
	住民からの意見	事業者の見解
【1 周辺との調和】	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺土地利用との調和で、同時期に行われる工事を明記してください。環境への影響を回避低減するためにも、同時期に行われる埋め立て事業、IR 建設事業などで生じる環境影響との相乗作用を具体的に検討してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夢洲において同時期に計画されている周辺プロジェクトとの複合的な影響を試算して、準備書第 5 章に記載しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちの将来像を見据えたゾーニング・土地利用を行う」上で、I R 計画を後年にして、埋立が完了していない区画を生物多様性確保の観点から回避することを含めた評価を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・IR については、大阪府、大阪市により検討が行われている事業であり、計画の変更を検討する立場ではありません。陸域動植物及び生態系の環境影響評価の結果は準備書第 5 章、環境の保全及び創造のための措置の内容は第 6 章に記載しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「大阪市生物多様性戦略」とも整合を図るべき。【基本戦略 B】自然空間の保全・創造、方針 I 生物多様性の保全【具体的施策 No. 15】生物多様性ホットスポットを保全しようとして、ホットスポットとして、野鳥園臨港緑地（もと南港野鳥園）、夢洲と明記されているので、これに沿ったものとすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夢洲は南港野鳥園とともに生物多様性ホットスポットに指定されていることから、陸域動植物及び生態系の環境影響評価の結果は準備書第 5 章、環境の保全及び創造のための措置の内容は第 6 章に記載しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「低炭素社会の構築」の中で、来訪車についてはその多数の集積が予想されるのだから、CO2 排出量の軽減についてしっかり検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車による来場者については、原則、パークアンドライドとし周辺交通量の増加を極力抑えます。また、(仮称) 舞洲駐車場予定地を利用する来場者の車両の走行については、ICT 等の技術活用により高速道路利用を誘導すること等を検討し、CO₂ 排出量削減に努めていきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・土地の改変や樹林の伐採を行わないとあるが、貴重な生態系(干潟・河川汽水域と代替裸地・草地)の改変等に該当するのではないかと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会場予定地は、大阪市により埋立工事が行われており、大阪市から更地として引き渡される予定であり、本事業による樹木等の伐採はありません。 ・(仮称) 舞洲駐車場予定地は、主に裸地、草地または舗装地ですが、樹林の伐採等を行う場合には必要最小限の規模とする計画です。
【2 循環】	<ul style="list-style-type: none"> ・水循環については緑地の整備や可能な限りの緑化を図る等、保水機能に配慮した土地利用に努めるとあるが、貴重な生物(水鳥: コアジサシ、シロチドリ等、猛禽類: チュウヒ、ハイイロチュウヒ等、干潟生物: ウスコミミガイ、ウチワゴカイ、フジテガニ等)に配慮した水循環を検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、会場整備計画の具体化に際しては、陸域動植物及び生態系の現地調査結果等を踏まえ、緑地や水面確保等、生態系に配慮した会場整備の検討を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の利用については是非実施して頂きたい。3-1 に書かれている散水も雨水で行う事を提案したい。それと一部を浄化して飲用水としても使えるようにする。この雨水はオゾンなどの高度な水処理を使わなくても十分に飲用にできるはずだ。更に言えば「人工島の美味し水」として売り出すか来場者に無償提供しても良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水の有効利用は、会場内の散水や灌水に利用する等、今後検討していきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・「雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。」は、8 ページの「会場計画」の雨水排水とマッチしていないのではないかと。 	
【4-1 地象、水象】	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物は「比較的簡易な仮設的構造とする」(7 ページ)とあることから、簡易構造で軽量の場合は風害の影響を受けやすい可能性があるため、選定は「有」とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高層建築物等を建設した場合に起こる局地的な風向風速への影響を風害と考慮しており、強風による建物の安全面への影響は環境影響評価項目ではありません。ただし、建物の設計時には、風強度を考慮します。

表 8.1.1(12) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

3. 事業計画に反映した環境配慮の内容		
	住民からの意見	事業者の見解
【4-2 動物、植物、生態系】	<ul style="list-style-type: none"> 言葉だけの「グリーン」や「ウォーター」ではなく、緑地確保の数値目標、生物多様性の確保について言及すること。 グリーンテラスゾーンやウォーターワールドにどのような生物が生息・生育できるのか明らかにすること。土地利用や施設の検討にあたっては、生物多様性の拠点となるべき自然環境の整備に配慮し、普及啓発活動にも努めること。絶滅危惧種の保全、種数や個体数の維持目標など、保全目標を具体的に設定すべき。 「会場内にはグリーンワールドやウォーターワールドを整備し、自然環境の整備に配慮します。」のコメント自体、自然環境が整備できるという矛盾したことを言っている。整備できるものは人工物であって自然物ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後、会場整備計画の具体化に際しては、陸域動植物及び生態系の現地調査結果等を踏まえ、緑地や水面確保等、生態系に配慮した会場整備の検討を行います。 陸域動植物及び生態系の環境影響評価結果は準備書第5章、環境の保全及び創造のための措置は第6章に記載しました。
	<ul style="list-style-type: none"> 工事中の騒音だけでなく、工事中の照明や開業中の騒音や夜間照明について、動物（鳥類、魚類等）への影響が生じないように配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 陸域動植物及び生態系の現地調査結果も踏まえ、工事中の照明や開業中の騒音や夜間照明に関する配慮は、準備書第6章に記載しました。
	<ul style="list-style-type: none"> 大阪湾沿岸部ではもっとも渡り鳥の種類と数が多く訪れている夢洲の自然環境を考慮し、干潟の造成、砂浜や湿地、チュウヒなど葦原の生きものにも配慮した自然再生に配慮すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 陸域動植物及び生態系の環境影響評価結果は準備書第5章、環境の保全及び創造のための措置は第6章に記載しました。
	<ul style="list-style-type: none"> 夢洲にはシギやチドリなど渡り鳥がやってきます。環境に配慮した事業にしてください。どのように配慮したのか詳細に説明してください。 	
	<ul style="list-style-type: none"> スナメリの生息環境に配慮した事業にしてください。どう配慮したのかを詳細に説明して下さい。 スナメリ等の行動に影響が及ぶ可能性があるため、海域動物への環境影響要因に建設機械の稼働を選定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 方法書時点では排水処理施設を設置し、公共用水域へ排水を放流する計画でしたが、事業計画の進捗により、排水は公共下水道に放流する計画となりました。 海域動植物や水質の現地調査を実施する際に周辺海域を観察しましたがスナメリは確認されませんでした。 本事業においては、海域における工事作業は予定しておらず、陸上における建設機械が海域へ与える影響は小さいと考えていますが、可能な限り低騒音、低振動の建設機械を採用する等配慮します。
	<ul style="list-style-type: none"> 大阪湾は、自然環境を取り戻す市民運動がわきおこり、次第に生き物の回復が見られる様になってきている。このような自然再生に向けた営みの蓄積と、これに応える生き物についての評価を万博の開催を通じて育てゆく視点を取り入れて欲しい。自然環境の現況と潜在性を把握し、保全と復元のための方策を策定して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 陸域及び海域の動植物、生態系を対象に、既存資料調査、現地調査、予測及び評価を実施し、その結果を準備書第5章に記載しました。
	<ul style="list-style-type: none"> 生態系調査、生態系サービスの可能性を調査、生物相を詳細調査し、保護すべきものを明らかにして欲しい。万博後の自然再生を念頭に、会場を整備する際の工夫などで保護すべきものを明らかにして欲しい。 	
【4-4 自然とのふれあい活動の場】	<ul style="list-style-type: none"> 「緑地空間、親水空間等を整備し、自然とのふれあいの場を意識した空間の創造を図る。」について、創造によるものは自然「もどき」であることを理解すべきであり、これを「自然」と表現し来訪者に伝えるべきではない。 	<ul style="list-style-type: none"> いただいたご意見を参考にさせていただきます。

表 8.1.1(13) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

3. 事業計画に反映した環境配慮の内容		
	住民からの意見	事業者の見解
【6-1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質】	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動について、会場内での温室効果ガスの排出抑制等しか検討されておらず、あまりにも不十分です。 ・「海洋・雪氷圏特別報告書」を踏まえ、地球温暖化の影響および対策も検討すべき。 ・「会場内での一部エネルギー自立化に向けた検討など温室効果ガスの排出抑制のための検討をしていく。」ではやるのかやらないのか全然はっきりしない。テーマを鑑みて、検討を経て「実行する。」と明記すべき。 ・「会場全体のエネルギー消費は効率的に管理できるように検討していく。」は曖昧である。「～管理できるようにする。」と明記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会場内の排出抑制のみならず、資材等の運搬における輸送効率の向上等を図ることや、排出ガス性能の良い建設機械を使用する等、温室効果ガスの排出抑制を図ります。また、パークアンドライドを導入し来場者交通に伴う CO₂ 排出量の削減を図ります。また、2021年6月に公表した「EXPO2025 グリーンビジョン」に沿って脱炭素社会の実現に資する様々な技術実証・実装事業を実施していきます。
【6-2 廃棄物、残土】	<ul style="list-style-type: none"> ・会場施設の構成材料には施設解体後のリサイクル、リユースを意識した配慮を行う方針となっている。これは、世界で最も進んだ循環型社会を構築している日本の取り組みを世界に紹介するための非常に重要な配慮事項であり、この方針を維持するべき。 ・なお、このような環境配慮に際し、関連する国内外の規格があるものについては当該規格に準拠する必要がある。例えば、鉄鋼製品については、ISO 20915 規格、JIS Q 20915 が発行されており、リサイクル効果を含めたライフサイクル全体での環境影響評価が求められている。 ・事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。また、残土の発生抑制に努めること。 ・会場建築物の構成材料には、認証を有するリサイクル素材や、リユース・リサイクル可能な部材を積極的に活用するとともに、解体物については徹底した 3R に努める。また、撤去する機械設備についてもできる限り再利用を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築の設計段階からガイドラインを策定することで資材のリサイクルを推奨するとともに、工事の実施にあたっては廃棄物の発生抑制・減量化、リサイクル等について適切な措置を講じます。 ・建築物の部材については、認証や認定を受けたリサイクル部材や、リユース・リサイクル可能な部材を活用する等、徹底した 3R (Reduce, Reuse, Recycle) に努めます。 ・事業活動により生ずる廃棄物については、3R の徹底等により廃棄物排出量の削減に努め、残土についても発生抑制に努めます。

表 8.1.1(14) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

4-1. 環境影響評価の実施を予定している区域	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・交通渋滞やそれに伴う大気汚染、野鳥などの移動範囲などを考慮し、評価項目に応じて範囲を柔軟に設定すること。 ・大気汚染の調査評価地域には、西淀川区、大正区を必ず加えるべき。そしてできれば、浪速区、西区、北区、中央区、福島区なども追加すべき。可能なら、全大阪と堺市を加えるべき。 ・環境アセスメントは、開催地の夢洲島内だけでなく、交通や廃棄物処理などでは影響を及ぼす大阪市内や現行の廃棄物処理量をも考慮した地理的な範囲を広く視野に入れた形で行われることを望みます。(大阪市民の日常生活への影響予測と評価。大阪市内の道路交通量の増加による市内の大気汚染への影響予測と評価。開発時、開催時における廃棄物の増加に伴うごみ焼却量の増加に伴う、大阪市及び周辺都市のごみ処理場に対する影響予測と評価。) ・対象範囲として、不十分と感じます。ミラノ博では、持続可能性アセスメントとして、会場周辺に限定せず、開催市をふくむ州全体が対象に行われました。ぜひ、そのような先例にまなび、発展させる環境影響評価をおこなってください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、騒音、振動等、関連車両に伴う影響については、車両台数が集中し影響が予想される此花区、住之江区、港区を設定しました。 ・野鳥等については、生息可能な地域と事業による影響を勘案して事業計画地及びその周辺として夢洲、舞洲を設定しました。

表 8.1.1(15) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

4-2. 環境評価の項目、調査、予測及び評価の手法	
(1) 大気質	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 湾岸周辺 5 区の大気汚染の状況をアセスしてください。夢洲と内陸をつなぐ道路輸送ルートは 2 本のみ。そして臨海 5 区(西淀川、此花、港、大正、住之江)の高速道路や幹線道路によって関西や全国につながる。IR カジノ・万博によって発生する交通量に応じて臨海 5 区の自動車交通量が增大し、自動車排ガス汚染負荷が増大する。大都市比較統計年表 2016 によれば、臨海 5 区は大型車交通の割合が高く NO₂ や PM2.5 などの自動車排ガス汚染に見舞われている。 	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染、騒音、振動等、関連車両に伴う影響については、車両台数が集中し影響が予想される此花区、住之江区、港区を設定しました。
<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染の調査箇所を増やしてください。今回の万博の理念から見ても、大気汚染の被害についての調査を綿密にすべきです。方法書によると、調査箇所は、一般環境 1 地点、沿道環境 3 地点とありますが、各区で 1 地点での調査はあまりにも少ないのではないのでしょうか。1 地点でよいと判断した理由を教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 大気質の一般環境調査については、施設の供用及び建設機械の稼働に係る影響について予測、評価を行うため、夢洲の会場予定地内に 1 地点を設定しました。また、沿道環境調査については、施設関連車両の走行及び工事関連車両の走行に係る影響について予測、評価を行うため、3 地点で現地調査を実施しました。また、一般環境大気測定局 2 地点(此花区役所及び南港中央公園)のデータも活用し予測、評価を行いました。なお、予測地点は、車両が走行する可能性が高いルート付近で保全対象施設が存在する地点において実施しました。これらの内容は、準備書第 5 章に記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> 万博と I R の 2 事業によって夢洲で深刻な交通集中と大気汚染公害が懸念されます。ところが夢洲内の観測地点は一般的な観測地点が一か所、沿道観測地点は皆無です。増やす必要があるのではないですか。 	<ul style="list-style-type: none"> 大気質の調査は、会場予定地及びその周辺の主要な走行ルートの現況を適切に把握できる地点で実施しました。大気質の予測、評価は、多くの環境影響評価において適用された実績のあるモデルを採用し、影響が最大となる時期を対象として実施し、これらの内容は、準備書第 5 章に記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> コンテナヤードに停泊する船舶からの排煙、コンテナヤードに搬出入する大型車からの排気ガスなどを重視し、それらの影響を的確に補足できるように、観測地点を選定すること。また、拡散モデルだけではなく、二酸化窒素簡易測定法を利用して舞洲内の大気の挙動を実測し、メッシュ状で把握すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事中の船舶の影響や、来場者の船舶輸送による影響も考慮して大気質の予測評価を行い、準備書第 5 章に記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> 船舶や港湾活動の影響調査評価も必要。船舶に対する排ガス規制は陸上工場や自動車に比べて大きく遅れており、周辺大気汚染に少なくない影響を及ぼしている。湾岸 5 区や咲洲の大気汚染の影響予測では、船舶の影響も含めて分析されるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価の項目、調査、予測及び評価の手法は準備書第 4 章、環境影響評価の結果は第 5 章に記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> 自動車交通、工事中の交通、船舶などからの大気汚染の排出量などを把握する方法を明示されたい 	
<ul style="list-style-type: none"> 発生源のデータ(たとえば自動車交通、工事、駐車場、船舶などからの排出汚染物質とその量、供用時の万博から排出される汚染物質や下水の量、建設解体撤去時の廃棄物、ごみ、土砂の量、電力・燃料使用量など)を把握する方法を明示すべき。 	
<ul style="list-style-type: none"> PM2.5 の評価をすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> PM2.5 の発生原因は、物の燃焼等によって直接排出されるものと、硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、揮発性有機化合物(VOC)等のガス状大気汚染物質が、大気中での化学反応により粒子化したものがあり、今回は、同じ粒子状物質のSPMとNO_xを予測、評価の対象としており、これらの2物質の抑制が、PM2.5の抑制にも繋がると考えています。

表 8.1.1(16) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(1)大気質	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 開発前から開発時、開催中、開催後における大気汚染の調査と予測と評価。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業による環境影響評価手続きでは、事業開始前の現地調査も実施し、工事中（建設中及び解体時）及び施設の供用時も予測及び評価を実施し、その結果を準備書第5章に記載しました。また、事後調査の方針を第7章に記載しました。
(2)大気質・騒音	
<ul style="list-style-type: none"> 夢舞大橋、此花大橋で交通渋滞が予測されるので、大気質・騒音の調査地点としてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 大気質の沿道環境の現地調査については、舞洲の臨港道路等において実施しました。また、道路交通騒音の現地調査は、此花大橋及び夢舞大橋につながる市道福島桜島線（北港通）及び臨港道路において実施しました。調査結果は準備書第5章に記載しました。
(3)大気質・水質・地下水等	
<ul style="list-style-type: none"> 夢洲は廃棄物処理場としての機能を持つため各種廃棄物や浚渫土砂等によって造成されている。また、ウォーターワールドゾーンで来場者が水に親しむ場面も想定され、汚染水による健康被害の危険性も予想されることから夢洲全体の大気、地下水質、湧出水質、地盤、土壌汚染の評価を実施すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 大気質については、環境影響評価項目として選定し、環境影響評価の結果を準備書第5章に記載しました。 廃棄物処分場である夢洲1区については、大阪市により廃棄物処理法に定める最終処分場の維持管理基準を満たすよう、50cm以上の覆土が行われた後に引き渡しされる予定です。会場整備においては、50cm以上の覆土を維持します。また、浚渫土砂及び陸上発生残土により埋め立てられた夢洲2区、3区においては、パビリオンワールド及びウォーターワールドを整備する計画ですが、土壌汚染対策法の区域指定を受けているため、同法を遵守し適切に措置します。なお、パビリオン等の建設にあたっては、夢洲の地盤の状況を調査のうえ、適切な工法の検討を行います。 ウォーターワールドの水面については、今後、利用方針を定めていきますが、利用目的に応じた水質レベルを検討し、安全に配慮します。
(4)水質・底質	
<ul style="list-style-type: none"> 夢洲内の未埋立地及びウォーターワールドを想定している区域に残存している水辺における水質と底質を調査すること。 ウォーターワールドの予定地は、埋立未了地であり、軟弱地盤の上にできたいわば塩混じりの水たまりであって、到底来場者が触れて好ましい水とは考えられない。安全面での予測評価をすべき。 ウォーターワールドは、「来場者が水にふれることができる広場の設置やイベントを行うこと等を検討」とあります。しかし、夢洲は廃棄物処分場です。健康への影響はないと断定できません。働く労働者、計画にも十分な留意が必要です。安全性への詳しい調査も必須です。 水質調査で底層溶存酸素（底層D0）の測定が必要。底層D0は水質や生態系に大きく影響。底層D0の環境基準が設定されている。とくに夏季の底層D0の低下が心配。 	<ul style="list-style-type: none"> ウォーターワールドの水面については、今後、利用方針を定めていきますが、利用目的に応じた水質レベルを検討し、安全に配慮していきます。また、事業計画を踏まえ、必要に応じて内水面の水質調査を実施します。 方法書時点では排水処理施設を設置し、公共用水域へ排水を放流する計画でしたが、事業計画の進捗により、排水は公共下水道に放流する計画となりました。 なお、水質の調査結果については準備書第5章に記載しました。

表 8.1.1(17) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(5)地下水	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 汚染井戸周辺地区調査は事業計画地周辺では実施されていない(42 ページ) ことと、「ウォーターワールド」に設けられる水辺への漏出が懸念されることから、地下水の調査を実施すること。 地下水および土壌の両項目「施設の利用及び工事中において、地下水汚染の原因となる有害物質の使用がないことから環境影響評価項目として選定しない。」とされているが、ここは廃棄物の埋立処理場である。工事での杭打設その他で生じる振動等によって有害物質を含む埋立地の軟弱地盤が締め固められ、有害物質がしみだしてくることが考えられる。地下水等の状態を監視すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ウォーターワールドの水面については、大屋根によって囲まれる三日月状の水辺空間を水上イベントを始めとした親水空間での様々な活動に利用する方針ですが、利用目的に応じた水質レベルを検討し、安全に配慮していきます。また、事業計画を踏まえ、必要に応じて内水面の水質調査を実施します。 廃棄物処分場である夢洲1区においては、交通ターミナルやイベント広場を含むグリーンワールドを整備する計画です。 夢洲1区を含む会場については、大阪市により廃棄物処理法に定める最終処分場の維持管理基準を満たすよう、50cm以上の覆土が行われた後に、引き渡される予定です。会場整備においては、50cm以上の覆土を維持します。 夢洲2区、3区の会場については、パビリオンワールド及びウォーターワールドを整備する計画ですが、土壌汚染対策法の区域指定を受けているため、同法を遵守し適切に措置します。
(6)土壌汚染	
<ul style="list-style-type: none"> 有害物質の使用はないとしても、廃棄物処分場として埋設させている。簡易構造の施設であっても表土から50cm以上の掘削を行う可能性がある。施設計画の具体化に伴って調査を実施すること。 台風等の風水害は埋め立て土壌への影響をだします。そこで、埋め立て土壌の有害物質、汚染物質の内容、量を明らかにすることで、環境影響を予測することが必要だと思います。 夢洲はゴミの最終処分場です。土壌の汚染が心配です。そんな場所に世界中から人が集まる施設を作るのはどのようなのでしょうか。噴水の水は汚染水を含むのでしょうか。 他地域に無い汚染物質として、福島第一原子力発電所から排出された放射性同位元素を含む瓦礫を運んできて焼却しその残灰を埋め立てたはずなので、そこからの放射線および放射性同位元素の漏出についても調査すべき。 万博会場の土壌調査を行い、そのデータに基づく影響を評価する必要があります。1区の一般廃棄物最終処分場には、約27年間に及ぶ大阪市域の焼却灰や飛灰など、有害化学物質が混入するものが1000万トン近く投棄されています。その処理水は、排水基準が守られていると言えます。人々が触れて安全と言える状態ではありません。 2019年12月段階でも、泡を吹いて流れ出す処理水が、万博会場に浸み込んでいます。これに、土をかぶせて何事もないように繕っていくことは許されません。 	<ul style="list-style-type: none"> 夢洲1区を含む会場については、大阪市により廃棄物処理法に定める最終処分場の維持管理基準を満たすよう、50cm以上の覆土が行われた後に、引き渡される予定です。会場整備においては、50cm以上の覆土を維持します。 ウォーターワールドの水面については、大屋根によって囲まれる三日月状の水辺空間を水上イベントを始めとした親水空間での様々な活動に利用する方針ですが、利用目的に応じた水質レベルを検討し、安全に配慮していきます。 夢洲2区、3区の会場については、パビリオンワールド及びウォーターワールドを整備する計画ですが、土壌汚染対策法の区域指定を受けているため、同法を遵守し適切に措置します。 夢洲1区においては、岩手県宮古地区より受け入れた災害廃棄物(木くずを中心とする可燃物)の焼却灰が埋立てられています。処分地における空間線量率等については、大阪府、大阪府が実施している調査において、受入前とほとんど変化がなかったとの結果が公表されています。この旨準備書第2章に記載しました。 夢洲1区の廃棄物処分場からの排水(いわゆる浸出水)は、万博会場外にある既設の排水処理施設において処理されています。この放流水は、定期的な分析により、法の排水基準への適合が確認されています。 夢洲2区、3区の会場については、パビリオンワールド及びウォーターワールドを整備する計画ですが、土壌汚染対策法の区域指定を受けているため、同法を遵守し適切に措置します。

表 8.1.1(18) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(7)地盤沈下	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 隣接区の観測水準点 33 地点のうち 28 地点で沈下が観測され、最大-1.23cmの変動量があった(45 頁)ことから、夢洲内での地盤沈下の現状については調査し、「恒久的な建造物を建設する可能性もある」(7 ページ)場合にはその影響を把握できるようにしておくこと。 地盤沈下が生ずるような行為はないとして、評価項目からのぞいています。隣接区でも、沈下は確認されています。調査項目にいらしてください。 夢洲の地層と地盤強度について厳密な評価を求めます。 万博建設予定地である夢洲 2 区における急速施工による、土地造成及び地盤改良工事後の地耐力の正確な評価を求めます。 夢洲 3 区の地盤強度の掌握と厳密な評価を要請します。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、夢洲では地盤沈下状況について定点観測が行われていますが、本事業の実施にあたっては継続した観測を行う予定です。 パビリオン等の建設にあたっては、夢洲の地盤の状況を調査のうえ、適切な工法の検討を行います。
<ul style="list-style-type: none"> 「地下水位の低下による地盤沈下が生ずるような行為はないことから環境影響評価項目として選定しない。」とは驚くべき判断である。地盤沈下は地下水位の低下だけで生じるのではなく荷重積載によってもあるいは地盤自身の自重によっても圧密沈下する。この場所よりもはるかに優良な土砂を投入して埋め立てた関西新空港でも、絶えず生じる地盤沈下に悩まされていることを思えば、この廃棄物処理場の不均等な埋め立て地である舞洲で地盤沈下を環境影響評価に含めないというのはとんでもないことだと思う。しっかりと測定を継続してその影響を監視すべきである。 大規模な建造物を建設することが、夢洲の地盤沈下を深刻化させないか。 夢洲の地層と地盤強度について不同沈下だけでなく圧密沈下も含む厳密な評価を求めます。 第 3 区(会場予定地)の盛土の種類は、浚渫土砂と建設残土です。粘性土が中心の場合、地震動が増幅されるため地震動で大きな被害が発生するとされています。また、粘性土は圧密沈下するため、高く盛土をしても時間がたてば沈下し、不同沈下が想定されます。 大阪市(港湾局)の見解では、造成は可能といいながら 2025 年時点すなわち万博開業時の地盤強度は「予測できない」としているが、これは土地について保証をしないということではないか。これでは安全性を担保しているとは言えない。 また、夢洲 2 区において施工中の夢洲 2 区土地造成工事(工期 2019. 3. 22~2034. 3. 31)の工事契約仕様書によると、施工業者が 2023 年度に会場建設に引き渡すとすると、地盤改良部の圧密期間は 1 年間となる。関西国際空港島の例を見るまでもなく、圧密沈下は 10 年以上の長期にわたって進行し続けています。 	<ul style="list-style-type: none"> 埋立てによる圧密沈下は、本事業における影響ではないことから地盤沈下については環境影響評価項目に選定していませんが、パビリオン等の建設にあたっては、夢洲の地盤の状況を調査のうえ、適切な工法の検討を行います。なお、現在、夢洲では地盤沈下状況について定点観測が行われていますが、本事業の実施にあたっては継続した観測を行う予定です。

表 8.1.1(19) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(8) 廃棄物	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 開発から開催、開催後までを含め、循環型社会の先進的な取り組みに相応しい廃棄物対策の具体的な提示を行うべき。 本方法書では、事業活動が開発・建築並びに撤去時にしか廃棄物が出ないともとれる定義がされている。また、その対策についても抽象的で一般的な手法しか述べられておらず、具体的な技術や博覧会にふさわしい先進的な取り組みへの意欲が見られないが、博覧会の開催期間中に見込まれる来場者や博覧会時の期間労働者等を含む夢洲滞在者が排出する廃棄物についても考慮すべき。 開催期間中に発生するごみを島外に搬出することによる大気汚染、輸送コスト、また処分後の輸送などを考えると、島内でのごみの減量、リユース、あるいはごみを出さず、また洗浄による水質汚染などの回避など、様々な対策が求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の実施にあたっては、建築工事、解体工事だけでなく、開催中に発生する廃棄物についても環境影響評価を行い、その結果を準備書第5章に記載しました。 また、廃棄物対策については、3Rの徹底による廃棄物排出量の削減に努める他、国や府市の最新の施策動向を踏まえた検討を行い、予測、評価結果も踏まえて、準備書第5章に記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> 夢洲に処分されている廃棄物に関する記載がない。アセスメントの方法の妥当性を判断する前提となる情報であるので、会場となる区画にはどんな種類のものが処分されているのかを記載すること。 	<ul style="list-style-type: none"> グリーンワールドを整備する夢洲1区においては、廃棄物処分場として、一般廃棄物及び産業廃棄物（広域処理廃棄物焼却灰含む）が埋め立てられています。また、パビリオンワールド及びウォーターワールドを整備する夢洲2区、3区については、浚渫土砂及び陸上発生残土により埋め立てられています。なお、夢洲1区については、大阪市により廃棄物処理法に定める最終処分場の維持管理基準を満たすよう、50cm以上の覆土が行われた後に、引き渡される予定です。会場整備においては、50cm以上の覆土を維持します。
<ul style="list-style-type: none"> 開発時のリサイクル素材の利用や建築廃棄物の減衰とリサイクルやその処理、開催中の残飯等を含む廃棄物のリサイクルや減衰とその処理、開催後の跡地利用における廃棄物への対応など、時間的な範囲を広く視野に入れた形で環境アセスメントが行われることを望みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物について、建設工事中、開催中、開催後の解体工事を含めた環境影響評価を行い、その結果を準備書第5章に記載しました。 建築の設計段階からガイドラインを策定することで資材のリサイクルを推奨するとともに、工事の実施にあたっては廃棄物の発生抑制・減量化、リサイクル等について適切な措置を講じます。 建築物の部材については、認証や認定を受けたリサイクル部材や、リユース・リサイクル可能な部材を活用する等、徹底した3R (Reduce, Reuse, Recycle) に努めます。 事業活動により生ずる廃棄物については、3Rの徹底等により廃棄物排出量の削減に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> 東京五輪・パラリンピックにむけて新設された競技場では、国産木材が使われた一方基礎工事に必要な裏側では、大量の使い捨て木材が消費されたと知りました。このうち3分の2以上の木材は、熱帯材で、供給地インドネシア東カリマンタン州では、深刻な森林破壊となっています。どのような資材をどのように利用するのか、自然破壊やさまざまな侵害とつながっていないか、の視点から選択してください。 	<ul style="list-style-type: none"> 資材の調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」、「大阪市グリーン調達方針」等に準拠し、環境負荷の低減に資する物品を優先して調達することを考えています。 建築物の部材については、認証や認定を受けたリサイクル部材や、リユース・リサイクル可能な部材を活用する等、徹底した3R (Reduce, Reuse, Recycle) に努めます。

表 8.1.1(20) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(9) 気象	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 「低層建築物のみを整備する計画であり、風害の発生が想定されない」とありますが、台風などの風害の想定は必要と感じます。 	<ul style="list-style-type: none"> 配慮事項の内容の「風害」は、高層建築物等を建設した場合に起こる局地的な風向風速への影響を対象にしています。台風等の安全面での影響は対象外と考えていますが、工事中、開催期間中において、気象等の天候には十分に注意して、甚大な被害の発生が予見される場合は、工事や開催の休止等適宜、適切に対応します。
(10) 動物・植物	
<ul style="list-style-type: none"> 野鳥の中には建築物の窓ガラスが通過可能であると誤認して高速度でぶつかり、あるいは空中架線や回転する風車の翼に衝突して、死亡あるいは骨折と言った事態に遭遇するものがある。これは施設が存在すること自体に起因するものであるから、動物の項目で施設の存在について影響評価すべき。 大阪府及び民間団体が公表している調査資料に基づき、夢洲で既に確認されている種のリストを資料として掲載すること。大阪府及び民間団体が公表している調査結果を踏まえて、重要種についてはそれぞれに適した調査方法を記載すること。 既存の調査と知見をもとに夢洲の自然環境特性を明らかにしたうえで、環境影響調査の項目、調査、予測及び評価の手法に反映すること。 既存資料の情報量が不十分 <ol style="list-style-type: none"> ①事業予定地周辺に生息生育が予測される動植物リストを作成すること。 ②環境省レッドリストや「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」での指定状況についての記載が不十分であるため、明記すること。 ③資料が限定的である。NGOなどの独自調査を含めて広く探すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> パビリオン等の建築物の詳細については、今後計画していくこととなりますが、配置の工夫や可能な範囲でミラー性の少ないガラスを採用する等、鳥類の建物への衝突に配慮した計画を検討します。また、電線の地中化により架空線をなくす等配慮します。 既存資料調査は、データの科学的妥当性の観点から、国または地方公共団体による報告書や有識者による確認を経た報告書等を基本としました。市民団体等が公表している資料については、可能な限り現地調査実施前にその内容を確認し、調査にあたって注意すべき種の見当をつけるために使用する等、参考資料としました。 既存資料調査及び現地調査の結果については、準備書第5章に記載しました。

表 8.1.1(21) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(10) 動物・植物	
住民からの意見	事業者の見解
<p>・鳥類の調査方法について</p> <p>①それぞれの鳥類の生態・行動に適した調査日の設定、既往調査と比較可能な調査地点・方法とすること。</p> <p>②シギ・チドリを調査すること。調査期間・頻度を増やすこと。</p> <p>③貴重種について日周活動を記録して、生息に必要な行動圏を把握すること。短時間でのポイントセンサスやラインセンサスでは、生息に必要な環境の組み合わせを把握できない。</p> <p>④事業による野鳥への影響調査には、野鳥の専門家を加えてください。</p> <p>⑤年間を通しての生物調査を行うこと。挙動調査・日周活動調査を行うこと。</p> <p>⑥夢洲と南港野鳥園及びその周辺がラムサール条約候補地として挙げられるレベルの種・個体数等があることを配慮した調査と対策として検討されるべき。一般的な単なるルート・ポイント・任意調査では見通しが良い場所での量的・面的な鳥類の状態を十分に把握できるものではない。とくに営巣時には、面的な分布を調べ、繁殖数がどれくらいあるかを調べるべき。繁殖期に鳥類への影響を最大限少なくした調査方法を採り、場合によっては新しい調査法を開発すべき。年 5 回の調査は少ないのもっと綿密な調査を行うべき。</p> <p>⑦ルートセンサス調査における確認範囲が通常の両側各 25m では過少評価となる。開放地～海辺向けの調査方法を採用するべき。</p>	<p>・鳥類調査に関しては、既存資料調査を実施するとともに有識者のヒアリングを行い、その結果及び現地踏査の結果を踏まえて計画を作成しています。調査ルート及び調査地点は、夢洲の造成地や草地等の主要な環境と周辺の海域を広く視認できる地点に設定し、調査回数は、四季の調査に加えて鳥類の繁殖期にも設定しました。調査手法は、一般的なルートセンサス及び定点調査（ポイントセンサス）に加えて任意観察調査を実施することにより、夢洲及びその周辺海域に生息する鳥類相を把握することができてきたと考えています。また、現地調査により、希少猛禽類の繁殖は確認されませんでした。コアジサシの営巣が確認されたため追加の現地調査を行いました。環境影響評価の結果は準備書第 5 章、環境の保全及び創造のための措置は第 6 章に記載しました。</p>
<p>・「(仮称) 舞洲駐車場は図 1.2.7 に示す範囲内の現況が裸地、草地または舗装地の箇所を候補に数か所に設置する計画である。」のであれば、これらの土地には春の繁殖期にヒバリなどが営巣している可能性があり、あらかじめ調査する必要があるのではないかと。</p>	<p>・春の繁殖期においても鳥類の調査を実施し、その結果を準備書第 5 章に記載しました。</p>
<p>・動物調査に自動カメラ調査を含めるべき。</p>	<p>・哺乳類調査は、フィールドサイン調査により調査範囲の造成地、草地および人工的な環境を四季ごとに広く調査することに加え、小型哺乳類を対象としたトラップ調査を広い範囲で実施することにより、調査範囲に生息する哺乳類を把握することができたと考えています。調査結果は、準備書第 5 章に記載しました。</p>
<p>・両生・は虫類は 2 月～3 月初旬ごろが適期と思われる卵塊調査もすべき。</p>	<p>・調査範囲には草地等が存在しますが、周囲を海域に囲まれ、大部分が人工構造物や造成地であり、希少な両生類や爬虫類の繁殖に適した清流や里山の様な環境は存在しないため、早春の調査は実施せず、春季、夏季及び秋季に調査を実施しました。</p>
<p>・対象生物に適した調査日を設定すること。</p>	<p>・現地調査にあたっては、既存資料調査により生息可能性がある重要種を想定した上で、各生物種の生息状況の確認に適した手法、時期を設定して実施しました。調査日及び調査結果は準備書第 5 章に記載しました。</p>

表 8.1.1(22) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(10) 動物・植物	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 哺乳類の調査方法にコウモリを対象とした夜間のバッドディテクター等による調査を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地及びその周辺にコウモリ類が飛来する可能性はあると考えられますが、夢洲や舞洲は大部分が造成地や開発された人工的な土地であり、貴重なコウモリ類がまとまって生息する洞穴等は存在しません。このため、現地調査は実施せず既存資料調査による確認を実施しました。その結果、都市域でも多く見られるアブラコウモリが確認されました。
<ul style="list-style-type: none"> 海域動物としてスナメリを調査すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 方法書時点では排水処理施設を設置し、公共用水域へ排水を放流する計画でしたが、事業計画の進捗により、排水は公共下水道に放流する計画となりました。 海域動植物や水質の現地調査を実施する際に周辺海域を観察しましたがスナメリは確認されませんでした。 本事業においては、海域における工事作業は予定しておらず、陸上における建設機械が海域へ与える影響は小さいと考えていますが、可能な限り低騒音、低振動の建設機械を採用する等配慮します。
<ul style="list-style-type: none"> 海域動物の調査地点及び範囲が夢洲周辺海域 3 地点であるが、調査地点を増やすべきではないでしょうか。西側のみではなく北側、南側も行うべきではないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 方法書時点では排水処理施設を設置し、公共用水域へ排水を放流する計画でしたが、事業計画の進捗により、排水は公共下水道に放流する計画となったため、調査地点は方法書で選定した 3 地点としました。
<ul style="list-style-type: none"> 群落タイプ数に合わせた調査をすべき。現存する群落の種類だけでも 5～6 タイプ程度では到底済まないと考えられるから、現地の状況を調べた上でコードラート数を設定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 植生調査地点は、方法書には現地踏査の結果を踏まえて示しましたが、現地調査において改めて植物群落の分布状況を確認し、夢洲で 29 地点、舞洲で 33 地点のコードラートを設定して調査しました。
<ul style="list-style-type: none"> 工事の進展とともに生物生息域が変化するため、工事中の予測においては建設中と解体中でそれぞれ別々に行うべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪市環境影響評価技術指針では、「対象事業等に係る工事の施工中の代表的な時期」及び「対象事業等に係る工事の完了後の適切な時期」に予測することとなっています。本事業では、裸地及び一部に草地が残る状態から実施する建設工事と比較して、解体工事による陸域生態系への影響は比較的小さいと考えられるため、主に建設工事中を対象に予測しました。予測結果は、準備書第 5 章に記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> 「事業計画地周辺における陸域動物、海域動物の生育・生息環境の創出に配慮していること。」とあるが、どこで実施するか明記すること。コアジサシはじめ、絶滅の恐れのある種については、具体的な種ごとに、影響を及ぼさない方法を明記すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 本事業による影響については、既存資料調査、現地調査結果及び事業計画を踏まえ、現地調査で確認された重要な種に対する予測結果を準備書第 5 章に、環境の保全及び創造のための措置を第 6 章に記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> 絶滅危惧種については、その繁殖時期の工事は中止するなど具体的に検討、記述してください。 	
<ul style="list-style-type: none"> 「事業計画地周辺における陸域動物、海域動物の生育・生息環境の創出に配慮していること。」とはいわゆるミティゲーションを実施することであると理解してよいか。もし実施するならば具体的にはどこが考えられるか。 	

表 8.1.1(23) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(10) 動物・植物	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・従来、動物については多くのアセスメントで「周辺の生息可能な場所に逃避可能であるため影響は無いと考えられる。」という評価がなされてきたが、ここ大阪湾内に置いてそのような生息可能地(代替地)はほとんど無いと考えられる。具体的に高確率で移動可能であることが想定される場所が特定できないかぎり、このようないい加減な評価は厳に慎むべき。 ・野鳥がいなくなっから、アセスメントをしても値打ちがありません。野鳥の生息に障害となる工事は一時中止し、まず生息実態調査をするべき。 ・夢洲は「大阪府レッドリスト 2014」において生物多様性ホットスポット A ランクに指定されている。「自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し…緊急かつ意味のある対策を講じる。(ターゲット 15.5)」と矛盾しないか、説明すべき。 ・「埋立地を活用することによる自然への負荷が少ない」と記されているにも拘らず「大阪府レッドリスト 2014」での「生物多様性ホットスポットの A ランク」である事を認識しているのは矛盾ではないか。現実、すでに急速な埋め立て造成により自然への多大な負荷が確認されている。それに対する検討項目や数値、専門家の所見提示による回答を求む。 ・「事業計画地周辺における〇〇の生育環境に著しい影響を及ぼさないこと。」と書かれているが、これは事業計画地における著しい影響はあるが許容するという意味か。「周辺」とはどの範囲をいうのか。これを明記すべきではないか。 ・「表 4.4.4(2) 評価の観点」には「法令を遵守するとともに、国、大阪府及び大阪市の自然環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。」とあるが、環境影響評価報告書には、具体的な法令名や目標名が書かれておらず、表記が十分とは言えない。生物多様性条約と戦略計画、生物多様性基本法と生物多様性国家戦略、大阪市生物多様性戦略、愛知目標等の条約、法制度、目標について具体的に記載し、これらに従い生物多様性の保全を法制度に従い履行することを環境影響評価方法書に明記すべき。 ・地象・水象について、貴重な生態系に影響を与えることから選定すべき。 	<p>(見解は前頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業による影響については、現地調査で確認された重要な種に対する予測結果を準備書第 5 章に、環境の保全及び創造のための措置を第 6 章に記載しました。 ・なお、夢洲の埋立は、大阪市が、瀬戸内海環境保全特別措置法第 13 条第 1 項の規定に基づき、公有水面埋立法により埋立免許を取得した上で実施されています。また、公有水面埋立法に基づき、海面の埋立工事に伴う地形の変化及び土地利用による環境への影響について環境影響評価が実施されています。なお、大阪市による万博会場予定地の土地造成工事に際しては、「コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針 (H26, 環境省自然環境局野生生物課)」に基づき、コアジサシの繁殖コロニーが形成されていないことを確認の上で工事が行われるとともに、事例を参考に保全、配慮の対応が計画されています。 ・方法書においては、大阪市環境影響評価技術指針に従い「事業計画地周辺」と記載していますが、事業計画地を含めて評価を行います。準備書では、「会場予定地、(仮称) 舞洲駐車場予定地及びその周辺」等の記載に修正しました。 ・評価にあたっては、関係する法令や計画、制度を踏まえ実施しました。 ・調査により確認された種について、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」「環境省レッドリスト 2020」「大阪府レッドリスト 2014」等を基に希少種の選定を行うとともに、調査地域の生態系の構造等を解析して生態系を代表する種の選定を行い、影響を予測、評価し、その結果を準備書第 5 章に記載しました。 ・大阪市環境影響評価指針において、地象は地形、地質が、水象は潮流や潮汐等が対象とされています。本事業では大規模な土地の改変や潮流等に影響を与えるような行為は行わないことから環境影響評価項目として選定していません。生物の生息環境への影響については、動物、植物、生態系の項目において評価し、その結果を準備書第 5 章に記載しました。
(11) 景観	
<ul style="list-style-type: none"> ・3D-VRシミュレーターを使って、施設計画の熟度に合わせて、任意の場所から景観評価ができるようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観の予測、評価にあたっては、現況の写真に将来の建物計画を合成したフォトモンタージュの作成により、視覚的に予測することで影響の有無を判断できると考えています。この手法は環境影響評価では一般的に使われている手法となります。フォトモンタージュによる景観の予測結果は、準備書第 5 章に記載しました。

表 8.1.1(24) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

(12) 自然とのふれあい活動の場	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあい活動の場について項目を設け、釣り人の動向を把握すること。 ・自然とのふれあい活動の場に土地の改変・解体を選定すること。周辺海域では釣り人に利用されている。建設工事中の排水による濁りの影響が考えられることから環境影響評価項目として選定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然とのふれあい活動の場に係る調査地点については、方法書における大阪市環境影響評価専門員会により問題ないとされています。 ・各地点の利用状況についても調査し準備書第5章に記載しました。 ・本事業では、不特定多数の方が自然とふれあうことのできる場所の改変は行わないため、自然とのふれあい活動の場として「土地の改変・解体」を項目選定していません。ただし、(仮称)舞洲駐車場予定地については、土地の改変が考えられたため、項目選定しましたが、検討の結果改変は行いません。なお、工事中の排水による濁りの影響は水質の環境影響評価項目として選定しており、調査、予測及び評価の結果を準備書第5章に記載しました。
4-3. 評価方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。」と書かれているが、環境への影響を”最小限にする”とはすなわち工事を一切行わないこと以外にはない。「環境への影響をなるべく少なくする」というのが正しい表現ではないか。 ・評価については、「影響はない」と抽象的に記述するのではなく、「影響はあるが、〇〇なので問題ない」と数量的に記述してください。 ・会場地までの交通アクセスについては、建設中だけでなく事業開催中も多くの利用が想定される。また、開発時から開催、開催後に至って交通利用がどのように変化・推移するかを見極めた総合的な環境評価を求めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市環境影響評価技術指針に則り、環境保全の目標として、「環境への影響を最小限にとどめるよう、環境保全について配慮されていること。」を設定しています。予測、評価結果については準備書第5章に記載しました。 ・大気質、騒音、振動等の環境影響評価にあたっては、建設、解体工事に係る工事関連車両やシャトルバスによる道路交通量の増加も含めて予測、評価しており、その結果を準備書第5章に記載しました。なお、自動車交通による環境影響を低減するため、自家用車による来場者については、原則、パークアンドライドとし周辺交通量の増加を極力抑えます。また、(仮称)舞洲駐車場予定地を利用する来場者の車両の走行については、ICT等の技術活用により高速道路利用を誘導すること等を検討していきます。

表 8.1.1(25) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

5. 環境保全及び創造の考え方	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・現在でもコンテナ輸送車両で、週末・週初めの渋滞が懸念されている中、工事期間中及び万博開催中の大渋滞が物流経済に与える影響は大問題であり根本的な調査、対策が必須と考え、この対策、方針を明記すべきこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車による来場者については、原則、パークアンドライドとし周辺交通量の増加を極力抑えます。また、(仮称)舞洲駐車場予定地を利用する来場者の車両の走行については、ICT等の技術活用により高速道路利用を誘導すること等を検討していきます。 ・大気質、騒音、振動については工事期間と施設供用期間のそれぞれについて予測、評価の対象として、交通量、大気質、騒音の現地調査によって現状を把握し、バックグラウンド値へ反映させた上で本事業に伴う影響について予測、評価を実施しました。環境影響評価の結果は、準備書第5章に記載しました。 ・動物、植物、生態系への配慮については、既存資料調査及び現地調査の結果を踏まえて対応を検討しました。 ・予測及び評価は、現地調査で確認された貴重な動物、植物を対象としており、その内容については、準備書第5章に記載しました。 ・陸域動物、植物及び生態系の環境影響評価結果は準備書第5章に記載しました。
<ul style="list-style-type: none"> ・交通アクセスについて、現在の物流アクセスに開発時の建築土木で見込まれる交通量とそれに伴う大気汚染、開催時における観客と会場に必要な物流等を含めた時系列的な交通アクセスの予測と評価を実施すること。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・動物・植物への配慮について、「現況の生物の生息状況の把握に努め、必要に応じて生息環境に及ぼす影響を低減するよう配慮する。」とは具体的にどのようなことか。また、生息環境に及ぼす影響を低減するのはいいことだが、生息そのものに対する影響は低減してもらえないのか。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・動物、植物、生態系について、現況の生物の生息状況の把握に努め、必要に応じて生息環境に及ぼす影響を低減するよう配慮するとあるが、河口域特有の自然の保全は、これまでの自然破壊に対する責務であり、自然との共生を盛り込むべき。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・開放水域及び浅い水辺を工事期間、大会期間、その後の活動期を通じて生き物の生息場所として確保し、万博およびIRを大阪湾の生物多様性創出の一助の機会とし、その後の環境共存型万博のモデルケースとなるよう務めること。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・一時的に生まれた環境に新たに発見された生物たちを奇価として、生物多様性資源として活かし、環境共存型万博としてグリーンツーリズムの振興を図ること。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・緑地において、人間のための樹林帯は最小限とし、ヨシ原や自然草地などの生態系復元により寄与の大きいものとして確保していただきたい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・夢洲の価値は高く南港野鳥園と相補的に機能する自然環境として維持できることを望みたい。 	

表 8.1.1(26) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

<p>本事業に係る環境の保全及び創造の見地以外の意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場計画のトイレは、ジェンダーフリーの誰もが自由につかえるトイレも必要と感じます。
<p>○ 夢洲を、本来の目的である廃棄物処分場として、活用し続けられるようにするべき。そして埋立て完了した土地は災害廃棄物などの緊急対応用地として温存すべき。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夢洲計画の担当局では、仮に万博が開催されたとしても、終了後は、元の最終処分場として再開するとされており、大いに評価この考えを市全部局で共有してほしい。 ・大阪市域で発生する膨大な災害廃棄物の処理場として夢洲は有益。 ・現在工事を急いでいる万博・IR等の開発工事は、主客転倒。夢洲の有効活用とは、最終処分が終了した段階で検討されるべき。 ・大阪市民が今後、10～20年使えるごみの最終処分地に、税金を使って購入した土砂で埋め立てる理由および、新島フェニックスとの関係を説明ください。 ・夢洲を処分地として延命化を図るべき。 ・建設残土・浚渫土砂の廃棄場所の代替場所はどうなるのでしょうか。新たな埋め立て地や陸上の代替場所についても、それらの候補を決めて、同時に環境アセスをする必要がある。 ・「会場予定地がある夢洲の西側の一部は大阪市の最終処分場として、ごみ焼却灰等を受け入れており、受入最終年度は2025年度である。」「大阪湾フェニックス計画に参入し」とあります。このような本来の目的から外れる大きな変更にも異議あり。変更の計画について、さらに詳しく明らかにしてください。 ・夢洲は高水準のコンテナ物流拠点として活動中です（東側）。西側の廃棄物処分場も同じです。それぞれの本来の役割は今後どのような影響をうけるのか。 ・大規模災害等に対し、仮置き場および最終処分地の重要性からも、夢洲を開発して良いのか。「近畿ブロック大規模災害廃棄物対策行動計画」への影響はないか。
<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震で想定される津波に対する護岸の安全性、また、埋め立て土壌における化学物質の安全性について、調べてください。 ・大阪湾の夢洲は南海トラフ巨大地震による津波、スーパー台風による高潮などの災害が懸念されている。万博の性格や事業計画とも関連して、こうした災害リスクに関わる影響評価項目も加えるべき <p>※複数の同様の意見あり。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・液状化指数15以上の夢洲における液状化に対する安全性の検証を求める。 <p>※複数の同様の意見あり。</p>
<p>○巨大地震に対して避難対策を明らかにする必要がある。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一昨年末に中央防災会議で決定されたことが、大阪府、大阪市では、その対策方針は、まだ出ていないが、この万博については海外から多数の顧客が来るので、特別に検討すべき。 ・自然災害また、火災や急病発生などの対応についても、専門家の協力をえて方法書をつくりなおし、計画中、開催中、開催後も検証し、記録に残し教訓とすることが必要です。 ・滞在者およびビジターの安全確保と言う立地条件を満たすことが出来ない事になれば世界中から批判を受けることは必至。 ・咲洲エリアにはリザーブ用地が残っており、夢洲を埋め立てる膨大な予算と時間また自然災害による人命の大切さを危険から避けるためにも咲洲エリアが万博予定地としてふさわしいと考える。
<ul style="list-style-type: none"> ・「周辺地域の気象に影響を及ぼすような大規模建造物」はないものの、海上都市であることから、暴風雨や高潮、津波などの周辺からの影響を把握できるようにしておくこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・夢洲、舞洲には学校、病院はない、とあります。急病、事故等にそなえた医療施設への搬送確保は重要です。地図上（P30）で近い、大阪みなと中央病院、さらに離れた多根第二病院は、ふだん近隣住民でいっぱい状況ではないのでしょうか。救急体制は確保できるのでしょうか。地図上だけでない準備が必要ではないのでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・夢舞大橋は浮体橋なので工事車両の通行量には制限があると思われるが、工事からの必要交通量を通過可能なのか。
<ul style="list-style-type: none"> ・今回の国際博覧会でも、さまざまな電子機器を利用されるでしょうが、紛争地のものは選ばないという選択をおこなってくださるよう、おねがいます。
<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価方法書に関する意見の縦覧は、なぜ、6地区のみだったのでしょうか。どの区でも縦覧できて、市民が多様な意見をつたえられる工夫をしてほしい。市長、知事は、意見募集をおこなっていることをもっとアピールする必要を感じます。
<ul style="list-style-type: none"> ・万博関連の環境影響評価は、IRの環境影響評価と一体で進め審理されること。
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥類の専門家を臨時であれ環境影響評価専門委員会に加えること。

表 8.1.1(27) 方法書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

<p>本事業に係る環境の保全及び創造の見地以外の意見</p> <p>○ 海面埋立にあたっての環境保全への配慮</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「瀬戸内海環境保全特別措置法」、「公有水面埋立法」の規制により環境保全を行うとする海面埋め立ての原則に反している。 ・「瀬戸内海環境保全基本計画」「瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」にある通り、「海面の埋立てに当たっては、環境保全に十分配慮することとし、環境影響を回避・低減するための措置が講ぜられていること」「特に藻場・干潟等は、一般に生物多様性・生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息・生育・海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとする。」とあります。これらに対し実施する措置を回答ください。
<ul style="list-style-type: none"> ・北港テクノポート線延伸工事と夢洲駅建設の安全性についての検証を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・開催地、大阪市での見過ごせない諸問題 <ul style="list-style-type: none"> ①人権博物館の存在が危ぶまれていることなど。 ②朝鮮学校の無償化対象除外 ③障がい児童、外国ルーツの子へのサポート不十分。学校現場での日の丸・君が代の強制。 ④大阪市の廃止
<ul style="list-style-type: none"> ・万博の隣接地でカジノを含む IR が計画されていることを博覧会協会は認めるのか。さらに大阪府・市は、万博の跡地を IR カジノの拡大を目論んでいる。このような計画を認めることは、明らかに SDGs に反すると思う。
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府知事・大阪市長が「万博とカジノはセット」と度々明言されています。SDGs と IR カジノは矛盾しないか。考え方、立ち位置をしっかりと説明すべき。
<ul style="list-style-type: none"> ・そもそも、夢洲で IR を誘致する上で万博を開催することになったのだから、方法書の開催場所選定経過の記述は誤りである。

8.1.2 市長意見及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第10条第1項の規定に基づく、2025年日本国際博覧会環境影響評価方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、表8.1.2(1)、(2)に示すとおりである。

表 8.1.2(1) 方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
全般的事項	
<p>1 事業計画について</p> <p>本事業は、国連が掲げる持続可能な開発目標（SDGs）が達成される社会をめざしていることから、事業計画の検討にあたっては、その個別目標の達成に向けた具体的な取組内容を明らかにすること。</p>	<p>大阪・関西万博では開催の意義の1つとして、「SDGs 達成・SDGs+beyond への飛躍の機会」を掲げており、公式参加者に対しては、サブテーマである3つの Lives (Saving Lives, Empowering Lives, Connecting Lives) から1つ以上を選択するとともに、SDGs の掲げる17の目標のいずれか1つ以上に取り組むことを求めています。</p> <p>また、大阪・関西万博の開催前から大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現し、SDGs の達成に貢献するため、多様な参加者が主体となり、理想としたい未来社会を共に創り上げていくことを目指す「TEAM EXPO 2025」プログラムを推進します。</p> <p>なお、環境や社会への影響を適切に管理できるよう、ISO20121 への適合を視野に入れて、イベントの持続可能性を管理するシステム (Event Sustainability Management System, ESMS) の導入を検討しています。(p. 30～33)</p>
<p>2 交通計画について</p> <p>開催期間中には、自動車交通量の増加による環境影響が懸念されることから、ICT の活用による移動の最適化や他の交通機関の拡充等により、その影響を可能な限り低減すること。</p>	<p>大阪・関西万博の想定来場者数 2,820 万人の円滑な来場を実現するために、鉄道・道路・海路・空路等の既存交通インフラを最大限活用したアクセスルートを計画しています。</p> <p>各アクセスルートのバランスのとれた利用を図るため、ICT を活用し、適切なルートや混雑状況等の情報を提供します。また、(仮称) 舞洲駐車場の利用については原則事前予約制を導入します。</p> <p>さらに、関係機関・事業者等と連携して、大阪府内の企業へ時差出勤やテレワーク活用の呼びかけ等によりピーク時間帯の交通負荷の軽減を図るとともに、大阪Metro中央線の輸送力増強、鉄道やシャトルバスの乗換利便性向上により混雑の抑制に努めます。(p. 10)</p>
水質・底質	
<p>排水による影響は、恒流等の流れにより放流口から南側に及ぶことが想定されることから、当該海域における流向・流速について、既存資料の収集に努めるとともに、必要に応じて現地調査を追加で実施するなど予測精度の向上を図ること。</p>	<p>夢洲周辺海域の流向・流速の把握に際しては、当該海域の流況の特性を把握して精度の向上を図るため、既存資料を参考にするとともに、現地調査地点は方法書に記載した2地点に加えて南側に1地点を追加しました。水質に関する調査、予測及び評価の結果は準備書第5章に記載しました。(p. 269, 272, 291～302)</p>

表 8.1.2(2) 方法書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
<p>廃棄物・残土</p> <p>開催期間中には多くの来場者が見込まれること、撤去を前提とした事業であることから、建設から開催中、解体・撤去に至るまでのライフサイクル全体における廃棄物の削減について、過去の博覧会を上回る目標を定め、最新技術の導入等による先進的な取組を検討すること。</p>	<p>大阪・関西万博では、建築の設計段階からガイドラインを策定することで資材のリサイクルを推奨するとともに、工事の実施にあたっては廃棄物の発生抑制・減量化、リサイクル等について適切な措置を講じます。また、会期中に発生する廃棄物について、営業施設等での簡易包装や再生可能包装材の使用、来場者へのマイバッグ利用の呼びかけ、可能な限りの分別の推進等により 3R の促進を図ることとしています。</p> <p>準備書では、建設から開催中、解体・撤去に至るまでのライフサイクル全体における廃棄物の発生量・処分量を可能な限り削減できるよう予測評価を行い、その内容を第 5 章及び第 6 章に記載しました。なお、今後、導入を検討している ESMS（持続可能性管理システム）の中で、削減目標を具体化していきます。</p> <p>また、協会では 2021 年 1 月に外部有識者で構成する「未来社会における環境エネルギー検討委員会」を設置し、大阪・関西万博で発信していくべき未来社会における環境エネルギーの姿や、本万博において実証・実装を進めていくべき技術について検討を行っており、2021 年 6 月に、中間取りまとめ「EXPO2025 グリーンビジョン」を公表しました。本ビジョンでは「4. 核となる技術等の候補」として、食品残さ等からのバイオガス製造技術や生分解性容器のリサイクル及びバイオエタノール製造技術を挙げています。これらについては、今後の情勢の変化や、国や大阪府市をはじめとする自治体の方針を見定めながら、会場内外での実証・実装プロジェクトの具体化に向けて検討を行ってまいります。</p> <p>(p. 467～468, 486～487)</p>
<p>地球環境</p> <p>気候変動枠組条約第 25 回締約国会議（COP25）における議論や、万博が地球規模の課題に取り組むために世界各地から英知が集まる場であることを見据え、これまでの延長線上にない革新的技術の結集による脱炭素社会の具体像を会場整備の段階から定め、準備書で明らかにすること。</p>	<p>大阪・関西万博における現時点の主な対策としては、建築環境総合性能評価を導入し、仮設建築物であるパビリオンについても、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入やエネルギー使用の合理化により環境配慮を行った建築物とすることについて検討を進めています。会場内の熱源設備については、地域熱供給を採用し、エネルギーの効率的な利用を行う計画です。また、会場全体のエネルギー消費は効率的に管理できるように検討を進めています。</p> <p>また、協会では 2021 年 1 月に外部有識者で構成する「未来社会における環境エネルギー検討委員会」を設置し、大阪・関西万博で発信していくべき未来社会における環境エネルギーの姿や、本万博において実証・実装を進めていくべき技術について検討を行っており、2021 年 6 月に、中間取りまとめ「EXPO2025 グリーンビジョン」を公表しました。本ビジョンでは「4. 核となる技術等の候補」として、水素エネルギー等、帯水層蓄熱などの再生可能エネルギー、CO₂ 回収・利用等の各分野に関する技術を挙げています。これらについては今後の情勢の変化や、国や大阪府市をはじめとする自治体の方針を見定めながら、会場内外での実証・実装プロジェクトの具体化に向けて検討を行ってまいります。</p> <p>(p. 486～487)</p>
<p>景観</p> <p>事業計画地である夢洲は、大阪市の景観形成方針に掲げるウォーターフロント景観の形成において重要であることから、調査地点の選定にあたっては、船上から夢洲を眺望した際に、景観への影響が最も大きくなる海上の地点を追加すること。</p>	<p>方法書における景観の調査及び予測地点は、陸上の 4 地点としていましたが、クルーズ船からの景観として 1 地点、フェリー航路からの景観として 1 地点、大阪市景観読本におけるベイエリアの主要な視点場として示されるダイヤモンドポイントからの景観として 1 地点の計 3 地点を追加して、調査、予測及び評価し、その結果は準備書第 5 章に記載しました。</p> <p>(p. 696～714)</p>

8.2 準備書についての意見と事業者見解

8.2.1 住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第17条第1項の規定に基づく、2025年日本国際博覧会環境影響評価準備書に対する住民からの意見の概要とこれに対する事業者の見解は、表8.2.1(1)～(20)に示すとおりである。

表 8.2.1(1) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 全般事項		
	住民からの意見	事業者の見解
開催場所の経緯等	<p>○ なぜ夢洲を会場に選定したのか明確な説明がありません。夢洲を会場にした場合の優位性をSDGs達成の観点から説明すべき。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夢洲のメリットだけでなく、人工島特有のリスク、コストなども指摘すべき。 ・開催場所の設定の経緯について、夢洲他計7か所を列記し「検討された」と記されているのみであり、夢洲ありき、カジノありきの暴走で、今日的な環境アセスと言った代物ではない。 ・環境保全の見地から、複数の候補地の中から夢洲を選定した比較検討結果を、根拠となるデータとともに示すべき。 ・「既存の大都市機能を活用できる」ことから夢洲を選定したとあるが、地下鉄などの交通網はまだ整備されていない。大阪メトロの赤字が続く中、新規路線の延伸は負荷が大きいと思われる。 ・夢洲の生物を害することの無いよう、大阪万博は中止も含めて再検討するように望む。 ・「埋立地を活用することによる自然への負荷が少ない」とあるが、自然への負荷が少ないとした根拠が知りたい。 ・人の技術の結集である万博と夢洲の環境保護の両立によって、これからの在り方を世界に訴えることができる絶好の機会と思います。是非、夢洲の工事休止によって鳥類のみならず他の生物の保護をお願いします。 ・IR予定地を会場予定地としてほしい。 ・SDGs達成という観点からは、万博会場を埋立地ではなく、既存の陸上の複数の公園の方が、評価点が高いはずであり、本アセスメントは再度見直しすべき ・なぜ、夢洲なのか。鶴見緑地や大泉公園での分散開催は出来ないのか。 ・選定理由に、南海トラフ大地震への対応が検討されたとは読み取れない。100ha以下での分散的に実施することを再度見直ししてほしい。 	<p>開催場所を含む万博の基本構想については、評価書第1章に記載しているとおり、「2025年万博基本構想検討会議」や「2025年国際博覧会検討会」での検討を踏まえ、パブリックコメントを実施したうえで報告書が取りまとめられ、閣議了解を経て決定しています。</p> <p>なお、過去の議事録等は下記ホームページに掲載されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2025年万博基本構想検討会議」の議事等 http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kokusaihakurankai/banpakukihonkaigi.html ・「2025年国際博覧会検討会」の議事等 https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/mono_info_service.html ・「2025年国際博覧会検討会報告書(案)」に関する意見募集について https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595217005&Mode=2 <p>2025年日本国際博覧会は『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとし、『People's living Lab (未来社会の実験場)』をコンセプトとして、万博会場を新たな技術やシステムを実証する場と位置づけており、テーマやコンセプトを達成できるよう取り組みます。</p>

表 8.2.1(2) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 全般事項		
<p>想定来場者数について</p>	<p>○ 入場者数を約2,820万人と想定した積算根拠を示すべき。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえた想定なのか、見直しは必要ないのか。 ・会場計画の具体化に伴い入場者数の増加による環境影響の変動が大きい事象について、予測評価を行うべき。 ・想定を大幅に上回る入場者があった場合の沿道への影響を評価すべき。 ・予測評価を行う上での最も重要な数字である想定入場者数の推計根拠が示されていない。 	<p>総来場者数(2,820万人)は、過去の国際博覧会の実績や会場候補地の立地条件等を勘案し、また、訪日外国人数が増加傾向にある状況も考慮して算出しました。このうち国内の想定来場者数は2,470万人と推定しており、過去の国際博覧会の実績(建設費、投資額、近隣地域の人口、開催期間等)に基づいて重回帰分析を用いて算出したものです。また、海外からの想定来場者数は350万人と推定しており、訪日外国人総数に対して、過去の国際博覧会における海外からの来場者数の比率を当てはめて算出したものです。</p> <p>現時点では、想定来場者数は2,820万人であり、それを基に環境影響評価を実施しております。来場者数が減少する場合には、環境影響は減少することになります。</p> <p>今後、事後調査において、来場者数の実績を把握し、環境影響を確認していきます。</p>
<p>会場計画について</p>	<p>○ 大屋根について、軟弱地盤への建築のため、仮設とはいえ安全の確保は重要である。大屋根建設計画は撤回すべき。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半年の万博期間後に廃棄とする、2階建「大屋根」建設構想は、コロナで弱り切った大阪の企業や市民生活の復興、防疫・防災対策の強化が最も必要とする中で、それでも大屋根は必要だとする根拠を示すべきです。 ・「円環状の主動線を設ける」とあるが、屋根などは設置するのか。近年の日本は酷暑が多く、直射日光が当たる道路は陽炎が発生するほどの温度になる。主動線が高温になれば、人間にも他の動物にも悪影響を及ぼすと思われる。 	<p>大屋根は主動線(メインストリート)において、来場者を雨や日差しから守る機能を持ち、人々を導くナビゲーションの役割も果たします。また、大屋根の上には空中歩廊が巡り、パビリオン群への俯瞰、海を望む展望機能を有するものとする計画です。</p> <p>大屋根の仮設構造に対する安全性の確保については、法令等の基準を遵守して、設計施工を行います。</p>
	<p>○ 緑化計画について、敷地面積に占める生物多様性に配慮した緑地等の割合・面積が示されていないため、環境保全対策として評価することができない。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場計画について、緑地や水辺の計画が具体的でない。 ・干潟とエコトーン(緩傾斜の水際部)を加えて、これらの生態系が事業計画地でどのように配置されるのかを図示すること。 ・会場配置計画では緑地は2か所のみであり、静けさの森は直径150m、面積2ヘクタール程度、グリーンワールドの緑地は幅20m長さ500m程度が2本、面積1.7ヘクタール程度である。会場面積が159haなので、水面を除く緑地率は2.3%に過ぎない。未来社会にふさわしい緑地率とすること。 	<p>緑地や水辺の詳細については、現在設計中ですが、動植物の利用にも配慮し、計画します。</p> <p>緑地の割合については、具体的な数値は決まっていますが、会場内では、グリーンワールドにおいて緑地の整備を行うと共に、パビリオンワールドについても、静けさの森の整備やオープンスペース等に可能な限り緑化する計画であり、出来る限り緑地を増やすよう努めます。</p> <p>また、ウォーターワールドにおいては、水辺に生息する鳥類に配慮して、開放水面を出来る限り確保する計画です。</p>

表 8.2.1(3) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 全般事項	
SDGs について	<p>○ 万博が SDGs 先端都市への「起爆剤」となることが、経済界からも期待されているところにもかかわらず、「世界との共創」で参加者が実施するものばかりであって、これでは主催者は、「いれもの（容器）」を用意するだけで、主催者による具体的施策がまったく提示されていません。具体的施策の提示を求めます。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業コンセプトについて、2020 年に始まった SDGs の「行動の 10 年」以降の計画にもかかわらず、「参加者が取り組む」ばかりで、協会が主体になる事業や指標がありません。 ・「万博開催を通じて SDGs の達成に貢献する」とは、具体的にどのような状態になれば達成したと言えるのか。 ・博覧会が SDGs の掲げる目標にどのように貢献するのか、指標を挙げて具体的に示し、夢洲やベイエリアの長期的な自然再生計画を掲げるべき。 ・SDGs についての数値目標が明記されていない。 <p>○ 本万博を夢洲で開催することは SDGs に反するのではないか。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の万博では、廃棄物処理埋め立て途中の土地で行うので、まだ十分安全とは言えない時期に行うのであり、この SDGs ということに反しており、この場所にはこの言葉を使用すべきでない。 ・SDGs ではなく環境破壊でしか写らない。 ・この万博の目的には、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するもの」とあるが、夢洲では、地震時災害の危険なことが予想され、大気汚染も悪化させるものであり、SDGs の項目に反するものである。 ・脱化石由来、気候変動への具体的な目標、チャレンジを求めます。 ・現行のアセス制度を超えて、万博のあり方全体について、SDGs や生物多様性保全の観点から、もっと踏み込んだ見直しをお願いしたい。 <p>○ 環境に配慮した万博を目指すべきである。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動や自然環境回復を世界が目指している ・夢洲は、自然再生力に恵まれた環境の大阪湾内の土地です。 ・湾岸部の緑地ベルト地帯の一部にして、大阪市域のヒートアイランド現象緩和の役割を果たすよう計画すべき。 ・万博という大義名分のもと、騒音や光害をまき散らし、CO2 排出やエネルギー消費を増やし、自然破壊をしている。
	<p>本万博が開催される 2025 年は、国連が設定する SDGs の目標年である 2030 年の 5 年前であり、SDGs 達成に向けた世界各国による取組の中間地点と位置づけて進捗状況を確認し、その達成に向けた取組を加速させる絶好の機会となると考えています。</p> <p>本万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現し、SDGs の達成に貢献するために、本テーマを軸とした多くの実践者や有識者などが議論を行うテーマフォーラムを開催する等、より実践的で優れた取り組みの創出につなげていきます。</p> <p>また、今後 ISO20121 への適合を視野に入れ、イベントの持続可能性を管理するシステム（ESMS）の導入を検討しております。</p> <p>2021 年 12 月に持続可能性有識者委員会を設置し、専門的見地からの意見等を伺い議論を進め、2022 年 4 月に、当協会の持続可能性への基本的な考え方や姿勢を示す「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」を公表しました。今後、脱炭素・資源循環・自然共生を含む各分野において、個別目標や取組み事例を洗い出し、持続可能性有識者会議やワーキンググループで外部の声も聞きながら議論・ブラッシュアップを行い、2022 年度末には、個別目標や取組み事例をまとめた「持続可能性計画」を作成・公表する予定です。それぞれの進捗状況についても、適宜、協会ホームページ等で広く発信していく予定です。</p> <p>本万博では、会期前の計画段階から会期中、会期後にわたり、脱炭素社会の構築や循環型社会の形成等に取り組み、サステナブルな万博運営の実現を目指しております。</p> <p>2022 年 4 月に公表した改定版「EXP02025 グリーンビジョン」の核となる対策の候補に掲げているような再生可能エネルギー等の活用により、温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、リサイクル素材やリユース・リサイクル可能な部材を積極的に活用する等サーキュラーエコノミーの実現に向けて取り組み、資源の有効利用を図ります。</p>

表 8.2.1(4) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 全般事項		
評価項目について	<ul style="list-style-type: none"> ・夢洲開発に関する環境評価は 2000 年 10 月の「大阪都市計画高速鉄道北港テクノポート線に係る環境影響についての検討結果報告」がある。今回の評価に当たっては少なくともそこで取り上げられている各項目については欠落させること無く評価項目とすること。 	<p>本環境影響評価は、大阪市環境影響評価条例や技術指針に基づき、実施しており、選定すべき各環境影響評価項目を適切に選定しております。</p> <p>なお、本評価書の環境影響評価項目に比べ、大阪都市計画都市高速鉄道北港テクノポート線の評価書の環境影響評価項目では、地下水及び地盤沈下が取り上げられております。</p> <p>本事業においては、地下水汚染の原因となる有害物質の使用がないこと等や工事中の地下水の強制排水等の地下水水位の低下につながるような行為の計画がないことから、地下水及び地盤沈下は環境影響評価項目として選定しておりません。</p> <p>選定した環境影響評価項目については、方法書の際に大阪市内にて審査頂いております。</p>
事後調査について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会場計画と連動した事後調査のあり方について、実施回数や時期、専門家や市民の関与などについて方向性を示していない。評価書においては、これらを明記すること。 ※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。 ・参加国も不明であり、会場計画が定まっていないため、環境影響評価を適切に行うための追加調査・評価を求める。 ・事後調査は、工事着手前、工事期間中、開催期間中となっておりますが、会場計画が固まっていない部分があるので、計画と連動した見直しが必要。 ・参加国が増える際は、会場配置計画図や準備書のやり直しなどフォローアップするのか。 ・会場計画と連動した事後調査のあり方について、実施回数や時期、専門家や市民の関与などについて方向性を示していない。評価書においては、これらを明記すること。 ・工事中、開催中、開催後も環境への環境調査などを継続してもらいたい。 	<p>事後調査の詳細な内容につきましては、事後調査計画書に記載しております。</p> <p>事業を実施した際の環境影響については、事後調査で確認し、その内容については事後調査報告書を作成し、大阪市内に適宜報告、公表してまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 専門家等の参画により計画を立て、本環境アセスの環境保全対策に位置付けて予測評価を実施すべきである。 ※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。 ・準備書の時点で会場計画が確定しておらず、行政、市民、専門家を含む協議会を設け、会場計画の進展とともに環境影響緩和について合意形成を図ること。 ・夢洲の土地造成工事を始める前に、愛知万博と同様に、万博協会と行政及び市民団体を含めた環境影響評価についての協議会を設けること。 	<p>動植物の環境保全対策の検討につきましては、有識者等の意見を聞きながら、進めております。</p> <p>また、事後調査の詳細な内容につきましては、事後調査計画書に記載しております。</p> <p>事業を実施した際の環境影響については、事後調査で確認し、その内容については事後調査報告書を作成し、大阪市内に適宜報告、公表してまいります。</p>
輸送計画について	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸送手段別の想定来場者数の積算根拠を示してほしい。 ※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。 ・大気質の環境保全措置について、渋滞対策に係るものに、地下鉄中央線の輸送力増強等記載しているが、それらの環境保全措置を実現したとしても、1日28万5千人の輸送を実現するのは無理があると考え。 ・想定と開催時の現実にギャップが生じないように検討すること。 ・コロナ感染下で経済の見通しが定まらず、しかも鉄道の輸送力が当初計画より低下していることから博覧会参加者数を2,820万人に設定することは困難だと思う。 	<p>計画日來場者数(28.5万人/日)は、総來場者数(2,820万人)に対して愛知博実績のピーク率により算出しています。</p> <p>輸送交通手段別交通量については、各移動ルートや移動手段における、移動時間、乗り換え時間、料金等の設定を行い、鉄道、シャトルバス、家用車等の移動手段の割合を推定しています。</p> <p>なお、本万博においては「入場事前予約制度」の導入を検討しており、来場者は混雑する日を避けて来場することが可能になります。これにより、1日の来場者数が想定を大幅に上回ることはないと考えます。</p>

表 8.2.1(5) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

1. 全般事項		
輸送計画について	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物資の海上輸送について、具体的な手段を明示すべき。 	<p>建築資材については、原則として陸路での資材搬送を計画しております。資材の種類、搬送経路によっては、海路での輸送を行う可能性があることから予測を行っています。</p> <p>海上輸送を実施する場合には、船舶は適切に整備・点検を行い、整備不良による排出ガス中の大気汚染物質の増加を抑制する等を実施することで周辺環境への影響を最小限に留めるよう配慮します。</p> <p>具体的な経路については、現時点においては未定ですが、周辺環境への影響に配慮して検討を進めていきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事車両・物流車両の「2ルート併用問題」と、「2つの大橋」の「拡幅工事」中の交通規制で物流だけで大混乱となる。 ※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。 ・「工事車両」が増加することの対策を明示すべき。 ・工事用車両は「阪神高速」の利用促進としているが、物流車両も高速を利用する。 	<p>大阪市による拡幅工事が実施される際には、大阪市と工事工程の調整を行うとともに、混雑時間帯を避けるように配慮するなど周辺への影響が生じないように進めます。</p> <p>また、物流施設の一部を咲洲へシフトすることや、工事車両対策として、運搬日、時間帯等を調整することなどを大阪市が検討しています。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・会場の運用時に、米国、EUなど海外からのお客さまが多数参加されるのですが、その時期の大気汚染状況を彼らには隠したままではまずい。会場に電光掲示板などを多数配置して、速報値を知らせるべきではないでしょうか。SDGsの考えからも実施すべきです。開催時のPM2.5情報を始め、オキシダントなど大気汚染物質の速報値を環境基準とともに合わせて表示すべきです。また、今年9月にWHOが示した大気汚染の基準見直しについても、それらの目標値の達成こそSDGsの推進となりますので、それらの基準値との対比も表示すべきです。 	<p>大気汚染濃度については、大阪府によりリアルタイムで情報提供が実施されており、必要に応じて来場者への周知等も検討していきます。</p> <p>また、PM2.5や光化学スモッグ等の発令がされた際には、来場者にお知らせできるよう関係機関等と調整していきます。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・準備書では「夜間・休日工事は原則行わない」としていますが「原則以外」はどのような基準なのか、明示しないと「原則外」が「原則」となってしまいます。 	<p>工事につきましては、平日昼間の実施としますが、工事の実施状況や通勤通学への影響を極力避けるためなど、やむを得ない場合は夜間や休日に工事を実施する場合があります。その場合は、工事車両台数を最小限に抑え、騒音や振動に十分に配慮して実施します。</p> <p>また、夜間や休日に工事を実施する場合は、必要に応じて、大阪市等に報告し、適切に対応します。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・労働関係法遵守体制、工事時間、休日など具体的に明示すべきと考えます。 夢洲は、島内住民がいないために、騒音や粉じん問題、土壌の有害物問題など軽視されることは許されません。 	<p>工事の実施にあたっては、労働基準法など関係法令を遵守し、作業員の安全や健康に配慮しながら実施するよう努めます。</p> <p>騒音や粉じん等についても、関係法令を遵守して、周辺環境への影響が生じないように、適切に対策を実施していきます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsではなく環境破壊でしか写らない。 	<p>環境影響評価において、予測評価を実施し、適切に環境保全措置を講じることで、事業が周辺環境に及ぼす影響を低減するよう努めます。</p>

表 8.2.1(6) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

2. 大気質	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染評価項目について、NO₂ と SPM のみとなっているが、住民の関心が深い PM_{2.5} も加えるべきではないか。 	<p>PM_{2.5} については、予測・評価手法が確立されていないため、評価項目としては選定しておりません。PM_{2.5} の発生原因は、工場や自動車等のほか、土壌や道路の粉じん等、発生源が多岐に渡り、大気中の挙動も複雑なため、生成機構については十分に解明されておりません。同じ粒子状物質の SPM と NO_x を予測、評価の対象とし、これらの 2 物質の抑制することで、PM_{2.5} の抑制にも繋がると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染の評価地点について、当該施設は集客施設であり、多くの人滞りするため、周辺居住地帯だけでなく、会場内にあると考えられる最大着地濃度点も含めて評価すべき。 	<p>評価書では、大阪市環境影響評価条例や技術指針に基づき、周辺環境への影響を予測しております。</p> <p>なお、大気質への影響の大きい設備については、会場内に分散化させると共に排出口の高さを 4 m とし、大気中に拡散させることで、来場者への影響が小さくなるよう配慮します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 工事中、万博開催中に、交通量が大量に増えることが予想される。準備書の調査結果では、騒音と大気汚染について咲洲と舞洲が計測地点として示されているが、島へ通じる内陸の道路も車の増加による影響が生じると思われる。内陸の港区、此花区にも影響予測のポイントを設けるべき。 	<p>予測地点については、施設関連車両の走行及び工事関連車両の走行に伴い、保全対象施設への影響が考えられる地点において実施しました。これらの内容は、評価書第 5 章に記載しました。</p> <p>なお、本万博では、来場車両による環境負荷の低減に向けて、道路にアクセスが集中しないよう、MaaS 等の活用により道路渋滞情報等をリアルタイムで来場者に提供するなど、公共交通機関の利用を促進する仕組みについて検討しています。</p> <p>加えて、来場者輸送対策については 2025 年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会において検討を行い、2022 年 6 月に「大阪・関西万博 来場者輸送基本方針」として公表しており、具体的な実施内容については引き続き検討を行い、適宜公表していきます。</p> <p>なお、調査・予測地点については、大阪市において審査頂いております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 施設の供用中の大気汚染予測結果について、大阪市環境基本計画の目標値を上回っているため、目標値を達成するための施策を示すべきである。 大渋滞が引き起こす「NO_x」（窒素酸化物）の増大への対策がありません。 大気質の結果で、NO₂ も SPM も少しだが増加するとなっています。自動車排ガスは、総量規制で、減らすべきだが、この評価でいいのでしょうか。 また、対策が具体的ではないので、ソフト面だけでなくハード面の具体的な対策もしめしてください。 	<p>排出ガス等による大気環境への影響をできる限り低減するため、「空調熱源については、導入時点における最新の低 NO_x 機器の採用に努める」、「エコドライブの実施を推奨し、施設関係者への周知を図る」等の対策を講じます。</p> <p>また、本万博では、来場車両による環境負荷の低減に向けて、道路にアクセスが集中しないよう、MaaS 等の活用により道路渋滞情報等をリアルタイムで来場者に提供するなど、公共交通機関の利用を促進する仕組みについて検討しています。</p> <p>加えて、来場者輸送対策については 2025 年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会において検討を行い、2022 年 6 月に「大阪・関西万博 来場者輸送基本方針」として公表しており、具体的な実施内容については引き続き検討を行い、適宜公表していきます。</p>

表 8.2.1(7) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

2. 大気質	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・開催中、最大 28 万人の集客が予定されているが、一日バスだけでも 1,000 台が内陸と夢洲を行き来すると、膨大な排気ガスによる影響が出てくるのではないかと。島で開催するならば、環境に負荷をかけないための方策を考えるべき。 	<p>令和 4 年度より開始された大阪府市の車両購入補助制度を活用し、バス事業者へ電気自動車等の購入促進を図るなど、シャトルバス、パークアンドライドバスへ可能な限り電気自動車等を導入することを目指します。</p> <p>また、エコドライブの実施や、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等環境影響の低減に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・表 2.2.1(1)、(2) (p54) の環境基準の欄、NO₂、SPM、CO の記述が間違っている。ここに記載されているのは、評価方法とされているものであり、基準ではない。 	<p>準備書では、表 2.2.1(1)、(2) の記載は出典の記載に準じていましたが、誤解を生じないようにするため、評価書では「環境基準の評価方法」と記載を改めました。</p>
3. 水質	
<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーターワールドの水質調査として、上澄みだけでなく、底質を含む水質調査を実施すべきである。 	<p>ウォーターワールド内の水質につきましては、利用目的に応じた水質レベルを検討し、安全に配慮して事業を実施します。また、事業計画を踏まえて内水面の水質調査を実施します。</p> <p>本環境影響評価につきましては、大阪市環境影響評価技術指針に基づいて作成を行っており、水質の調査地点については、事業による影響を把握する地点として、放流口付近及びその両側の 3 地点を選定しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・外洋への放出水の常時監視は、供用中はどのように実施するのか。 	<p>施設の供用中の排水は、公共下水道に放流する計画です。雨水などウォーターワールドから海域への放流水の監視については、具体的な方法等を関係機関と協議のうえ決定し、適切に実施します。</p>
4. 土壌	
<p>○ 夢洲 1 区は、各種廃棄物による汚染土壌が懸念されてきた区域であり、安全安心な万博を実施するためにも、準備書では、1 区の土壌汚染、その危険性を踏まえた会場計画の環境影響評価を求めたい。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分場として終了していない 1 区に人が立ち入ることになるが、どのような対策をとるか。 ・計画執行のための、覆土・舗装はどのような形で進めるのか。 ・夢洲 1 区グリーンワールドは、一般廃棄物の処理場であり、「土壌汚染・有害物」対策も重要である。この地に不適切な集客施設の建設は不安が多く、この不安を打ち消すための策が明示されていない。 	<p>夢洲 1 区のグリーンワールドにおいては、廃棄物の管理型処分場であることから、最終処分場の維持管理基準上の 50cm 覆土は維持し、本事業として盛土を行った上で、その盛土層のみを掘削する計画です。</p> <p>また、地表面を舗装または覆土することで接触・拡散防止を図り、開催中の安全性についても確保するよう努めます。</p> <p>なお、評価書第 5 章に内容を記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・万博会場となる夢洲では、夢洲の 2・3 区で受け入れた浚渫土砂 3,800 万立方メートルのうち、環境基準設定以前の 2002 年度までに 3,500 万立方メートルが受け入れていることから、2003 年に浚渫土砂の受入基準にダイオキシン類の環境基準が設定されたため、環境基準を超える土砂が入っていないと断言できません。舗装などをして南海トラフ地震がいつ発生するかわからず、発生時には液状化現象によって舗装または覆土が陥没などすることも考えられ、ダイオキシンが外気に触れる可能性がないとは言えません。そんな危険な場所で万博を開催すべきではないので、工事そのものを行うべきではないと考える。 	<p>夢洲 2 区・3 区については、大阪港湾局において、2021 年 12 月にバビロンワールドの 1 地点で液状化判定を実施したところ、国土交通省の液状化判定対象とされる地表面から 20m の深さまでの地盤は「液状化しない」又は「液状化しない可能性が大きい」という結果であり、地表面から深さ 24m 付近の地盤が「液状化する」という結果でした。しかし、その影響は局所的であり、地盤全体に影響を及ぼすことはないかと大阪市から聞いています。</p> <p>会場予定地では、浚渫粘土の表層をセメント混合による改良をしたうえで、建設残土により盛土されています。本事業の実施にあたっては、建設残土により盛土された部分のみを掘削する計画です。</p>
<p>○ 夢洲には、過去 27～8 年間に及ぶ廃棄物処分、焼却灰等約 1 千万トンの強が埋立てられている。舗装によって地中ガスが封じ込められるが、ガス抜き等対策はどのようにするのか。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設工事では、支柱等立てることになるが、汚染土壌の掘削によって当然有害物質が飛散すると思われるがどのような対策をたてるのか。 	<p>夢洲 1 区の会場予定地については、大阪市によりガス抜き管の設置及び廃棄物層に 50cm 以上の覆土が行われた後に協会は引渡しを受けます。</p> <p>万博の工事にあたっては、環境省の「最終処分場跡地地形質変更に係る施行ガイドライン」を遵守し、安全性が確保されるよう適切なガス対策を実施します。</p>

表 8.2.1(8) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

4. 土壌	
住民からの意見	事業者の見解
<p>・準備書 304 ページ、調査結果の項で述べられているが調査箇所はたった 1 箇所であり今回の万博会場予定地における土壌調査としてはきわめて不十分である。2000 年の「大阪都市計画都市高速鉄道北港テクノポート線に係る環境影響についての検討結果報告」では「夢洲は現在埋め立て中であり、現地調査は行われていないが、埋立て完了後に土壌調査を行うとしている」と記述もあり、これから今回準備書の夢洲の土壌調査に関する部分は不十分である。改めて会場予定地の全般にわたり適切にメッシュ調査を行ない、基準を上回る汚染の正確な原因究明を行うべきである。</p>	<p>会場予定地である夢洲においては、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域（埋立地特例区域）（夢洲 2 区、3 区、4 区の竣工地）、自然由来等土壌海面埋立施設（夢洲 2 区、3 区の未竣工地）に指定されています。</p> <p>また、土壌汚染対策法に基づく埋立処理施設である夢洲 1 区は、廃棄物の管理型処分場であることから、最終処分場の維持管理基準上の 50cm 覆土は維持し、本事業として盛土を行った上で、その盛土層のみを掘削する計画です。</p> <p>工事の実施にあたっては、土壌汚染対策法等に基づき適切に対策を行うと共に、開催中については地表面を舗装または覆土し、来場者の接触・拡散防止を図ることで安全性を確保します。</p> <p>以上のことから、新たに現地調査による汚染状況の把握は不要であると判断し、その内容については準備書の際に、大阪市において審査いただいております。</p> <p>工事中や開催中においては、評価書第 5 章に記載している環境保全措置を確実に実施することにより、周辺環境の保全に努めます。</p>
<p>・夢洲の地勢的重要事項の評価・説明がされていない。放射能焼却灰の埋立について、「北港処分地」の明確な地番や「夢洲 1 区」との表記がされておらず説明不足である。</p>	<p>北港処分地には明確な地番が存在していないため、表記する場合は、大阪市此花区夢洲東 1 丁目地先となりますが、分かりにくいため、評価書においては、「北港処分地(夢洲 1 区)」と記載しました。</p>
<p>・パビリオン等の建設に当たっては夢洲の地盤状況を調査の上、適切な工法の検討を行うとしているが、BIE への申請書では最新の土質調査結果を基に、建築物基礎設計において考慮すべき不同沈下量の規定や標準的な対策仕様の選定、基礎地盤の許容支持力度の規定、建築基礎の地盤改良対策の制約条件を設定し、建設ガイドラインに反映する。と具体的に誓約しており、それと比べてきわめて不十分な対応である。</p> <p>BIE との約束どおり基礎地盤の支持力については事前に把握しておくことが重要と考えます。調査の上、具体的な数値で裏づけされた評価がなされるよう強く求めます。</p>	<p>環境影響評価における地盤沈下については、工事中の地下水の強制排水等の地下水位の低下につながるような行為の計画がある場合に影響を確認することになりますが、本事業においては、そのような行為がないことから、環境影響評価項目として選定していません。</p> <p>施工方法については、ガイドラインにおいて、制約条件等を定め工事を実施していきます。</p> <p>なお、会場敷地内での建築物の沈下抑制対策として、浮き基礎や杭基礎など追加荷重を発生させない工法を採用します。</p>
<p>・万博会場はこれから埋め立てを施工する場所があるが、地盤沈下などは発生しないのか。</p> <p>・夢洲の沈下について具体の記述がない。</p> <p>・準備不十分な工程の中でも地盤沈下や液状化問題が懸念される。</p>	<p>本事業において、工事中の地下水の強制排水等の地下水位の低下につながるような行為の計画がないことから、地盤沈下については、環境影響評価項目として選定していません。</p> <p>パビリオン等の建設にあたっては、建築物の沈下抑制対策として、浮き基礎や杭基礎など埋立粘土層・沖積粘土層に追加荷重を発生させない工法を採用します。</p> <p>また、現在夢洲では、地盤沈下状況について定点観測が行われており、事業の実施にあっても、継続した観測を行う予定です。</p> <p>会場予定地である夢洲 2 区・3 区については、主に港湾や河川を掘削した際に生じた粘土質の浚渫土砂で埋め立てられており、地震時に液状化が発生する可能性は極めて低いと考えられます。</p>

表 8.2.1(9) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

5. 騒音	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 夢洲において、万博やその後の観光事業で騒音(特に重低音)が自治体に認定された事業者から発生しないよう対策が必要。重低音等が上空を伝播して広域に被害をもたらす騒音被害の調査が必要と考える。 特に此花区から福島区の高層住宅の高層階に響き、重低音の嫌な騒音に悩まされている。 	<p>評価書の騒音予測においては、想定されるすべての催事が同時に実施される場合で予測を行っており、その場合においても環境影響は小さいと評価されました。</p> <p>事業の実施にあたっては、催事実施時刻の分散化を図る等、さらに騒音の影響が低減されるよう努めます。今後、事業の実施にあたっては、事後調査により周辺への影響を確認し、必要に応じて適切に対応します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 観光業者や報道機関のヘリコプターが万博上空の市街地を低空で何台も周回することに対する騒音対策を示すこと。 	<p>報道機関等のヘリコプターの飛行による騒音の影響については、出来る限り市街地への影響が少なくなるよう、関係機関等に協力を依頼します。</p>
6. 廃棄物	
<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の予測と評価においては、「大阪市一般廃棄物処理基本計画」や「平成30年度廃棄物の広域移動対策検討調査及び廃棄物等循環利用量実態調査報告書(環境省環境再生・資源循環局)」を設定根拠としているが、過去の基準をベースとして、評価では、日本が宣言している目標との整合性は取れないと考えます。 	<p>廃棄物のプラスチック類及び生ごみ等の排出量やリサイクル率については、大阪市の廃棄物処理基本計画や環境基本計画の2025年度の計画目標値を基準として設定し、予測評価を行っております。</p> <p>今後、イベントの持続可能性を管理するシステム(ESMS)の中で、資源循環等を含む各分野における個別目標や取組み事例をまとめた「持続可能性計画」を作成する予定です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> リユースやアップサイクルといった多様な手法を用いるべき。事業者による環境対策を待つのではなく、積極的に万博開催を通じた環境設計を行い、推進することを求める。 使い捨てプラスチックやペットボトル等のプラスチック容器の利用を制限するなど、発生抑制に努めることが主催者の義務である。 使い捨てプラスチックの製品について、「使用抑制」だけでなく、「使用しない」チャレンジを求めます。 	<p>出店者やサプライヤーと連携し、使い捨てプラスチック製品の使用抑制やリユース等について、更なる対策の実施について検討を行ってまいります。</p> <p>2022年4月に公表した改定版「EXP02025 グリーンビジョン」の核となる対策の候補に掲げているような、ごみゼロに資する技術・仕組みを積極的に導入します。当協会が仮設整備する会場施設・設備等について、万博開催後のリユース・リサイクル等による有効活用のため、民間事業者や公的団体等から幅広い提案募集を行いました。今後、会場整備の発注への反映や開催後の引き取り先の公募など、可能な限りリユース・リサイクルに努めてまいります。</p> <p>また、ISO20121への適合を視野に入れて、イベントの持続可能性を管理するシステム(ESMS)の導入を検討しており、資源循環等を含む各分野において、個別目標や取組み事例の洗い出しを行い、「持続可能性計画」を作成・公表する予定です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な実験場として、使い捨てのものをできる限り使わない工夫や試みもしてほしい。マイカップ、マイ食器や容器の持参を呼びかけたり、料金割引の特典を設けるなど、工夫とアイデアも広く募ってはどうか。 	<p>施設の供用時には、来場者にはマイバッグ、マイボトル等の利用の呼びかけや、わかりやすいピクトグラムによる正しいごみの分別の促進等を実施してまいります。</p> <p>今後、出店者やサプライヤーに対し、使い捨てプラスチック製品の使用抑制やリユース等について、意見を聞き、更なる対策の実施について検討を行ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 使い捨てプラスチック製品の使用抑制に加えて、代替製品による使用削減やリユース等による環境負荷軽減の計画・実行・モニタリングを実施すべき。 	<p>使い捨てプラスチック製品の使用抑制や代替製品の使用、リユース等の具体的な計画については、今後参画頂ける営業施設等が決まった段階で、国や府市の最新の施策動向も踏まえ、検討します。</p> <p>なお、企業協賛等の活用等により、廃棄物削減や持続可能性推進に資する新たな取り組みを積極的に進めてまいります。</p> <p>加えて、イベントの持続可能性を管理するシステム(ESMS)の中で、廃棄物の削減目標や取組みを具体化し、PDCAサイクルでの進捗管理、取組の継続的な改善・最適化を図ることで、廃棄物の抑制等を実施してまいります。</p>

表 8.2.1(10) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

6. 廃棄物	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 会場計画の具体化に伴い入場者数の増加による環境影響の変動が大きい事象（廃棄物関係や緑地への踏み込みなど）について、予測評価を行うべきである。 	<p>現時点で、想定される来場者数 2820 万人で廃棄物等の環境影響評価を実施しております。</p> <p>なお、来場者数や廃棄物発生量等については、調査を行い、適宜、ホームページ等で発信していく予定です。</p>
7. 地球環境	
<ul style="list-style-type: none"> 日本は 2050 年までに温室効果ガスの排出量 0 を目標としており、そのような中で、2025 年に開催される万博の目標は現在の環境基準にとどまっています。国家イベントとして「野心的な基準」を基にした環境影響評価が必要だと考えます。 地球環境の環境保全目標について、ベストプラクティスを国際表明する事業であるので、SDGs 及び国の 2050 カーボンニュートラル目標に向けて本事業として寄与する目標を設定し、それを指標として評価を行うべきである。 	<p>温室効果ガスの排出抑制の目標については、評価書第 5 章に記載している環境保全措置に基づいて試算したものです。</p> <p>二酸化炭素排出量削減の取組みや目標等については、今後、ESMS において有識者の意見を伺いながら検討を行い、適宜その内容や進捗を公表していきます。</p> <p>開催中の二酸化炭素排出量については、可能な限りエネルギー使用の効率化や 2022 年 4 月に公表した改定版「EXPO 2025 グリーンビジョン」の核となる対策の候補に掲げているような再生可能エネルギーの導入等により削減を図り、カーボンニュートラルの実現を目指し、検討していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化の環境影響評価項目が会場のみを対象としているが、会場だけでなく、夢洲や近隣区域を対象とすべき。また、工事中、会期中、終了後も含めて調達から対象とするべき。 	<p>地球環境の予測期間や予測範囲については、方法書の際に大阪市にて審査頂き、開催中の予測評価を適切に実施しております。</p>
8. 動物・植物・生態系	
<ul style="list-style-type: none"> 会場、駐車場予定地だけでなく、生物多様性豊かな夢洲全体の環境保全を大阪市と協力して取り組むべきではないでしょうか。 万博の後に続く IR 事業との複合的影響が示されておらず、コアジサシ（2021 年には夢洲で繁殖がみられています）の継続した繁殖可能な場所の確保が必要です。 	<p>会場・駐車場予定地だけでなく、夢洲全体での生物多様性への配慮や、コアジサシの利用可能な場所の確保について、引き続き土地の所有者である大阪市と協議を実施します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 夢洲に生息する生物は他所でも生息可能という論理は破棄して、資料調査や現地調査で得られた種数と個体数が夢洲内で持続するよう対策を講じること。 影響の回避・低減とは生息地を減少させないか減少分を新たに創出することであり、既存の生息地（野鳥園、大阪湾岸等）の環境集能力を高めないまま代替させることではない。 事業計画が具体的でなく、影響を受ける生きものの生息や生育の可能性が示されていません。 専門家の意見を仰ぎ、湿地生態系の食物連鎖や生物多様性を保持してほしい。 今回の調査で得られた種数と個体数が夢洲内で持続するよう対策を講じること。 夢洲の水辺環境、雨水池、塩性湿地、ヨシ原や草原について、それぞれ個別の調査、記載がなく、それぞれの環境がなければ生きていくことのできない生きもの、それらが万博に向けての工事中、あるいは開催中とその後、どのように保全されているのかの具体的な対策を表すべき。 どうか、どうか、夢洲を今の環境で残してください。埋め立て地という人工造成地にできた奇跡のような環境です。失えば二度と手にする事はできません。どうか、どうか、お願いします。 国際的に希少となっている渡り鳥の有数な中継地点となっている。 	<p>現在、会場予定地は大阪市による造成工事が行われており、土地を貸与された後、工事を開始するまでに動植物の重要種について再度調査を行い、有識者の意見を踏まえながら適切に対応します。</p> <p>また、会場予定地の周辺には、水辺や草地等の動植物の生育環境が存在していることから、工事中においては、工事関係者による工事区域外への不要な立ち入りの禁止、低騒音・低振動型の建設機械の採用を行うなど、会場予定地周辺に存在する動植物の生育環境への影響に配慮した措置について検討します。</p> <p>さらに、本事業の後においても環境が保全されるよう、大阪市内に働きかけていきます。</p> <p>以上について、評価書第 5 章に記載しております。</p>

表 8.2.1(11) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

8. 動物・植物・生態系	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 準備書の評価のほとんどが、影響がないとなっているが、現状自然環境を損なうことは間違いないので、各項目について、少しでも環境影響を低減できるような工事案をあげて、検討すること。 	<p>工事を実施する上での環境影響を低減するための措置として、「建設機械については、出来る限り低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の機械の使用」、「工事関係者による工事区域外への不要な立ち入りの禁止」、「夜間工事を行う場合には、工事を最小限にとどめ、適切な遮光フードの採用、照明器具の適正配置」等を実施します。</p> <p>その他の環境保全措置については、評価書第5章に記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> それぞれの種について、現在利用している生息環境の質と面積を工事中ならびに供用時に存在する生息地の質と面積とを比較して定量的な予測を行うこと。 定量評価していないため、生息場所の減少に対する回避・軽減が考えられていない。野鳥園を利用とあるが、野鳥園が過密となり餌が枯渇する可能性がある。夢洲1区の内水面を利用とあるが、これまで利用していない鳥が今後利用するという根拠はない。 動植物、生態系への環境影響を定量的に評価すること。 	<p>大阪市環境影響評価技術指針では、陸域動物の予測方法について、「事業計画をもとに、生息・生育環境の変化の程度を予測して推定する方法」、「類似例、文献等からの推定」等と示されています。</p> <p>図書の作成にあたっては、技術指針に従い、事業計画から生息環境の変化や類似例をもとにして予測しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 大阪自然環境保全協会の「私たちからの環境影響評価準備書」に記載されている夢洲で確認された植物についても、官界の環境アセスメントに反映し、評価してほしい。 調査方法では、現地調査方法が妥当ではなく、資料調査でも抜けている生き物があります。 影響評価すべき重要種の選定でも、追加が必要です。 大阪自然環境保全協会から出している意見や要望書に記載されている動植物が準備書に反映されていない。調査をし直し、評価をし直してほしい。 本会と公益社団法人大阪自然環境保全協会は、一昨年来、のべ50回以上にわたる現地調査をもとに、万博協会に対して資料提供してきた。しかし、参考文献には記載されていない。しかも、説明会では、「参考文献として記載するかどうかはわからない」と回答された。きわめて失礼かつ不誠実な対応である。 	<p>市民団体などによる調査結果については、評価書第5章に反映し、記載しました。</p> <p>なお、動植物の調査方法については、方法書で適切とされた手法で現地調査を実施しております。また、鳥類の調査方法については、有識者の意見も踏まえて決定しており、方法書で定めた調査時期から、繁殖期の調査時期を増やして実施しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本準備書の99P環境配慮の内容に「動植物の重要な生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、改変地の修復、移植・代替生息地の確保など適切な措置を講じるよう努めること。」と記載があり、生物多様性のホットスポットとして、夢洲は干潟・代替裸地と選定されているがそうした環境の保全・再生について具体的に言及すべきである。 水鳥が利用する干潟が博覧会協会の埋め立て工事により消失する。 具体的な会場計画がないのに、アセスメントで生きものに「影響なし」というのは詭弁である。 渡り鳥について、1区の水面があるという理由では、「餌となる食べ物や水深および土壌からくる環境の違い」に考慮していない。 根拠のない代替生息地の存在によって、影響はないとするのではなく、餌量や生息可能面積を現状、工事中、供用中で定量的に比較して、予測するべきである。 夢洲における湿地環境の維持・保全を可能な限り図ってほしい。また代替機能を南港野鳥園に求めるのであれば、南港野鳥園に隣接する空地などに湿地環境を造成するなどの南港野鳥園の湿地拡大計画も盛り込む必要がある。 	<p>ウォーターワールドの沈殿池は、地盤改良工事の予定がなく、2024年度の中頃にウォーターワールド内の水位を戻すまでの期間は、鳥類の利用が可能であると考えられます。また、ウォーターワールド南東部は、工事で移設した底質土砂の一部等を戻すことを検討しており、鳥類の生息・生育環境に配慮していきます。</p> <p>なお、工事内容や工事スケジュールの詳細が確定した段階で、鳥類の利用可能な環境について検討し、適宜ホームページ等において公表していきます。</p>

表 8.2.1(12) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

8. 動物・植物・生態系	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性ホットスポットとしての夢洲は、干潟・代替裸地として選定されているが、準備書ではそうした環境の保全・再生についての具体的な言及はない。 ウォーターワールドはシギ・チドリなど水深数 cm の水際を利用する水鳥が生息可能な計画とすべき（環境省の干潟生態系に関する技術ガイドに基づいて計画すること） ウォーターワールドの整備計画が具体的でなく、現在湿地に飛来しているシギやチドリ類、カモ類等の水鳥にどのような影響が及ぶかが不明確。開放水面の確保だけでは不十分と考える。 	<p>(見解は前頁)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 干潟・ヨシ原を再生し、生息する鳥類に配慮した水面を確保すべきである。 夢洲の湿地環境、ヨシ原を残してほしい。 「静けさの森の植栽」は湿地環境には適切ではなく、ヨシ原に生息する鳥類や昆虫類の生息環境を守るためにも、大阪湾岸で貴重なヨシ原環境の維持を優先して行うべきである。 	<p>現在、会場予定地は大阪市による造成工事が行われており、土地を貸与された後、当協会の工事を開始するまでに、動植物の重要種について再度調査を行い、有識者の意見を踏まえながら適切に対応します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 森の植栽は採餌に適さない鳥類の種までグリーンワールド及び静けさの森を利用可能としている。生息に適した環境の保全に取り組むこと。 コチドリ、シロチドリは水鳥であり、森に生息する昆虫に依存する鳥ではない。 	<p>グリーンワールドや静けさの森は現在設計中であり、具体的な整備内容は現時点では未定ですが、鳥類が利用可能な場所の確保や一定の緑量の確保など可能な限り鳥類の生息・生育環境について配慮して検討し、評価書第 5 章に記載しております。</p> <p>また、一部の鳥類においては、グリーンワールドや静けさの森に生息すると考えられるクモやミミズ等を採餌に利用することは可能だと考えております。</p> <p>なお、工事内容や工事スケジュールの詳細が確定した段階で、適宜ホームページ等において公表していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> コアジサシについては、「防鳥ネットによる被覆等の営巣防止対策を実施する」とあるが、営巣場所が他にあるのか不明。営巣場所が限られていた場合、繁殖場所を失うことになる。 コアジサシの繁殖場所として、博覧会終了までは IR 事業予定地を確保すべきであり、それまで IR は工事すべきでない。 コアジサシの保護について、工事中の影響を最小限に止めるため、事業者への助言や協力を行うことが可能であり、工事の進捗やコアジサシの飛来状況等の情報共有を図り、協働できることを強く望む。 	<p>コアジサシの利用可能な場所については、会場予定地内や夢洲の会場予定地外を検討しており、有識者の意見や工事の状況等を踏まえ、草刈りの実施などの対策を大阪市等と調整の上実施し、裸地の形成に努めます。</p> <p>なお、コアジサシの営巣が確認された場合は、必要に応じて立入禁止柵や掲示物の設置を行うなど、周辺に人や重機が近づかないよう配慮します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> セイタカシギが、夢洲のヨシ原内の中洲で繁殖しているそうです。野鳥の繁殖場所を残した万博計画として下さい。 コアジサシ以外の夢洲での繁殖の有無についても記述すべきである。 	<p>当協会における調査では、セイタカシギの繁殖は確認されませんでした。市民団体などによるセイタカシギの調査結果を評価書第 5 章に記載しました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 保全や創造のための措置では、海岸性植物、草地、裸地、湿地の保護が示されてなく、これらを利用する動物に配慮されているとは言えない。 万博協会環境アセスにおいては、現在ある自然の維持管理すら触れられておらず、影響は必至であるにもかかわらず、その点が記載されていない。 	<p>現在、会場予定地は大阪市による造成工事が行われており、土地を貸与された後、当協会の工事を開始するまでに、動植物の重要種について再度調査を行い、有識者の意見を踏まえながら適切に対応します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 鳥類の環境保全措置に、野鳥園で確認されている種については、野鳥園に行くことができるため、影響はないとしているが、「なわばり」を持つことから野鳥園に移動しても生息場所を確保できないと考えます。 	<p>会場内において、浅場や裸地を利用する鳥類の生息・生育環境について配慮し、関係機関等と調整していきます。</p> <p>また、会場予定地で確認された鳥類のうち、野鳥園や会場予定地周辺の大阪湾岸域で確認された種については、会場周辺を利用することは可能であると考えております。</p>

表 8.2.1(13) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

8. 動物・植物・生態系	
住民からの意見	事業者の見解
<p>○ 生物多様性への影響を低減するために、会場配置を下記のように提案する。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水面の残るエリアに、樹木、汽水性湿地・ヨシ原・水面の推移帯環境を再生する。緩傾斜の池として、浅い部分はヨシやガマ、ヒメガマを生育させる。また、中洲を造成して、コアジサシやセイタカシギの繁殖場所とする。雨水や下水処理水を利用し、できれば、海水も導入する。 ・樹林と草地の移行帯や灌木林を設ける。 ・IR 予定地を暫定的なコアジサシ等の繁殖場所とする。あるいは、博覧会会場を IR 予定地に移し、博覧会会場予定地を動植物のためのビオトープとして残す。 ・博覧会会場の緑地として、海岸性植物を保存するエリアを設ける。 	<p>ウォーターワールド及びグリーンワールドの具体的な整備内容は現時点では未定ですが、鳥類が利用可能な場所の確保、一定の緑量の確保などについて配慮した内容を、評価書第 5 章に記載しております。</p> <p>コアジサシや裸地を利用する鳥類が利用可能な場所については、会場予定地内や夢洲の会場予定地外を検討しており、有識者の意見や工事の状況等を踏まえ、草刈りの実施などの対策を大阪市等と調整の上実施し、裸地の形成に努めます。</p> <p>なお、コアジサシの営巣が確認された場合は、必要に応じて立入禁止柵や掲示物の設置を行うなど、周辺に人や重機が近づかないよう配慮します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・陸域動物や陸域植物について、大部分が他に同様の環境があるため影響はないと記載されているが、大阪市内のどこにそのような環境があるか示されていない。 	<p>夢洲の会場整備にあたっては、会場内だけでなく会場外も含め、浅場や裸地を利用する鳥類の生息・生育環境について配慮し、関係機関等と調整していきます。</p> <p>また、陸域動物が利用できる環境は、評価書第 5 章に記載しているとおり、会場予定地周辺の大阪湾岸域や近隣の野鳥園、会場予定地外の夢洲 1 区の内水面等に存在していると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・野鳥が今まで通り飛来できる環境を会場内に確保して下さい。それこそ今回の万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」に整合するのではないのでしょうか。それが不可能ならば、代替地として咲洲の野鳥園等を活用しては如何でしょうか。 	<p>ウォーターワールドの沈殿池は、地盤改良工事の予定がなく、2024 年度の中頃にウォーターワールド内の水位を戻すまでの期間は、鳥類の利用が可能であると考えられます。また、ウォーターワールド南東部は、工事で移設した底質土砂の一部等を戻すことを検討しており、鳥類の生息・生育環境に配慮していきます。</p> <p>なお、ご指摘のとおり、野鳥園等の環境は活用可能だと考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・以下を参照すべきである。 環境省 「ガンカモ類の生息調査」 公益社団法人大阪自然環境保全協会・NPO 地域づくり工房 「「大阪・関西万博」 私たちからの環境影響評価準備書（生物多様性編）【要約】」 	<p>「ガンカモ類の生息調査」、「大阪・関西万博 私たちからの環境影響評価準備書（生物多様性編）【要約】」につきましては、参考にさせて頂き、評価書第 5 章に記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・夢洲内の水域での魚類調査がなされていないので、捕獲あるいは環境 DNA による調査を実施すること。 	<p>魚類の調査については、方法書において場所や手法等を示しており、方法書の際に、大阪市内にて審査頂き、問題ないとされております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「鳥の調査の範囲はルートの両側 50m（片側 25m）程度の範囲とした」としているが、見通しの良い水辺や草地での調査は基本的に調査地内全数調査とすべきである（モニタリング 1000 マニュアル）。片側 25m は森林などで行われる方法である。 ・鳥類の調査方法（ルートセンサス）に問題があり、ポイントセンサスと任意調査の結果を重視すべきです。対象地の面積に対して、カバーできる範囲が狭く、鳥が逃避してしまうため、生息種と個体数について十分な結果が得られません。 	<p>鳥類調査では、ルートセンサス調査に加え、ルート調査範囲外の事業計画地を広く観察するために、定点調査及び任意調査を実施し、事業計画地及びその周辺に生息する鳥類相の把握に努めました。</p> <p>なお、ルートセンサス調査においては、事業計画地内に存在する鳥類の生息環境を広く網羅できるように調査ルートを設定しております。</p>

表 8.2.1(14) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

8. 動物・植物・生態系	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスメント技術ガイドでは「予測には、定性的な手法と定量的な手法があるが、現在の科学水準における可能な範囲で、できる限り定量的な予測を行う」とあり、調査結果（p491）表 5.0.7 は鳥の種ごとの在不在のみで、個体数が書かれていない。記録があるならば個体数を示すべきである。 	<p>ご指摘を踏まえ、評価書第 5 章に重要種以外の確認例数についても記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ホシハジロは IUCN レッドリストで VU とされているため、重要な種として予測評価すること。 必要な種の選定根拠に IUCN レッドリストも加えるべきであり、重要な種に IUCN レッドリストで VU であるホシハジロを含めるべきである。 	<p>図書の作成にあたっては、「環境省レッドリスト 2020」、「大阪府レッドリスト 2014」、「文化財保護法」、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」、「近畿地区・鳥類レッドデータブック ー絶滅危惧種判定システムの開発ー」を参考に予測評価を行いました。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 確認場所について、採餌、休息、繁殖場所の区別を記述すべき、環境影響評価技術指針にも採餌場所、繁殖場所、休憩場所等を図表に表示すると記載されている。 確認場所や採餌、休息、繁殖場所の記述もありません。 	<p>動植物の確認場所等については、評価書第 5 章に記載しております。</p> <p>なお、重要種の詳細な確認状況は、保護の観点から掲載しておりません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 準備書の渡り鳥の予測について、「一時的に利用」と記載があるが、渡り鳥にとっての会場予定地の重要性を軽視する表現であり、越冬場所がなくなれば絶滅する、削除すること。 	<p>「一時的な利用」という表現については、会場予定地を年間を通じて常時利用している鳥類ではなく、旅鳥として、渡りの最中に越冬場所として、一時的に利用しているという趣旨で記載しているものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 鳥類の予測にあたっては、IR 等による累積的影響を含めて予測すべきである。 	<p>IR 事業に関しては別事業者であり、着工時期などが不明なため、鳥類の予測を実施することはできません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 夢洲内の生態系について、干潟生態系と捉えて、「干潟生態系に関する技術ガイド」を参照して調査し予測・評価すべきである。 夢洲の干潟に存在する甲殻類・貝類・ゴカイの仲間等や、プランクトンや藻類についても調査を実施し、そのうえで希少生物に配慮した工事計画として、湿地を一部残す形で工事を進めてほしい。 ウォーターワールドの整備計画について、水鳥が利用できる深さや、干潟のベントスが生息できる深さ等、十分配慮して整備の方針を決めてほしい。 	<p>会場予定地内のウォーターワールドや夢洲 1 区の水面等の底生生物の生息が考えられる地点については、調査を実施しており、評価書第 5 章に記載しております。</p> <p>また、ウォーターワールド等の詳細な整備内容を決定していく中で、陸域動物の利用にも配慮し、関係機関等と調整します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 地域を特徴づける生態系については、夢洲の生物多様性の特徴に注目することなく、事業の影響が生じにくい種を選定している。種を変更すべきである。 鳥類の注目種の選定にあたって、「これらの生育基盤は造成工事により一時的に成立したもの」としてヒバリその他の鳥類を却下していますが、準備書で注目種としているハクセキレイ等の生息場所自体も埋立工事で過渡的に成立した環境であり、すべての鳥類が対象にならないこととなるはず。その上で環境保全措置により鳥類への影響は小さいとしており、結論に誤りがあると考えます。ヒバリ等その他の鳥類に対しても環境影響を評価すべきです。 	<p>ご指摘を踏まえ、地域を特徴づける注目種について再検討を行い、有識者に確認の上、以下としております。</p> <p>上位性注目種にはチュウヒ、チョウゲンボウ、ハヤブサ、アオサギ、ミサゴを選定し、典型性注目種にはヒバリ、セッカ、ハクセキレイ、コアジサシ、シギ・チドリ類、オオヨシキリ、カモ類を選定しております。選定理由については、評価書第 5 章に記載しております。</p>

表 8.2.1(15) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

8. 動物・植物・生態系	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・草地の上位種はチョウゲンボウで良いと考えられる。典型性種の生態系は高茎草地と低茎草地に分けるべきである。草地の典型性種としているハクセキレイは都市鳥であり、草地の典型性種とは言えない。低茎草地の典型性種はヒバリである。ハクセキレイを典型性種とする根拠の一つが調査時の観察頻度が多いことを挙げているが、ヒバリも多数確認されている。高茎草地の典型性種はセッカである。これらは環境特異性が大きいのにに対して、ハクセキレイはもっと広く多くの環境に適応しており、典型性を有しているとは言えない。また、樹林地と草地の推移帯の典型性種としてモズを考慮すべきである。裸地の上位種としては、留鳥であるハヤブサについても考慮すべきである。裸地の典型性種はコアジサシである。開放水面の上位性種はミサゴである。生態系を夢洲内で閉じたものとするのではなく、海との連続性を持たせてとらえるべきである。典型性種はカモ類である。ヨシ群落の上位性種はチュウヒ、典型種は、オオヨシキリである。湿地植物群落、干潟、水際の典型性種はシギ・チドリ類である。湿地や水際部の典型性種はハクセキレイとされているが、個体数はシギ・チドリ類などが圧倒的に多く、それらの個体重はハクセキレイの比ではない。 ・仮に事例数でいうならハマシギやコアジサシの方が多く、生産者である植生との対応を考えるなら、乾燥した草原や樹林地との対応でヒバリやセッカが、群落を形成しているヨシとの対応からオオヨシキリやツバメが、水辺に形成されている干潟との対応からシギ・チドリ類が抽出されて当然だと考えられます。 	<p>(見解は前頁)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・埋め立て地付近の海洋生物もしくは付近を住处にする野鳥などについての生態調査は実施されているか。 	<p>埋立地付近の海洋生物や野鳥については、調査を実施しており、その結果は評価書第5章に記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「海域動物への影響は小さい」とされているが、海を埋め立てている以上、何らかの影響が発生するのではないか。 	<p>海域の埋立工事は、大阪市により実施されており、本事業においては、会場予定地周辺海域での浚渫及び埋立は行いません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・両生類や爬虫類の記述がないように思える。陸棲生物として検討されているのか。 	<p>両生類及び爬虫類の現地調査を実施した結果、重要な種として舞洲でトノサマガエルが確認されましたが、確認位置は事業計画地外であったため予測対象としませんでした。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・湿地性のコオイムシやケシゲンゴロウ、コガムシについて、影響予測では「開催期間中は、植栽樹種として在来種を中心に選定するグリーンワールド等の空間を利用することも可能と考えられる。」とある。しかし、生息できるかは湿性植物や落ち葉の堆積具合など適正な湿地があることが重要で、樹種には影響されません。グリーンワールド等の空間に適正な湿地があるのでしょうか。 	<p>ウォーターワールドの地盤改良後には、工事前に移設した底質土砂の一部等を戻すことにより、可能な限り水生昆虫の生息環境に配慮します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業予定地周辺の裸地で過去に繁殖が確認されているコチドリ、シロチドリについて、利用状況に「とまり、採餌」としか記載されておらず、影響評価の前提が適切ではない。 	<p>当協会による現地調査で確認された利用状況を準備書に記載していましたが、評価書の作成にあたっては、市民団体などによる調査結果についても参考とさせて頂き、評価書第5章に記載しております。</p>

表 8.2.1(16) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

8. 動物・植物・生態系	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 万博協会環境アセスは、現在の夢洲の自然環境を反映できておらず、セイタカシギの繁殖も記されていないことは、明らかに問題であると考えられる。調査できていないなら、来年改めて調査をし直すべき。 	<p>当協会による鳥類の現地調査については、有識者の意見も踏まえ、令和2年2月から令和3年1月までの間に7回(四季、繁殖期)実施しており、妥当であると考えます。</p> <p>また、市民団体などによる調査結果においてセイタカシギの繁殖も確認されていることから、評価書第5章に記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価法ならびに基本事項にしたがって、環境影響を回避、低減する措置を具体的に示すこと。また、複数案を提示、比較すること。 	<p>大阪市環境影響評価条例及び技術指針に基づき、適切に予測評価を行い、環境影響を回避低減する措置について検討しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 準備書には生態系ネットワークの維持・形成とあるが、どことの生態系ネットワークなのか明記すべき。 	<p>会場の整備にあたっては、植栽樹種について、在来種を中心に選定することにより夢洲周辺の生態系ネットワークの維持・形成に配慮し、外来種の混入防止に努めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ヘリコプターや空飛ぶ車との鳥類の接触や騒音による影響について予測・評価を行うこと。 騒音・振動などの動物への影響を調べることになっているが、一般論で、対策も具体性がない。計画の具体化に際して、予測評価を行い、影響回避する手段を具体的に示すべきである。 例えば花火や、ヘリコプターや空飛ぶクルマによる影響を考慮すべき。 	<p>ヘリコプターや空飛ぶクルマの飛行ルートについては、現時点では、運航事業者が未定であり、事業者が決定したのちに、鳥類との接触や事故等を起こさないよう、事業者に対して配慮することを求めています。</p> <p>また、事業実施により発生する騒音についても、周辺地域への影響を低減するよう配慮します。花火を実施する場合、各種法令・条例等に基づいて適切に対応します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ウォーターフロントは一部の水鳥の休息場所となると考えられるが、光対策はされるのか明確にすること。花火やドローンによる影響を考慮し、回避・低減に努めること。 ウォーターワールドは水鳥の休息場所になると考えられるが、光対策はされるのか明確にすること。 	<p>ウォーターワールド内の催事の内容については未定ですが、出来る限り周辺環境への影響の低減に努めます。</p> <p>また、花火等の騒音の発生により、周辺環境に影響があると考えられる場合には、関係機関と調整の上、必要に応じて適切に対応を行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 建物のガラス窓への鳥類の衝突防止を対策するべきである。 	<p>パビリオン等の建築物の詳細については、今後計画していくこととなりますが、配置の工夫や可能な範囲でミラー性の少ないガラスを採用する等、鳥類の建物への衝突に配慮した計画を検討します。</p> <p>また、電線の地中化により架空線をなくす等配慮します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 大阪市環境基本計画、大阪市生物多様性戦略の推進に努めることを追記すべきである。 	<p>環境の保全及び創造のための措置として、大阪市環境基本計画等の推進に努めるとしており、評価書第6章に記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 海域植物では、「環境の保全及び創造のための措置を確実に実施する」と記載されている。具体的な措置について知りたい。 	<p>会場予定地内の工事中の雨水等は、会場予定地内南側のウォーターワールド予定地に流入させ、同地内を経由させることで、SSの除去を行う計画です。</p> <p>また、コンクリート打設等に伴うアルカリ性の排水は、pH調整を行った後にウォーターワールドを経由して既設の余水吐より放流する計画です。</p> <p>これらの措置を確実に実施することにより、海域植物への影響は小さいものと予測評価し、評価書第5章に記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 万博予定地の造成工事が始まる前の時点の動植物・生態系を出発点として、それ以降の造成工事・万博の会場工事・会場撤去時の工事の環境影響を総合的に評価すること。 	<p>現在、会場予定地は大阪市による造成工事が行われており、土地を貸与された後、当協会の工事を開始するまでに、動植物の重要種について再度調査を行い、有識者の意見を踏まえながら適切に対応します。</p>

表 8.2.1(17) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

8. 動物・植物・生態系	
住民からの意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> コガマ、カワヂシャについては、標本だけでなく、夢洲内で生育させること。 生育環境が消失する陸域植物については、「標本を取得する」種類がある。この表記だと、生育場所を確保しているように見えないが今後移植などは検討するのか。標本取得だけでは生態系保全にならないのではないか。 	<p>コガマ、カワヂシャの保全措置については、有識者にヒアリングを実施し、標本として保存することがよいという見解を得ております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ヒトモトススキについては、夢洲内で移植を行い、事後調査を行うこと。 	<p>ヒトモトススキについては、関係機関と調整を行い、有識者による現地確認の上、今後土地の改変等の予定がない夢洲内において、大阪市が移植を実施しました。</p> <p>大阪市から土地貸与後、工事開始前に生育状況の確認を行い、生育が確認された場合は有識者の指導に基づき、対応を検討いたします。また、事後調査につきましても、適切に実施します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> カワツルモについては、大阪港湾局に保護を要請し、夢洲内で移植を行い、事後調査を行うこと。種子が水鳥によって運ばれるため、水鳥の生育とセットにして保護すること。 ヨシ原の池で見つかった、大阪では絶滅となっていたカワツルモほか、希少な植物の多くは、移植で根付く可能性は少なく、鳥によって、あるいは波によって運ばれる、そして汽水の塩性湿地である、それら環境が組み合わさって初めて持続可能となる。 <p>移植を当てにする、あるいは標本を残し環境を壊すということなく、環境ごと保全、後世へ伝えてこそ SDGs の取り組みに寄与したといえる。その実行を要望する。</p>	<p>カワツルモの生育が確認された場所は、大阪市が地盤改良工事を実施する区域内であり、既に移植されています。</p> <p>当協会では、大阪市から土地貸与後、工事開始前に生育状況の確認を行い、生育が確認された場合は有識者の指導に基づき、対応を検討いたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ツツイトモのような貴重種について、現地保存か、少なくとも移植保存をすべき。 	<p>ツツイトモが確認された地点は、本事業において工事を行わない計画です。</p> <p>なお、工事関係者による工事区域外への不要な立ち入りを禁止する等、事業計画地外への影響の低減に努めます。</p>
<p>○ 人流等が環境に及ぼす影響は大きいと、以下の位置図が必要である。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事車両の進入路や開催期間中の車やシャトルバスの運行、空飛ぶクルマ、ヘリコプターの正確な位置図 メトロの新駅建設・周辺整備やシャトルバス駐車場等の正確な位置図 	<p>施設関連車両や工事車両の主要な走行ルートは、評価書第1章に記載しております。</p> <p>空飛ぶクルマやヘリコプターの飛行ルートについては、現在は未定ですが、想定されるルートの評価書第5章に記載しております。</p> <p>また、新駅やシャトルバス駐車場からの動線については、過剰な混雑が発生しないよう快適性、安全性を高める計画です。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 愛・地球博の環境アセスでは、光害を「事業の特殊性」から評価項目に位置付けていたが、本環境アセスでは光害に関する項目がない。景観のところで若干触れているが、夢洲及び南港野鳥園などに飛来する鳥類への影響を評価すべきである。 	<p>動植物の環境の保全及び創造のための措置として、開催中の照明器具の適正配置や、夜間工事は最小限にとどめ、適切な遮光フードを採用すること等を評価書第5章に記載しております。</p> <p>また、照明設備の詳細計画については、IDA (International Dark-sky Association) の「責任ある屋外照明の5つの原則」等を参考に現在検討しており、会場外への影響をできる限り抑えるよう配慮します。</p>

表 8.2.1(18) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

8. 動物・植物・生態系	
住民からの意見	事業者の見解
<p>○ 夢洲まちづくり構想に向け、万博跡地の環境保全にどうつなげるのかなど、事業者の自主的で具体的な取組みを求めます。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・万博後は自然再生の地、リワイルディングの実験地として、貴重種、絶滅危惧種が渡来し、繁殖する場所として、世界からの観光目的の地となるようレガシーとして整備を行うべき。 ・万博会期後の自然再生に向けた移行帯として機能しうるものであるかどうかの評価や、CO2 吸収機能としての程度寄与するものであるかどうかの評価すべき。 ・出来るだけ建設物を安価で簡易なものとし、豊かな自然を残し、地球再生の見本として大阪湾の自然再生を万博のレガシーとしてほしい。 	<p>本万博の会期中においては、グリーンワールドで緑地の整備を行うと共に、パビリオンワールドについても、静けさの森の整備やオープンスペース等に可能な限り緑化する計画であり、出来る限り緑地を増やすよう努めます。</p> <p>また、ウォーターワールドにおいては、水辺に生息する鳥類に配慮して、開放水面を出来る限り確保する計画です。</p> <p>なお、本事業の後においても環境が保全されるよう、大阪市に働きかけていきます。</p>
9. 自然とのふれあい活動の場	
<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称) 舞洲駐車場の計画について、舞洲は現在、スポーツ施設などとして活用されている。約 9000 台の自家用車の駐車スペースを舞洲に設置するというが、舞洲の現状を踏まえ利用状況への影響、環境影響を具体的に示すべきである。 	<p>(仮称) 舞洲駐車場については、今後の施設設計において、場内に来場者車両の滞留スペースを設置する等、周辺交通への影響をできる限り低減するよう検討し、利用者等への影響を低減するよう努めます。</p> <p>また、万博開催期間中に舞洲でイベントが開催される場合には、イベントの規模や開催時期を踏まえて、周辺環境への影響が考えられる場合には、関係者と調整を行い、適切に対応します。</p>
10. 夢洲関連事業との複合的な影響	
<ul style="list-style-type: none"> ・夢洲関連事業との複合的な影響について、本準備書に記載の試算の意味が分かりにくいので、より明確に記載してもらいたい。夢洲での IR カジノ計画による複合的な影響は、工事車両計画だけではなく、コンテナターミナルの複合的な環境影響についても明確にすべき。 	<p>夢洲関連事業との複合影響については、工事着手時期が未定であることから、本事業による影響が最大となる予測時期における、各プロジェクトの工事車両台数が最大となるケースにおいて試算を行っています。現在のコンテナターミナルの車両台数は、現況調査の結果に含まれており、その現況調査結果に当協会の台数を加えて、予測・評価しております。</p>
11. 総合的な評価	
<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響の総合的な評価について、711 ページで「いずれの項目についても環境保全目標を満足するものと評価された」と結論づけている。個々の項目だけでなく、全体としての環境影響の総合的な評価が示されていない。 	<p>大阪市の技術指針では、「対象事業に係る環境影響の総合的な評価は、選定した環境影響評価項目ごとに、予測・評価結果及び講じる環境保全対策について一覧表に整理すること。」とされており、本評価書においても整理した結果を示しております。</p> <p>個々の評価項目において、環境影響が生じないよう適切に配慮することにより、全体の環境影響についても、問題ないと考えております。</p>

表 8.2.1(19) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

12. その他		
	住民からの意見	事業者の見解
災害対策について	<p>○南海トラフ巨大地震や巨大台風の備えとして、しっかりと対策をとるべきである。</p> <p>※複数意見あり。各意見の要点や理由等は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不測の事態により、トンネル、橋が通行不能になった場合や、緊急車両、(警察、消防)や一刻も早く島外に出なければならなくなった場合等は想定しているのか。 ・南海トラフ大地震が 80%の確率で発生と言われるとき、1日最大28万人を夢洲という人工島に集客するイベントは、100%の「防災」と完璧な「緊急時の避難対策」が無ければなりません。「世界に安全ですから来てください」といえる科学的根拠を示してください。 ・廃棄物埋め立て土地の地震対策について、南海トラフ地震や、直下型地震の際には、地表の断層や地割れが発生すると予想されるが、その際の1区から4区、特に1区のグリーンワールドという場所の対策はどうするのか。 	<p>火災や自然災害等に対し、自治体が定める地域防災計画等に示される災害・被害の想定を考慮した上で具体的な計画を策定します。</p> <p>また、万一の事態に備え、当協会内にリスク管理の実施体制を設け、必要に応じて関連する外部機関と連携しながら、適切なリスク管理に努めます。</p>
感染症対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・パピリオンエリアは「密度が高い」エリアであり、新型コロナウイルス感染で叫ばれたソーシャル・ディスタンスに逆行するのではないかと懸念されている。 	<p>ソーシャル・ディスタンス等の新型コロナウイルス感染拡大防止策につきましては、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や、ドバイ万博やその他開催される集客イベントの動向等を注視しながら、対策の検討等に努めます。</p>

表 8.2.1(20) 準備書に関する住民からの意見とこれに対する事業者の見解

本事業に係る環境の保全及び創造の見地以外の意見
住民からの意見の概要
・ 夢洲の自然環境を埋め立てなくても済むように、特区申請をしてほしい。
・ 「廃棄物処分場や埋立地として利用していた場所が自然の再生力により豊かな自然環境を取り戻している。」ということのを会期中に、インターネット等で広報してほしい。
・ 現状の大阪市の水道管の老朽化問題の方が優先課題ではないのか。インフラより経済優先か。
・ 夢洲の物流ゾーンは本当に今のままで大丈夫なのでしょうか。5年程前に運用され、咲洲地区でも増強され加えて、咲洲トンネルが無料化されてから騒音振動が本当にひどいです。
・ 本来のごみ処理場としての夢洲は、万博、IR、カジノへと巨額の費用が使われようとしています。博覧会協会と大阪市・府だけで事業を進めるのではなく、市民からの意見聴取と参画ができるものにしてほしいです。工事中、開催中、開催後においても、市民が参加し連携できるように希望します。
・ 公聴会の開催を求めます。実施方法について、下記の配慮いただければ有難いです。 ①希望者すべてに発言させること。②必要な回数を設けること。③公述人意見に対する専門委員会が出された意見を公開し、委員長は記者会見で説明すること。
・ 万博終了後に現在の自然環境にできるだけ近い生態系が再現できるようにしてほしい。
・ 以前に比べて近年周辺海域や川は大変きれいになって魚も直接確認出来ることも多いですが、満潮時や少し風が出ると茶色にヘドロが巻き上げられます。開催に向けて少しずつでも周辺海域だけでも固形の分解物などで青い海を保てる様をお願いしたいです。
・ 万博に関わる費用をふくめ、全ての内容が公に明らかにされ、誰にも安心安全なものとなるよう希望します。
・ 子どもや女性への犯罪被害も多発しています。見守りや困りごとなどに即、対応するコーナーを各所に設けるなど、万博開催においても性暴力やヘイト行為などを許さない、見過ごさない姿勢と具体的な対策を明確にしてください。
・ やるべきでは無い出鱈目な感染症対策を進め関西の価値を下げ関西を海外資本家（特に中国）に売り渡すような売国奴計画を許さない。
・ 終了後のビジョンが曖昧である。カジノのひもつけにしか写らない。
・ 「原則として建物は会期終了後に敷地から撤去される予定であり、比較的簡易な仮設構造とする計画である」とされているが、大屋根が半年間の会期後に撤去されるなら、350億円というコストはあまりに巨額すぎるのではないのか。「SDGs 達成への貢献」とも矛盾するのではないのか。
・ 「人権」「ジェンダー」「労働」について、具体的な取り組みを求めます。

8.2.2 公述意見の概要及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第19条の規定に基づき、2025年日本国際博覧会環境影響評価準備書に対する公述意見の概要とこれに対する事業者の見解は、表8.2.2(1)～(10)に示すとおりである。

表8.2.2(1) 準備書に関する公述意見とこれに対する事業者の見解

1. 全般事項		
	公述意見	事業者の見解
開催場所の経緯等	<ul style="list-style-type: none"> 開催場所の選定の経緯について、複数の候補地の中から選定した、環境保全の見地からの比較検討結果を根拠となるデータとともに示すべき。 なぜ夢洲を会場に選定したのか、環境面からの合理的な説明がありません。 夢洲を万博会場とするよりも、会場を夢洲以外とするか、IRカジノ予定地のすでに埋立終了した場所を使う、規模縮小する等の配慮が必要ではないか。 「夢洲を会場にする」のであれば、夢洲の優位性を、環境影響および、SDGsの観点から合理的説明を求めます。 3区のIR予定地へ万博会場を移し、現在の2区万博開催予定地は、そのまま自然再生エリアとして保全してください。 	<p>開催場所を含む万博の基本構想については、評価書第1章に記載しているとおり、「2025年万博基本構想検討会議」や「2025年国際博覧会検討会」での検討を踏まえ、パブリックコメントを実施したうえで報告書が取りまとめられ、閣議了解を経て決定しています。</p> <p>なお、過去の議事録等は下記ホームページに掲載されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「2025年万博基本構想検討会議」の議事等 http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kokusaihakurankai/banpakukihonkaigi.html 「2025年国際博覧会検討会」の議事等 https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/mono_info_service.html 「2025年国際博覧会検討会報告書(案)」に関する意見募集について https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595217005&Mode=2 <p>2025年日本国際博覧会は『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとし、『People's living Lab(未来社会の実験場)』をコンセプトとして、万博会場を新たな技術やシステムを実証する場と位置づけており、テーマやコンセプトを達成できるよう取り組みます。</p>
想定来場者数について	<ul style="list-style-type: none"> コロナ感染下で経済の見通しが定まらず、鉄道の輸送力が当初計画より低下していることから博覧会参加者数を2,820万人に設定することは困難だと思います。 当初の想定も崩れIRのホテルもなく、日帰り客ばかりと予想されます。しかしコロナ前の計画通り、1日当たりUSJ(年間来場者1400万人)の4倍となる、無理筋な集客計画のまま、インフラ整備を進めるべきではありません。 予測評価を行う上で最も重要な数字である想定入場者数約2,820万人の推計根拠が示されていない。 想定を大幅に上回る入場者があった場合の沿道への影響について予測評価を行うべき。 会場計画の具体化に伴い入場者数の増加による環境影響の変動が大きい事象の予測評価を行うべき。 	<p>総来場者数(2,820万人)は、過去の国際博覧会の実績や会場候補地の立地条件等を勘案し、また、訪日外国人数が増加傾向にある状況も考慮して算出しました。このうち国内の想定来場者数は2,470万人と推定しており、過去の国際博覧会の実績(建設費、投資額、近隣地域の人口、開催期間等)に基づいて重回帰分析を用いて算出したものです。また、海外からの想定来場者数は350万人と推定しており、訪日外国人総数に対して、過去の国際博覧会における海外からの来場者数の比率を当てはめて算出したものです。</p> <p>現時点では、想定来場者数は2,820万人であり、それを基に環境影響評価を実施しております。来場者数が減少する場合には、環境影響は減少すると考えております。</p> <p>今後、事後調査において、来場者数の実績を把握し、環境影響を確認していきます。</p>

表 8.2.2(2) 準備書に関する公述意見とこれに対する事業者の見解

1. 全般事項		
	公述意見	事業者の見解
会場計画について	<ul style="list-style-type: none"> 会場配置計画では、緑地は2か所のみ合計3.7ha程度です。会場面積が159haなので、水面を除く緑地率は2.3%に過ぎません。未来社会にふさわしい30%程度の緑地率とすること。 会場計画で、緑地や水辺の計画が具体的ではない。重要種が息できる環境が事業計画地でどのように保全されるのか図示すること。 生物多様性に配慮した緑地の割合・面積というものが示されていない。環境保全対策としての評価ができない。 自然再生に向けた移行帯として、計画されている緑化計画が機能しうるものであるかどうかの評価や、CO2吸収機能としてどの程度寄与するものであるかどうかの評価などが必要である。 グリーンワールド、静けさの森は、海岸植物、ヨシ原、湿地植物等の生息場所を設けて保護するとともに、樹林地も含めてそれぞれの場所と面積を明記してください。 	<p>緑地や水辺の詳細については、現在設計中ですが、動植物の利用にも配慮し、計画します。</p> <p>緑地の割合については、具体的な数値は決まっていますが、会場内では、グリーンワールドにおいて緑地の整備を行うと共に、パビリオンワールドについても、静けさの森の整備やオープンスペース等に可能な限り緑化する計画であり、出来る限り緑地を増やすよう努めます。</p> <p>また、ウォーターワールドにおいては、水辺に生息する鳥類に配慮して、開放水面を出来る限り確保する計画です。</p>
事後調査について	<ul style="list-style-type: none"> 会場計画の具体化に連動した評価書確定後における事後調査の実施を求める。 事後調査のあり方について、実施回数や時期、専門家や市民の関与などについて方向性を評価書において明記すること。 20年前の愛知万博でされたような会場計画に連動した追加調査は、具体的にどのように実施するのか。 事後調査では、動植物について、工事期間中、開催期間中、終了後の一定期間について事後調査を行い、SDGsが掲げる目標の達成に努めるべき。 会場の配置計画は単なるデザインであり、正確な位置図に落としたものではありません。配置計画図の変更が予想される中で、準備書の変更(フォローアップ)を考えているのでしょうか。 参加国が増える際は、会場配置計画図や準備書のやり直しなどフォローアップするのか。 	<p>事後調査の詳細な内容につきましては、事後調査計画書に記載しております。</p> <p>事業を実施した際の環境影響については、事後調査で確認し、その内容については事後調査報告書を作成し、大阪府に適宜報告、公表してまいります。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 専門家や環境保全団体等の参画による環境保全対策の検討とモニタリングの実施を求める。 準備書の時点で会場計画が確定しておらず、行政、市民、専門家を含む協議会を設け、会場計画の進展とともに環境影響緩和について合意形成を図ること。 環境アセスメントは市民、住民との合意を図っていくもので、そういうツールであるべき。 専門家や環境保全活動団体の参画により計画を立て、そのことを本環境アセスの環境保全対策に位置付けて、その効果の妥当性を予測評価すべき。 絶滅危惧種含むほかの鳥種において、重要性をわざと軽視しているのではと思える表現が並んでいる。再度、改めて調査を行うとともに、複数の専門家より意見を求めることを要望する。 	<p>動植物の環境保全対策の検討につきましては、有識者等の意見を聞きながら、進めております。</p> <p>また、事後調査の詳細な内容につきましては、事後調査計画書に記載しております。</p> <p>事業を実施した際の環境影響については、事後調査で確認し、その内容については事後調査報告書を作成し、大阪府に適宜報告、公表してまいります。</p> <p>なお、事業の実施前には、確認された動植物の重要種について再度調査を行い、有識者等の意見を踏まえながら適切に対応します。</p> <p>また、市民団体等による調査結果については、参考とさせて頂き、評価書第5章に記載しております。</p>

表 8.2.2(3) 準備書に関する公述意見とこれに対する事業者の見解

1. 全般事項		
	公述意見	事業者の見解
SDGs について	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性アセスメントを含む今後の環境アセスを先取りするモデルを示すことを求める。 環境アセスメント学会「2025 年日本国際博覧会における持続可能性アセスメントの実施について（要請書）」（令和 3 年 3 月 10 日）を踏まえて、本万博においても持続可能性アセスメントを実施して、SDGs への貢献という目標への具体性を内外に示すべき。 SDGs を達成する立場から、準備書の評価について、影響はないで済ませるのではなく、積極的に保護する計画とすること。 	<p>本環境影響評価は、大阪市環境影響評価条例や技術指針に基づき、実施しております。</p> <p>持続可能性につきましては、今後 ISO20121 への適合を視野に入れ、イベントの持続可能性を管理するシステム (ESMS) の導入を検討しております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> SDGs「行動の 10 年」以降の計画にもかかわらず、「参加者が取り組む」ばかりで、協会が主体になる事業や指標がありません。 発表や議論の「場の提供」だけでなく、「会期前の計画段階から会期中、会期後に渡り、どのような具体的な計画・削減目標を持ち、SDGs 達成に貢献したのか」。具体的にどのような状態になれば達成したと言えるのか。 博覧会理念「いのち輝く」「SDGs 達成」「Society5.0 への寄与」に資する取組みの実践を求める。 SDGs 万博にふさわしいアセスを実施してください。 	<p>本万博が開催される 2025 年は、国連が設定する SDGs の目標年である 2030 年の 5 年前であり、SDGs 達成に向けた世界各国による取組の中間地点と位置づけて進捗状況を確認し、その達成に向けた取組を加速させる絶好の機会となると考えています。</p> <p>本万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現し、SDGs の達成に貢献するために、本テーマを軸とした多くの実践者や有識者などが議論を行うテーマフォーラムを開催する等、より実践的で優れた取組みの創出につなげていきます。</p> <p>また、会場全体を、未来社会を先取りした超スマート会場とし、新たな技術、サービス及びシステムの社会実装に向けたチャレンジを行うことで、Society5.0 実現に向けた実証の機会となると考えております。</p> <p>今後、ISO20121 への適合を視野に入れ、イベントの持続可能性を管理するシステム (ESMS) の導入を検討しております。</p>

表 8.2.2(4) 準備書に関する公述意見とこれに対する事業者の見解

1. 全般事項		
	公述意見	事業者の見解
SDGs について	<ul style="list-style-type: none"> 2020 年 12 月に発表された「大阪関西万博基本計画」において、「ISO20121 への適合を視野に入れて、ESMS の導入を検討する」と記載されたものの、1 年後のアセス説明会においてなお、「導入を検討する」まま、進捗がありません。 	<p>現在、ISO20121 への適合を視野に入れ、イベントの持続可能性を管理するシステム (ESMS) の導入を検討しております。</p> <p>2021 年 12 月に持続可能性有識者委員会を設置し、専門的見地からの意見等を伺い議論を進め、2022 年 4 月に、当協会の持続可能性への基本的な考え方や姿勢を示す「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」を公表しました。今後、脱炭素・資源循環・自然共生を含む各分野において、個別目標や取組み事例を洗い出し、持続可能性有識者会議やワーキンググループで外部の声も聞きながら議論・ブラッシュアップを行い、2022 年度末には、個別目標や取組み事例をまとめた「持続可能性計画」を作成・公表する予定です。それぞれの進捗状況についても、適宜、協会ホームページ等で広く発信していく予定です。</p>
輸送計画について	<ul style="list-style-type: none"> 2025 年までに夢洲のコンテナを 40%増やすというのが、大阪市の港湾計画であり、さらなる渋滞に危機感を覚えます。拡幅工事で大渋滞が起こらないか。そもそも夢洲に物流拠点と集客施設の併存が可能なのか、環境への影響はどうなるのかの評価もされていません。 此花大橋、夢舞大橋の拡幅工事が始まります。しかし此花大橋を利用して夢洲に入る通行量は 17,149 台ということで、大渋滞になったら窒素酸化物が倍化、三倍化します。 	<p>大阪市による拡幅工事が実施される際には、大阪市と工事工程の調整を行うとともに、混雑時間帯を避けるように配慮するなど周辺への影響が生じないように進めます。</p> <p>また、物流施設の一部を咲洲へシフトすることや、工事車両対策として、運搬日、時間帯等を調整することなどを大阪市が検討しています。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> SDGs の貢献度を図る評価項目や指標などが示されていない。環境アセスの図書として、SDGs 達成に向けた環境保全上の重点課題、つまり環境アセスの評価軸が抽出されている必要がある。 会場予定地のみならず、夢洲および近隣区域、大阪全域を環境アセスメントの調査対象とすることを求めます。 	<p>本環境影響評価は、大阪市環境影響評価条例や技術指針に基づき、実施しております。</p> <p>予測範囲については、方法書の際に大阪市内にて審査頂き、予測評価を適切に実施しております。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 大屋根を作り半年で壊すのが、SDGs・環境面からも問題ないと言えるのか。 	<p>会場内の施設につきましては、解体時に分別しやすい構造や工法を採用する等、リサイクルやリユースに配慮した設計を行う等、できる限り環境負荷を低減するよう努めます。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」「大阪市環境基本計画」と最低限の整合性を求める。 	<p>環境保全目標として、「大阪市環境基本計画等の目標、方針の達成と維持に支障がないこと」としており、本事業の実施が及ぼす影響について、予測結果に照らして評価しています。</p>

表 8.2.2(5) 準備書に関する公述意見とこれに対する事業者の見解

2. 土壌	
公述意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> 万博の会場計画では、1区にあたるグリーンワールドは、交通ターミナルやエントランス広場などが設置されることになっていますが、問題ないのか。 	<p>夢洲1区のグリーンワールドにおいては、廃棄物の管理型処分場であることから、最終処分場の維持管理基準上の50cm覆土は維持し、本事業として盛土を行った上で、その盛土層のみを掘削する計画です。</p> <p>また、地表面を舗装または覆土することで接触・拡散防止を図り、開催中の安全性についても確保するよう努めます。</p> <p>なお、評価書第5章に内容を記載しております。</p>
3. 地球環境	
<ul style="list-style-type: none"> 「会期前の計画段階から会期中、会期後にわたり、脱炭素社会の構築や循環型社会の形成、自然との共生や快適な環境の確保に取り組み、サステナブルな万博運営を実現する」と記載があるものの、具体的な取り組み・目標がない。 未来社会の実験場として「会期前の計画段階から会期中、会期後に渡っての脱化石由来・気候変動への具体的な目標・チャレンジを求めます。使い捨てプラスチックの製品について、「使用抑制」でなくリユースを、脱炭素社会の構築・循環型社会の形成のため、カーボンニュートラルへの意欲的で具体的なチャレンジを求めます。 	<p>本万博においては、省CO₂・省エネルギー技術の導入や再生可能エネルギー等の活用により、温室効果ガスの排出抑制に取り組むとともに、リサイクル素材やリユース・リサイクル可能な部材を積極的に活用する等3Rに取り組み、資源の有効利用を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> アセスの対象期間が限定的過ぎます。例えば、地球環境の環境影響評価項目が、会場予定地のみ、開催時（施設の供用）のみしか対象となっておりません。工事中・会期中・終了後含め、調達から対象とすることを求めます。 	<p>地球環境の予測期間や予測範囲については、方法書の際に大阪市にて審査頂き、開催中の予測評価を適切に実施しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 国の2050カーボンニュートル目標に向けて本事業として寄与しうる目標を設定し、それを指標として評価を行うべき。 	<p>二酸化炭素排出量削減の取り組みや目標等については、今後、ESMSにおいて有識者の意見を伺いながら検討を行い、適宜その内容や進捗を公表していきます。</p> <p>開催中の二酸化炭素排出量については、可能な限りエネルギー使用の効率化や2022年4月に公表した改定版「EXPO2025 グリーンビジョン」の核となる対策の候補に掲げているような再生可能エネルギーの導入等により削減を図り、カーボンニュートラルの実現を目指し、検討していきます。</p>

表 8.2.2(6) 準備書に関する公述意見とこれに対する事業者の見解

4. 動物・植物・生態系	
公述意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> SDGs をテーマにする大阪万博だからこそ生物多様性を保全する観点から、博覧会会場と駐車場だけを環境保全の対象にするのではなく、夢洲全体を環境保全すべき。 	<p>本環境影響評価は、大阪市環境影響評価条例や技術指針に基づき、実施しております。</p> <p>事業の実施にあたっては環境の保全に十分に配慮していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 絶滅危惧種コアジサシの巣づくりを保護すべき。大阪港湾局が万博予定地の外に 4.9ha のコアジサシ保護区域を設けて立ち入りを禁止しました。万博協会は大阪港湾局に積極的に協力して保全措置に取り組むべきです。 日本野鳥の会大阪支部としては、コアジサシの飛来時期と繁殖期を中心に適宜、現地調査を行うなどし、工事の影響を最小限に止めるため、事業者への助言や協力を行うことが可能であり、工事の進捗やコアジサシの飛来状況等の情報共有を図り、協働できることを強く望みます。 	<p>コアジサシの利用可能な場所については、会場予定地内や夢洲の会場予定地外を検討しており、有識者の意見や工事の状況等を踏まえ、草刈りの実施などの対策を大阪市等と調整の上実施し、裸地の形成に努めます。</p> <p>なお、コアジサシの営巣が確認された場合は、必要に応じて立入禁止柵や掲示物の設置を行うなど、周辺に人や重機が近づかないよう配慮します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 魚や水鳥のすみかであるヨシ群落の保護をすべき。 「静けさの森の植栽」は湿地環境には適切ではなく、現在の湿地内や周辺のヨシ原を保存することで、ヨシ原に生息する鳥類や昆虫類の生息環境を守ることができる。大阪湾岸での貴重なヨシ原環境の維持を優先して行うべき。 会場整備によるヨシ原や湿地の消失を回避できないのであれば、会場外に同程度の環境を再生すべき。 ウォーターワールドは、ヨシ原と浅瀬を設け、浅瀬で採餌するシギ・チドリ類、ツクシガモやヨシ原を利用するオオヨシキリ等が生息できる環境とすること。 2 区万博開催予定地のウォーターワールドを湿地とヨシ原を残す形で、そのまま自然再生エリアとして保全すること。 	<p>現在、会場予定地は大阪市による造成工事が行われており、土地を貸与された後、当協会の工事を開始するまでに、動植物の重要種について再度調査を行い、有識者の意見を踏まえながら適切に対応します。</p> <p>また、会場予定地の周辺には、水辺や草地等の動植物の生育環境が存在していることから、工事中においては、工事関係者による工事区域外への不要な立ち入りの禁止、低騒音・低振動型の建設機械の採用を行うなど、会場予定地周辺に存在する動植物の生育環境への影響に配慮した措置について検討し、評価書第 5 章に記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 会場予定地の南西部にヨシ群落が広く分布しており、絶滅危惧種カワツルモも群落の中に生息しています。カワツルモの保全などを配慮すべき。 	<p>カワツルモの生育が確認された場所は、大阪市が地盤改良工事を実施する区域内であり、既に移植されています。</p> <p>当協会では、大阪市から土地貸与後、工事開始前に生育状況の確認を行い、生育が確認された場合は有識者の指導に基づき、対応を検討します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 目標は環境への影響低減ではなく、博覧会が掲げる目標である「いのち輝く未来社会」が生物多様性にどう対応するかを具体的に示すべき。夢洲の生物多様性を今以上に高めるために何をするのかを明記すべき。 	<p>環境保全目標等の評価方法については、方法書の際に大阪市内にて審査頂いております。</p> <p>事業の実施にあたっては、有識者等の意見を踏まえて、出来る限り生物多様性に配慮した計画となるよう検討します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 動植物、生態系への環境影響を定量的に評価すること。 環境影響の回避、低減について複数案を提示、比較すること。 	<p>大阪市環境影響評価条例及び技術指針に基づき、適切に予測評価を行い、環境影響を回避低減する措置について検討し、評価書に記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 本環境アセスでは光害に関する項目がない。夢洲及び南港野鳥園などに飛来する鳥類への影響を評価すべき。 	<p>動植物の環境の保全及び創造のための措置として、開催中の照明器具の適正配置や、夜間工事は最小限にとどめ、適切な遮光フードを採用すること等を評価書第 5 章に記載しております。</p> <p>また、照明設備の詳細計画については、IDA (International Dark-sky Association) の「責任ある屋外照明の 5 つの原則」等を参考に現在検討しており、会場外への影響をできる限り抑えるよう配慮します。</p>

表 8.2.2(7) 準備書に関する公述意見とこれに対する事業者の見解

4. 動物・植物・生態系	
公述意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーターワールドに、シギ・チドリが利用するには水深数 cm の水際が奥行き 100m 程度で広がっていることが必要である。 ・シギ・チドリ類について、夢洲 1 区の内水面、ウォーターワールドや野鳥園を休息等に利用することも可能と考えられるとあるが、ウォーターワールドにシギ・チドリが採餌できる湿地が作られる計画はなく、生息できない。 ・影響が少ないとされる根拠の一つに、「会場予定地外の夢洲 1 区の内水面」とあるが、私たちの調査では渡ってくるカモ類はほぼ利用していない。シギ・チドリにいたっては、確認できたことすらない。鳥たちは休息するだけではない。そこに食べるものがなければ、行くことはない。 	<p>ウォーターワールドの沈殿池は、地盤改良工事の予定がなく、2024 年度の中頃にウォーターワールド内の水位を戻すまでの期間は、鳥類の利用が可能であると考えられます。また、ウォーターワールド南東部は、工事で移設した底質土砂の一部等を戻すことを検討しており、鳥類の生息・生育環境に配慮していきます。</p> <p>なお、工事内容や工事スケジュールの詳細が確定した段階で、鳥類の利用可能な環境について検討し、適宜ホームページ等において公表していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「夢洲 1 区の内水面や野鳥園で、あるいはウォーターワールドとして整備される予定水辺を休息等に利用することが可能と考えられる」について、干潟のある南港野鳥園と夢洲の広大な休息場所、この二つがそろってはじめて生物多様性ホットスポット A ランクであり、「南港野鳥園があるので影響は小さい」とは無理があり過ぎないか。 ・コチドリ、シロチドリは現在、南港野鳥園で営巣するものがなく野鳥園に代替機能はない。 ・野鳥園にも生息するからというのは影響の回避や低減にはあたらない。 ・野鳥園や森の植栽はヒバリやセッカなどの生息に適しておらず、会場建設による影響は大きい。繁殖期にはなわばりを持つため、他個体がいる野鳥園へ移動しても追い出される。 	<p>会場内において、裸地や水辺を利用する鳥類の生息・生育環境について配慮し、関係機関等と調整していきます。</p> <p>また、会場予定地で確認された鳥類のうち、野鳥園や会場予定地周辺の大阪湾岸域で確認された種については、会場周辺を利用することは可能であると考えております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・コアジサシと同様に事業予定地周辺の裸地で過去に繁殖が確認されているコチドリ、シロチドリについては、利用状況に「とまり、採餌」としか記載されておらず、影響評価の前提が適切ではない。 	<p>当協会による現地調査で確認された利用状況を準備書に記載しておりました。評価書の作成にあたっては、市民団体などによる調査結果についても参考とさせて頂き、評価書第 5 章に記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「グリーンワールド及び静けさの森の植栽は、本種の餌となる昆虫類が開催中も利用することが可能と考えられる。」との記載があるが、コチドリ、シロチドリとも水鳥であり、森に生息する昆虫に依存する鳥ではなく、この評価は論外である。 	<p>グリーンワールドや静けさの森は現在設計中であり、具体的な整備内容は現時点では未定ですが、鳥類が利用可能な場所の確保や一定の緑量の確保など可能な限り鳥類の生息・生育環境について配慮を検討しております。</p> <p>また、ウォーターワールドの沈殿池は、地盤改良工事の予定がなく、2024 年度の中頃にウォーターワールド内の水位を戻すまでの期間は、鳥類の利用が可能であると考えられます。また、ウォーターワールド南東部は、工事で移設した底質土砂の一部等を戻すことを検討しており、鳥類の生息・生育環境に配慮していきます。</p>

表 8.2.2(8) 準備書に関する公述意見とこれに対する事業者の見解

4. 動物・植物・生態系	
公述意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市は、自然がないといわれて久しい。なのに、現在夢洲に存在する多くの貴重な動植物と自然環境を、万博整備のために失うことは、万博のテーマを鑑みても本末転倒と言えます。 ・大阪湾沿岸から失われ続けてきた自然が奇跡的に再生され、多くの絶滅危惧種と相まみえることのできる場所となっている夢洲は、今後埋め立て地における自然再生の一つのモデルケースとなっていくと思われまます。ぜひ、環境保全、自然再生において、世界で夢洲あり、そう呼ばれるような万博を行ってください。 ・博覧会終了後に世界に誇る博覧会のレガシーとして、夢洲が生物多様性ホットスポットとなるよう自然再生計画を立てること。 	<p>現在、会場予定地は大阪市による造成工事が行われており、土地を貸与された後、当協会の工事を開始するまでに、動植物の重要種について再度調査を行い、有識者の意見を踏まえながら適切に対応します。</p> <p>本万博の会期中においては、グリーンワールドで緑地の整備を行うと共に、パビリオンワールドについても、静けさの森の整備やオープンスペース等に可能な限り緑化する計画であり、出来る限り緑地を増やすよう努めます。</p> <p>また、ウォーターワールドにおいては、水辺に生息する鳥類に配慮して、開放水面を出来る限り確保する計画です。</p> <p>なお、本事業の後においても環境が保全されるよう、大阪市に働きかけていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・準備書では、具体的に緑地や水辺の計画が書かれておらず、工事中や開催時の生きものの生息可能性が一切わかりません。夢洲の現存する自然環境を持続可能なものとするために、水辺にはヨシ原およびエコトーンを広く配置し、湿地部と深さのある場所、プランクトンが発生し、水草が生え、甲殻類や小魚、ゴカイなどのいる環境が必要です。 	<p>緑地や水辺の詳細については、現在設計中ですが、動植物の利用にも配慮し、計画します。</p> <p>緑地の割合については、具体的な数値は決まっていますが、会場内では、グリーンワールドにおいて緑地の整備を行うと共に、パビリオンワールドについても、静けさの森の整備やオープンスペース等に可能な限り緑化する計画であり、出来る限り緑地を増やすよう努めます。</p> <p>また、ウォーターワールド等の詳細な整備内容を決定していく中で、陸域動物の利用にも配慮しながら、関係機関等と調整します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・準備書の調査は令和2年のものであり、確かにその年にセイタカシギの繁殖は確認されなかったのでしょうか。ただ今年令和3年の夏、セイタカシギは十羽を大きく超えると思われるヒナが誕生しており、それはすでに万博協会及び環境局へ連絡されています。となれば再度調査をし直すべきではないのでしょうか。 	<p>市民団体などによる調査結果においてセイタカシギの繁殖も確認されていることから、評価書第5章に記載しております。</p> <p>当協会における調査では、セイタカシギは、会場予定地内外で確認されましたが、繁殖については確認されませんでした。</p> <p>なお、鳥類の現地調査については、有識者の意見も踏まえ、令和2年2月から令和3年1月までの間に7回(四季、繁殖期)実施しており、妥当であると考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンワールド及び静けさの森について、一体どのような植栽になるのか、鳥類の餌となるような昆虫がそこにいる予定なのかは全く具体性がなく、一切何も決まっていないものを根拠に「影響がないと考えられる」は問題ではないのでしょうか。 	<p>グリーンワールドや静けさの森は現在設計中であり、具体的な整備内容は現時点では未定ですが、鳥類が利用可能な場所の確保や、一定の緑量の確保、同様の環境の維持など、可能な限り鳥類の生息・生育環境について配慮して検討し、評価書第5章に記載しております。</p> <p>静けさの森は、高木を含めた木々により、一定の緑量を確保する計画であることから、鳥類が一時的なとまりや休息に利用可能であると考えております。また、会場内には、花き類を植えることも検討しており、昆虫類等の利用が可能と考えられるため、それらを餌とする鳥類が採餌に利用可能であると考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・水辺で甲殻類やゴカイ、あるいは水草などを主に採餌する鳥たちが、この二ヶ所の緑地で何を採餌するというのでしょうか。 ・森の植栽は採餌に適さない鳥類の種までグリーンワールド及び静けさの森を利用可能としている。生息に適した環境の保全に取り組むこと。 	<p>一部の鳥類においては、グリーンワールドや静けさの森に生息すると考えられるクモやミミズ等を採餌に利用することは可能だと考えております。</p> <p>また、水生の昆虫等を餌とする鳥類については、今後ウォーターワールド等の詳細な整備内容を決定していく中で、利用できる環境に配慮しながら、関係機関等と調整します。</p>

表 8.2.2(9) 準備書に関する公述意見とこれに対する事業者の見解

4. 動物・植物・生態系	
公述意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> グリーンワールド及び静けさの森はどちらも多くの人が行きかうところであると計画図では見受けられます。そこで昆虫の繁殖するに任せることが可能なのでしょうか。一切殺虫剤や忌避剤のようなものを使用することはないのでしょうか。その点についての具体的表明をお願いしたい。 	<p>グリーンワールド等の維持管理の手法については、現時点では流動的な面もありますが、環境に配慮した適切な手法を検討していきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ツクシガモは冬の数か月間、夢洲の水際で休息し、あるいは湿地で採餌して生活をしています。これは一時利用という範疇ではありません。 	<p>「一時的な利用」という表現については、会場予定地を年間を通じて常時利用している鳥類ではなく、旅鳥として、渡りの最中に越冬場所として、一時的に利用しているという趣旨で記載しているものです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ツクシガモについて、野鳥園には数羽程度が確認されているだけで、夢洲の200羽前後の群れが利用できる場所ではありません。 	<p>野鳥園等の状況については、大阪市等に改めて確認していきます。</p> <p>また、今後ウォーターワールド等の詳細な整備内容を決定していく中で、鳥類が利用できる環境に配慮しながら、関係機関等と調整します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 保全のための措置が書かれているのは、カヤネズミ、コアジサシ、ヒトモトススキ、カワツルモの4種のみであり、ほとんどの重要種への影響の回避・低減が図られていない。 既存資料調査で、大阪自然環境保全協会とNPO地域づくり工房による独自の夢洲の生物調査結果である、「「大阪・関西万博」私たちからの環境影響評価準備書」を資料として含めるべき。 重要な植物について、希少な海岸植物であるハマボウ、ハマヒルガオ、ハマボッス、ツルナ、ウラギクを追加すること。 大阪自然環境保全協会はのべ50回以上にわたる現地調査を行い、それら全てのデータを万博協会に対して提供してきた。しかし、準備書の参考文献には記載されていない。しかも、説明会では、「参考文献として記載するかどうかは分からない」と回答された。きわめて失礼な対応である。 	<p>市民団体などによる調査結果については、評価書第5章に反映し、記載しました。</p> <p>なお、動植物の調査方法については、方法書で適切とされた手法で現地調査を実施しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 鳥類の調査結果ですが、個体数が書かれていない。環境アセスメント技術ガイド及び大阪市環境影響評価技術指針に従って、定量調査結果等について記述すべき。 	<p>ご指摘を踏まえ、評価書第5章に重要種以外の確認例数についても記載しております。</p> <p>また、予測評価については、大阪市環境影響評価条例及び技術指針に基づき実施しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 大阪自然環境保全協会の調査や環境省のガンカモ調査では、ラムサール条約基準の3000羽を超えるホシハジロが記録されている。博覧会の準備及び開催に伴う影響予測と影響の回避は特に重要である。 	<p>「ガンカモ類の生息調査」、「大阪・関西万博」私たちからの環境影響評価準備書（生物多様性編）【要約】につきましては、参考にさせて頂き、評価書第5章に記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 陸生動物の重要な種の確認状況の概要に採餌、休息、繁殖場所の記述がない。技術指針では、注目すべき種の分布とその採餌場所、繁殖場所、休憩場所等を図表に表示すると書かれている。データがないなら、調査をやりなおすべき。 	<p>動植物の確認場所等については、評価書第5章に記載しております。</p> <p>なお、重要種の詳細な確認状況は、保護の観点から掲載しておりません。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ヘリコプターや空飛ぶクルマと鳥との接触や騒音による影響について予測・評価を行うこと。 	<p>ヘリコプターや空飛ぶクルマの飛行ルートについては、現時点では、運航事業者が未定であり、事業者が決定したのちに、鳥類との接触や事故等を起こさないよう、事業者に対して配慮することを求めていきます。</p> <p>また、事業実施により発生する騒音についても、周辺地域への影響を低減するよう配慮します。</p>

表 8.2.2(10) 準備書に関する公述意見とこれに対する事業者の見解

4. 動物・植物・生態系	
公述意見	事業者の見解
<ul style="list-style-type: none"> ・定量評価していないため、生息場所の減少に対する回避・軽減が考えられていない。夢洲1区の内水面を利用とあるが、これまで利用していない鳥が今後利用するという根拠はない。 ・それぞれの種について、現在利用している生息環境の質と面積を工事中・供用時に存在する生息地の質と面積とを比較して定量的な予測を行うこと。 	<p>大阪市環境影響評価技術指針では、陸域動物の予測方法について、「事業計画をもとに、生息・生育環境の変化の程度を予測して推定する方法」、「類似例、文献等からの推定」等と示されています。</p> <p>図書の作成にあたっては、技術指針に従い、事業計画をもとに生息環境の変化や類似例をもとにして予測しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・影響の及ぶ時期を会期中に限っていますが、会場整備に伴う開催前の影響を評価すべき。 	<p>図書においては、工事中も含めて予測評価を実施しております。</p> <p>なお、予測期間や予測範囲については、方法書の際に大阪市にて審査頂き、適切に実施しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・コガマ、カワヂシャについて、標本だけでなく、夢洲内で生育させ、事後調査を行うこと。水草類は種子が水鳥によって運ばれて、個体群が維持されるため、水鳥の生息とセットにした保護を考えるべき。 	<p>コガマ、カワヂシャの保全措置については、有識者にヒアリングを実施し、標本として保存することがよいという見解を得ております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・生態系の区分としては、「干潟」が抜けています。「干潟生態系に関する技術ガイド」を参照して調査し予測・評価すべき。 	<p>会場予定地内のウォーターワールドや夢洲1区の水面等の底生生物の生息が考えられる地点については、調査を実施しており、評価書第5章に記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域を特徴づける生態系の注目種は見直すべき。草地の典型性種としているハクセキレイは都市鳥であり、草地の典型性種とは言えない。典型性種の生態系は高茎草地と低茎草地に分けるべき。低茎草地の典型性種はヒバリ、高茎草地の典型性種はセッカである。また、樹林地と草地の推移帯の典型性種としてモズを考慮すべき。裸地の典型性種はコアジサシである。生態系を夢洲内で閉じたものとするのではなく、海との連続性を持たせるべき。開放水面の上位性種はミサゴ、典型性種はカモ類である。ヨシ群落の上位性種はチュウヒ、典型種はオオヨシキリである。湿地植物群落、干潟の典型性種はシギ・チドリ類である。 	<p>ご指摘を踏まえ、地域を特徴づける注目種について再検討を行い、有識者に確認の上、以下としております。</p> <p>上位性注目種にはチュウヒ、チョウゲンボウ、ハヤブサ、アオサギ、ミサゴを選定し、典型性注目種にはヒバリ、セッカ、ハクセキレイ、コアジサシ、シギ・チドリ類、オオヨシキリ、カモ類を選定しております。選定理由については、評価書第5章に記載しております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ウォーターワールド内に会場からの光が影響しないように配慮すること。 	<p>開催中の照明器具の適正配置や、夜間工事は最小限にとどめ、適切な遮光フードを採用すること等を評価書第5章に記載しております。</p> <p>また、照明設備の詳細計画については、IDA (International Dark-sky Association) の「責任ある屋外照明の5つの原則」等を参考に現在検討しており、会場外への影響をできる限り抑えるよう配慮します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・夢洲関連事業との複合的な影響について、IR事業予定地をコアジサシやシロチドリの繁殖場所として保護すべき。博覧会終了後は次の繁殖期までに繁殖場所を確保すること。 	<p>会場・駐車場予定地だけでなく、夢洲全体での生物多様性の配慮や、コアジサシの利用可能な場所の確保について、引き続き土地の所有者である大阪市と協議を実施します。</p>
5. 夢洲関連事業との複合的な影響	
<ul style="list-style-type: none"> ・IR及びコンテナヤード拡充、地下鉄延伸などの地域整備事業との連携による評価の実践を求める。 	<p>IRや鉄道事業等の夢洲関連事業との複合的な影響につきましては、関連事業の工事着手時期等詳細が未定であることから、それぞれの影響が最大となる時期を重ねて試算し、評価書第5章に記載しました。</p>

8.2.3 市長意見及びこれに対する事業者の見解

大阪市環境影響評価条例第20条第1項の規定に基づく、2025年日本国際博覧会環境影響評価準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解は、表8.2.3(1)～(3)に示すとおりである。

表 8.2.3(1) 準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
<p>SDGs 達成への貢献</p> <p>本事業がめざす SDGs 達成・SDGs+beyond への飛躍のためには、経済社会システムや技術のイノベーションとともに、新たなライフスタイルへの変革が不可欠であり、とりわけ脱炭素・資源循環・自然共生の取組にあたっては、その具体的な目標や整備・行動計画を示し、進捗状況や成果を逐次、広く発信、共有することにより、世界の人々が未来社会を体感する契機とすること。</p>	<p>本万博の準備、運営を通じての持続可能性の実現に向けて、ISO20121 への適合を視野に入れて、イベントの持続可能性を管理するシステム（ESMS）の導入を検討しています。</p> <p>2021年12月には、持続可能性有識者委員会を設置し、専門的見地からの意見等を伺い議論を進めており、2022年4月に、当協会の持続可能性への基本的な考え方や姿勢を示す「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」を公表した。</p> <p>また、今後、脱炭素・資源循環・自然共生を含む各分野において、個別目標や取組み事例を洗い出し、持続可能性有識者会議やワーキンググループで外部の声も聞きながら議論・ブラッシュアップを行い、2022年度末には、個別目標や取組み事例をまとめた「持続可能性計画」を作成・公表する予定です。この計画については、PDCA サイクルでの進捗管理、取組の継続的な改善・最適化を図ります。それぞれの進捗状況についても、適宜、協会ホームページ等で広く発信していく予定です。（p.30～33）</p>
<p>輸送計画</p>	
<p>1 自家用車での来場による環境負荷の低減を図るため、来場者数の平準化に加え、公共交通機関利用者へのポイント等の経済的インセンティブの付与、会場外駐車場の料金設定、さらに MaaS に駐車料金や燃料費、渋滞等の自家用車利用に関する情報を含め、交通手段を総合的に比較検討できる仕組みを構築することにより、公共交通機関の最大限の利用を促進すること。</p>	<p>本万博では、2025年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会を設置し、万博会場への安全・円滑な来場を実現するための具体的な対策について検討を行っており、来場者の集中による交通渋滞や混雑等を軽減するため、MaaS 等を活用し、入場事前予約と連動した最適な推奨ルートの提供等について検討します。今後、来場車両による環境負荷の低減に向けて、道路渋滞情報等をリアルタイムで提供するなど、公共交通機関の利用を促す仕組みについて検討します。さらに、自家用車による来場を低減する観点から、広域的な団体バスによる来場促進策についても検討します。</p> <p>これら来場者輸送の基本的な方針については2022年6月に「大阪・関西万博 来場者輸送基本方針」として公表しており、具体的な取組内容については引き続き検討を行い、適宜公表していきます。（p.10）</p>
<p>2 各会場外駐車場の料金調整による出発地に合った最適な会場外駐車場への誘導や、周辺の民間駐車場との料金調整等により、会場周辺への自家用車の集中を回避すること。</p>	<p>会場周辺への交通集中を回避するため、出発地に合った最適な駐車場を案内するなど、各駐車場の適切な運用について2025年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会において検討するとともに、会場周辺の民間駐車場に料金調整等の協力を求め、会場周辺への自家用車の集中による混雑を回避するよう努めます。（p.11）</p>
<p>3 予測の前提としている走行ルートへの誘導を確実にするため、湾岸舞洲出入口等の利用者へのインセンティブ付与に加えて、万博来場車両以外の一般車両に対する迂回の呼びかけ等による湾岸線等の混雑緩和を図ること。</p>	<p>本万博の開催中においては、混雑が予想される道路や日時など必要な区間・時期を見定め、万博交通に対するマネジメントを行った上で、万博来場車両以外の一般車両の混雑緩和を目的として、迂回等の取組を働きかける TDM の実施を検討します。取組内容については2025年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会において議論した後、必要に応じた推進体制を整備し、広く働きかけを行います。（p.10）</p>

表 8.2.3(2) 準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
<p>廃棄物</p> <p>開催中に発生する廃棄物については、過去の博覧会を上回る世界最高レベルの目標を掲げ、以下をはじめとする新たな取組に果敢にチャレンジするとともに、万博アプリの活用によるポイント付与やデポジット制の導入等により、実践をサポートすることで、その実効性を確保し、行動変容につなげること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来場者の飲食等については、循環型ライフスタイルを体感する契機と捉え、ワンウェイのプラスチック製容器包装の持ち込み禁止、マイバッグやマイボトルの提供、リユース食器・カトラリーについては再生材やバイオマスプラスチック素材等の採用と会場内での仕様の統一化・共有化等に取り組むとともに、食品ロスについては需要予測に加えフードシェアリング等により最大限に削減すること。 ・分別・回収にあたっては、分かりやすいピクトグラムを導入に加えて、案内係の配置やIoT・AI・ロボティクス等の技術の活用により、海外からの来場者を含め、多様な全ての来場者による取組を促進すること。 	<p>開催中の廃棄物に対する取組みについては、準備書に記載の取組みに加え、企業協賛等の活用も含め、リユース食器の採用や非プラスチック製の容器・包装資材等の使用など再生可能な資材の採用によるプラスチックごみの削減やスマートごみ箱の導入など新技術の導入により、廃棄物削減や持続可能性推進に資する新たな取組を積極的に進めていきます。また、入場事前予約制度と連動した需要予測による食品ロスの削減に資する取り組みについても検討を行います。</p> <p>また、来場者の取組みの推進、実践をサポートするため、アプリ等を活用したポイント付与等を含め、来場者の気づきや行動変容につながる仕組みを導入していきます。</p> <p>2022年4月に公表した改定版「EXPO2025 グリーンビジョン」では、ごみゼロ、食品廃棄ゼロ、ファッションロスゼロを目指すべき方向性として掲げており、今後具体的な方策を関係者と協力しながら検討します。</p> <p>企業協賛については、2022年2月から会場整備参加について公募を開始しましたが、運営参加については2022年度以降に公募を開始する予定です。</p> <p>現在、検討を進めているESMSの中で、削減目標や取組を具体化し、PDCAサイクルでの進捗管理、取組の継続的な改善・最適化を図ることで、廃棄物の抑制等を実施していきます。(p.467～468)</p>
<p>地球環境</p>	
<p>1 本事業の実施にあたっては、会期前、会期中、会期後に至るまで温室効果ガスの削減について野心的な目標を設定するとともに、会場運営にあたっては、既存技術の活用や革新的技術の導入に加えて、会場内のメガソーラーの活用や再生可能エネルギーの調達により、カーボンニュートラルの実現をめざすこと。</p>	<p>本事業の実施に係る二酸化炭素排出量については、会期中の会場内でのエネルギー使用や来場者の移動等に加え、会期前の建設工事や会期後の解体工事をバウンダリ内に含めて算出します。</p> <p>二酸化炭素排出量削減の取組みや目標等については、今後、ESMSにおいて有識者のご意見を伺いながら検討を行い、適宜その内容や進捗を公表していきます。</p> <p>開催中の二酸化炭素については、可能な限り、エネルギー使用の効率化や再生可能エネルギーの導入により削減を図ると共に、再エネ電力の調達等も含め、カーボンニュートラルの実現を目指し、検討していきます。(p.486～487)</p>
<p>2 来場者の移動に伴うCO₂排出量が多いことから、MaaS等の技術により公共交通機関の利用促進を図るとともに、シャトルバスやパークアンドライドバスへの電気自動車や燃料電池自動車の導入により、移動の低炭素化を図ること。</p>	<p>本万博では、来場車両による環境負荷の低減に向けて、MaaS等を活用し、道路渋滞情報をリアルタイムで提供するなど、道路にアクセスが集中しないよう、公共交通機関の利用を促す仕組みについて、2025年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会において検討していきます。</p> <p>さらに、令和4年度から開始された大阪府市の車両購入補助制度を活用し、バス事業者へ電気自動車等の購入促進を図るなど、シャトルバスやパークアンドライドバスに可能な限り電気自動車等を導入することを目指します。(p.10, 486～487)</p>
<p>3 革新的技術の導入にあたっては、脱炭素化エネルギーシステムの確立に向けて、徹底した省エネルギー、最大導入された再生可能エネルギー、その変動調整をも担う蓄電、蓄熱、水素等にデジタル制御技術を組み合わせるとともに、過去のストックベースでの二酸化炭素削減(ビヨンド・ゼロ)に資するネガティブエミッション技術とメタン合成等を加えることで、カーボンニュートラルを支えるイノベーションの具体像をその効果と共にショーケース化(見える化)し、国内外に発信すること。</p>	<p>本万博において目指すべき環境・エネルギーのあり方や会場内外において実装・実証を目指すべき技術について、「EXPO2025 グリーンビジョン」として取りまとめ、その具体化に向けて検討しています。2022年4月に公表した改定版においては、具体化に向けた「EXPO2025 グリーンビジョン具体化タスクフォース」での検討状況や会場内や周辺地域における活用イメージ等を記載しています。</p> <p>今後、脱炭素化に資する技術の実証・実装事業の実施について継続して検討を行い、その進捗に応じた公表、情報発信を行っていきます。</p> <p>また、技術実証・実装事業について、来場者の理解促進を促す展示方法等や国内外への発信に向けて検討していきます。(p.486～487)</p>

表 8.2.3(3) 準備書に関する市長意見とこれに対する事業者の見解

市長意見	左の意見に対する事業者の見解
<p>動物・生態系</p> <p>夢洲では多様な鳥類が確認されていることから、専門家等の意見を聴取しながら、工事着手までにこれら鳥類の生息・生育環境に配慮した整備内容やスケジュール等のロードマップを作成し、湿地や草地、砂れき地等の多様な環境を保全・創出すること。</p>	<p>夢洲の会場整備にあたっては、会場内だけでなく会場外も含め、次のとおり、浅場や砂れき地、緑地等のそれぞれの場において可能な限り鳥類の生息・生育環境に配慮するよう努めます。</p> <p>ウォーターワールド内の沈殿池は、地盤改良の予定がなく、浅場や羽休め等の休息の場として鳥類の利用が可能と考えられます。また、ウォーターワールドの地盤改良後には、大阪市と連携し、底質土砂の一部等を戻し、水位を回復することで浅場となり、水辺を利用する鳥類が利用できるよう努めます。</p> <p>夢洲1区の内水面付近は、2025年度末まで、草刈りの実施などの対策を大阪市等と調整し、裸地の形成に努めます。加えて、会場予定地内においても、今後の工事スケジュールの具体化に伴い、利用可能な場所の確保について検討していきます。</p> <p>静けさの森やグリーンワールドは2022年度に設計を行い、その後樹木等を確保し、工事着手する予定です。静けさの森は、現在は約1haの広さで計画しており、高木を含めた木々で、一定の緑量を確保する計画です。また、ウォーターワールド南西部の沈殿池内には、現在も植物が生育しており、植物の生育環境が維持されるよう、できる限り配慮していきます。</p> <p>なお、それぞれの場における鳥類の生息・生育環境の配慮については、施工場所や工事スケジュール等の具体化に合わせ、適宜ホームページ等において公表していきます。</p> <p style="text-align: right;">(p. 515～519)</p>
<p>植物</p> <p>ハマボウ、ホソバノハマアカザ、ウラギクについて、早急に現地の状況を確認した上で、本事業の工事により生息環境への影響が想定される場合は、関係機関と協議の上、環境保全対策を実施すること。</p>	<p>市民団体の調査により確認されたハマボウ、ホソバノハマアカザ、ウラギクについては、生育が確認された場所の周辺において、本事業の工事開始前に改めて調査を実施し、生育状況への影響が考えられる場合には、有識者に相談の上、保全措置を検討し実施します。</p> <p>なお、4月に現地確認を実施した結果、会場内においてハマボウ、ホソバノハマアカザ、ウラギクの生息は確認されませんでした。工事開始前の花期に改めて調査を実施します。</p> <p style="text-align: right;">(p. 614, 619)</p>